

第9期隠岐広域連合介護保険事業計画（案）

パブリックコメントの留意事項について

隠岐広域連合介護保険課

当広域連合では第9期隠岐広域連合介護保険事業計画に対する意見の募集をいたします。ただし、12月22日現在、将来推計人口（令和5年推計）及び介護保険料の標準段階が国から示されていないことから、下記の各章のページにつきましては、現時点での推計及び介護保険料段階を記載しております。

今後、国から示された後に修正し、差し替えることといたしますのでご了承くださいますようお願いいたします。

第9期介護保険料の基準額は第8期と同様に月額6,550円とする予定です。

記

【差替え予定ページ】

第2章 15P～29P

第9章 91P～98P、102P～103P

※修正後の第9期隠岐広域連合介護保険事業計画（案）は、隠岐広域連合ホームページに掲載いたします。

隠岐広域連合
介護保険事業計画(案)
(第9期)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月
隠岐広域連合
(海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町)

《 目 次 》

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定にあたって	2
1.	計画の基本的な考え方	3
2.	計画の根拠と位置づけ	9
3.	計画期間	9
4.	計画の策定（体制・経過等）	10
第2節	日常生活圏域の設定	12
第2章	隠岐圏域の高齢者の現状と将来の予測	14
第1節	人口と高齢化率の推移	15
1.	隠岐圏域における人口と高齢化率の推移	15
2.	海士町における人口と高齢化率の推移	16
3.	西ノ島町における人口と高齢化率の推移	17
4.	知夫村における人口と高齢化率の推移	18
5.	隠岐の島町における人口と高齢化率の推移	19
第2節	認定者数の推移	20
1.	隠岐圏域における認定者数の推移	20
2.	海士町における認定者数の推移	21
3.	西ノ島町における認定者数の推移	22
4.	知夫村における認定者数の推移	23
5.	隠岐の島町における認定者数の推移	24
第3節	認知症高齢者数の推移	25
1.	隠岐圏域における認知症高齢者数の推移	25
2.	海士町における認知症高齢者数の推移	26
3.	西ノ島町における認知症高齢者数の推移	27
4.	知夫村における認知症高齢者数の推移	28
5.	隠岐の島町における認知症高齢者数の推移	29
第3章	介護サービス等の実績と評価	30
第1節	保険給付費の推移	31
第2節	第8期計画値とサービスの利用状況	33
1.	保険給付費における第8期計画値と利用状況	33
2.	地域支援事業費における第8期計画値と利用状況	34
第3節	サービス基盤の整備状況	35

第4章	海士町地域包括ケアシステムの深化・推進	36
第1節	海士町としての課題と重点施策	37
1.	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	37
2.	地域包括ケアを支える機能の強化	39
3.	安心して暮らせる町づくり	41
4.	参考資料	44
第5章	西ノ島町地域包括ケアシステムの深化・推進	45
第1節	西ノ島町としての課題と重点施策	46
1.	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	46
2.	地域包括ケアを支える機能の強化	48
3.	安心して暮らせる町づくり	50
4.	参考資料	54
第6章	知夫村地域包括ケアシステムの深化・推進	55
第1節	知夫村としての課題と重点施策	56
1.	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	56
2.	地域包括ケアを支える機能の強化	57
3.	安心して暮らせる村づくり	59
4.	参考資料	61
第7章	隠岐の島町地域包括ケアシステムの深化・推進	62
第1節	隠岐の島町としての課題と重点施策	63
1.	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	63
2.	地域包括ケアを支える機能の強化	65
3.	安心して暮らせる町づくり	67
4.	参考資料	71
第8章	隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進	74
第1節	介護人材の育成及び生産性向上の推進	75
1.	官民協働体制の推進	76
2.	介護人材の育成及び定着の推進	79
3.	ICT等の活用及び業務効率化の推進	80
4.	介護サービス事業者の支援・育成	81
第2節	介護給付適正化の推進	82
1.	隠岐広域連合と他保険者との比較	83
2.	要介護認定の適正化	85
3.	ケアプラン、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検	86
4.	縦覧点検・医療情報との突合	89

第9章 介護保険制度の安定した運営	90
第1節 介護サービス基盤の整備	91
1. 介護サービス量の見込みの考え方	91
2. サービス種類ごとの見込み量	91
3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標	99
第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理	100
1. 介護保険事業費の財源構成と推移	100
2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料	102
3. 介護保険料の徴収管理	104
第3節 災害・感染症対策に係る体制整備	105
1. 災害に係る体制整備	105
2. 感染症に係る体制整備	106
第10章 計画のフォローアップ	107
第1節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発	108
1. 介護保険運営協議会による計画の評価	108
2. 介護サービス及び計画の普及啓発	108

【資料編】

● 隠岐広域連合介護保険運営協議会設置要綱	109
● 隠岐広域連合介護保険運営協議会委員名簿	110
● 用語の解説	111

【介護予防・日常生活圏域二一ズ調査分析結果】

I. 調査概要	121
II. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査指標	122
III. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査調査票	136

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方
2. 計画の根拠と位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の策定（体制・経過等）

第2節 日常生活圏域の設定

第1節 計画策定にあたって

介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による介助者の離職が社会問題となる中、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度は創設以来24年が経過しました。また、介護保険法に基づき策定が義務付けられている介護保険事業計画（以下「計画」という。）についても、今回の策定で第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）を迎えます。

この第9期計画期間中には、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。また全国的に見れば、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークに達すると見込まれています。

隠岐圏域においては、生産年齢人口が大幅に減少していく一方で、85歳以上の人口は令和22（2040）年まで増加し、その後減少する見込みです。また令和17（2035）年には高齢者のうち、後期高齢者の割合は70%を超える見込みとなっています。このように後期高齢者の人口が増加する中では、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加し、医療と介護の連携の必要性はますます高まっていくと予測されます。

今後は地域のみでなく高齢者一人ひとりの多様性に対応していくことが求められ、介護給付サービスに限らず地域支援事業や独自施策の取り組み等、サービス提供体制を総合的に検討することが必要となります。ただし、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は、隠岐4町村（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）ごとに異なります。令和22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現に向けて町村ごとに中長期的な人口動態や介護ニーズを踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取り組みや目標を計画として策定し、隠岐圏域全体で取り組んでいきます。

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「人生 100 年時代」の到来は、高齢者一人ひとりにとっての「多様性の時代」といえます。人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、世代や分野を超えた多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現が目指されています。

「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となる今後の地域包括ケアシステムには、こうした一人ひとりの多様性に対応していくことが求められます。そのためには介護給付サービスのみではなく、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を総合的に検討し、各町村の実情に応じて取り組んでいく必要があります。

以上のことから、地域（なじみ）の中で社会保障や産業などの垣根を超えてつながりを強化し、多様な価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を安心して送ることができる社会を目指して、下記の基本理念のもと施策を推進します。

地域（なじみ）の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、2つの基本目標により計画を推進します。

基本目標 1

住民同士が支え合い、自分らしくいきいき暮らせる地域の形成

重点施策

「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」

いきいきと自分らしい人生を送ることができるよう自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が地域（なじみ）の中で元気に暮らせるよう支援します。

「地域包括ケアを支える機能の強化」

●地域ケア会議等の推進

高齢者個人への支援の充実と社会基盤の整備を図るため、多職種協働による個別事例に関する地域ケア個別会議と、この会議で蓄積された地域課題の解決に向けた政策形成に関する地域ケア推進会議を推進します。

●地域包括ケアシステムを支える人材の確保

必要な介護人材の確保のため、地域の関係者とともに、若年層、中高年層、子育てを終えた層や他業種からの新規参入の促進、U・Iターン者や外国人介護人材の確保に向け、総合的な取組みを推進します。

「安心して暮らせる町・村づくり」

●生活支援体制の強化

生活支援コーディネーター、協議体、地域の関係者等と連携し、地域住民の互助による助け合い活動を推進し、高齢者の生活を支える体制づくりに取り組みます。

●在宅医療・介護連携の推進

医療・介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携強化を推進します。

●認知症施策の推進

認知症になっても希望をもち、地域（なじみ）の中で日常生活を過ごせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援や認知症への理解を深めるための普及啓発活動を推進します。

●高齢者の権利擁護体制の強化

高齢者の虐待予防等の高齢者の権利擁護に関する取組みを強化します。

●高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

地域（なじみ）の中で生活ができるよう居住継続に関する支援を行うとともに日常生活の基盤となる住まいの情報提供や整備を推進します。

基本目標2

安定したサービス基盤の形成

重点施策

「介護人材の育成及び介護現場の生産性向上の推進」

離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、資格取得や専門性の確立による資質の向上、介護現場における課題に応じた介護ロボット・ICTの活用を推進し介護現場の革新に取り組みます。

「介護給付適正化の取り組み」

利用者本位の介護サービスとなるよう介護給付費の適正化の取り組みを推進します。

「介護サービス基盤の整備」

高齢化の更なる進行と要介護等認定者の伸びを踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備を推進します。

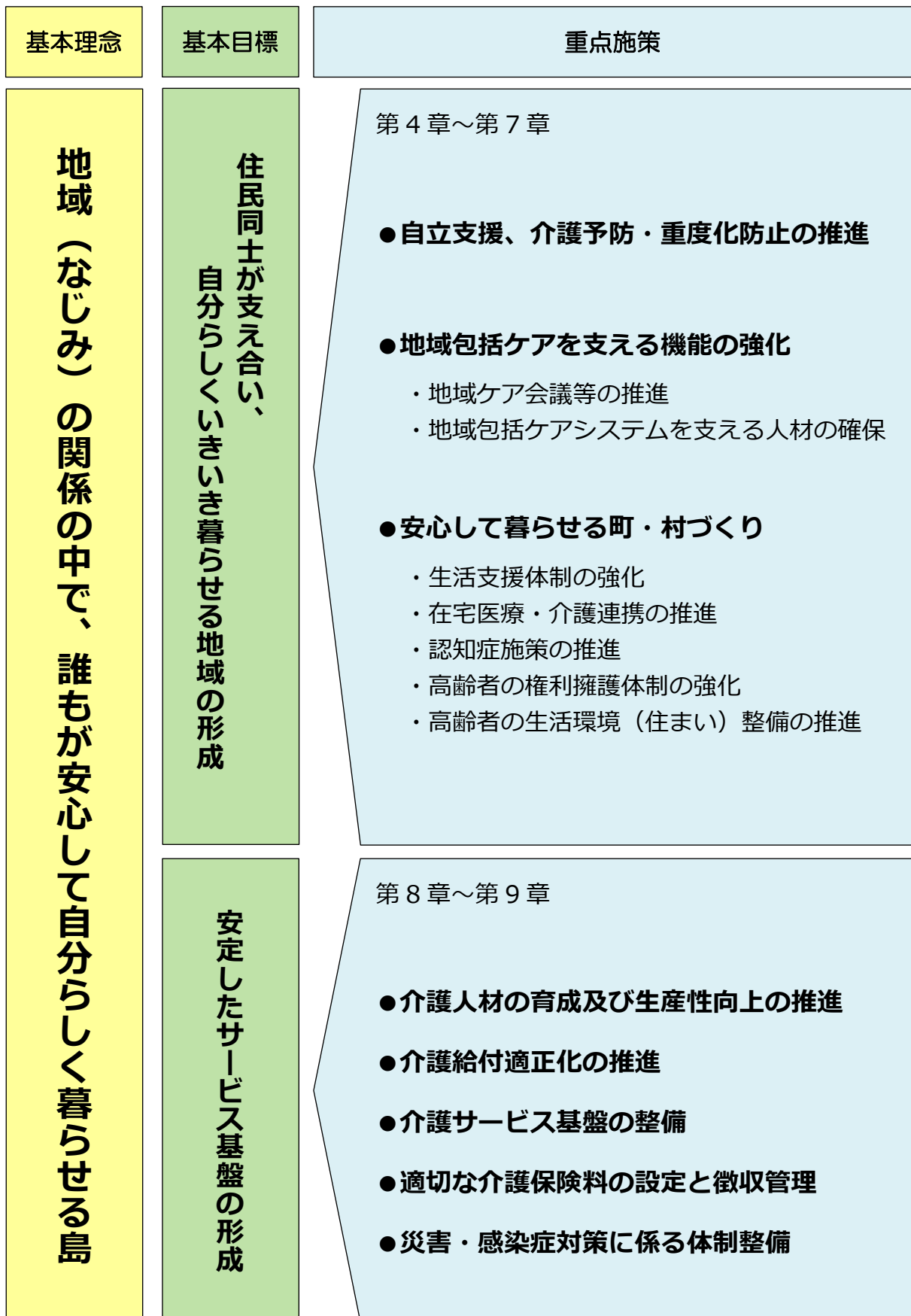
「適切な介護保険料の設定と徴収管理」

第9期計画期間における介護保険料を適切に設定するとともに、介護保険料の確実な徴収を推進します。

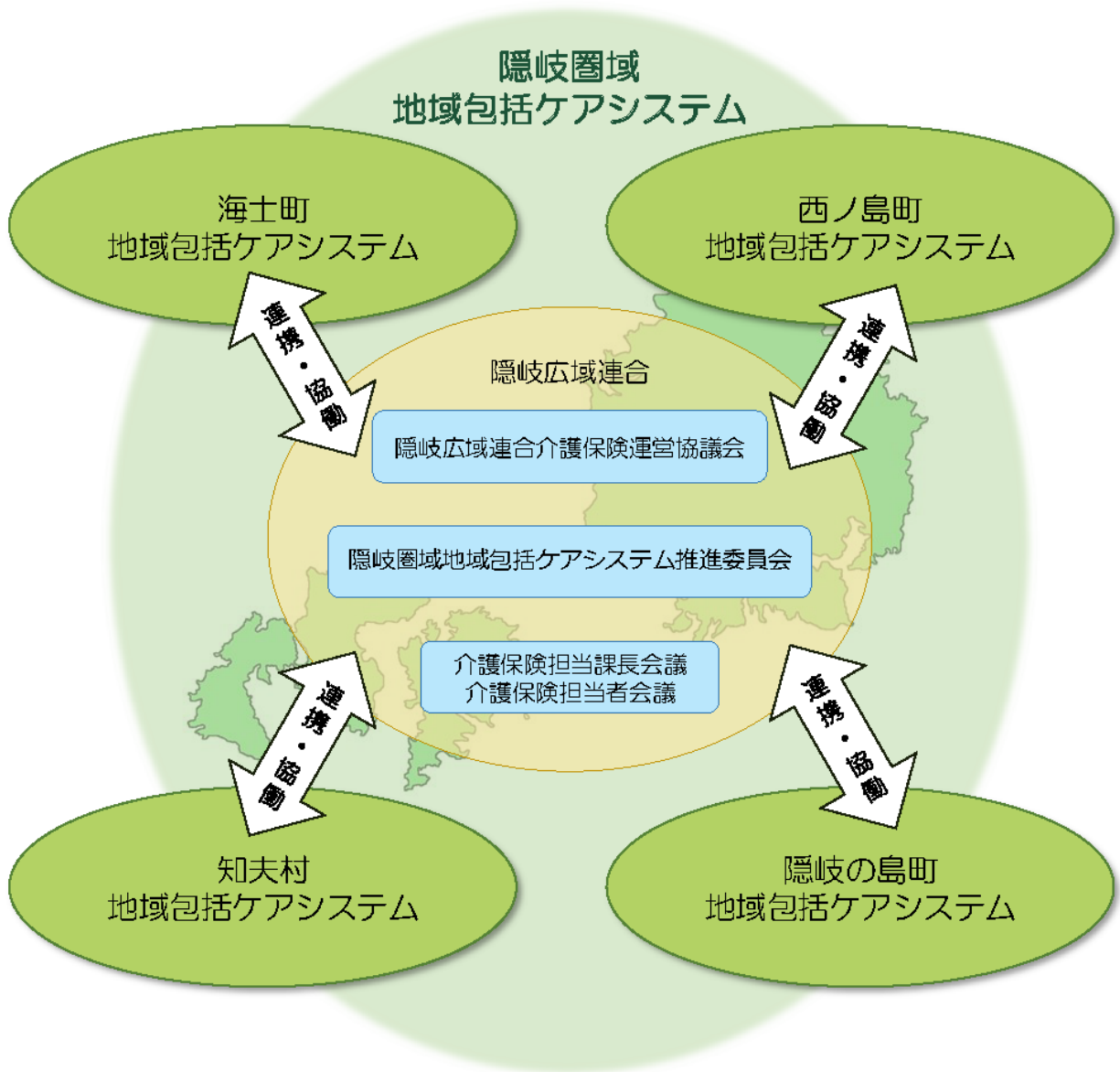
「災害・感染症対策に係る体制整備」

近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、関係機関と協力しながら災害や感染症への対策整備を推進します。

(4) 施策の体系図



● 隠岐圏域地域包括ケアシステム



●地域包括ケアシステムの構成要素

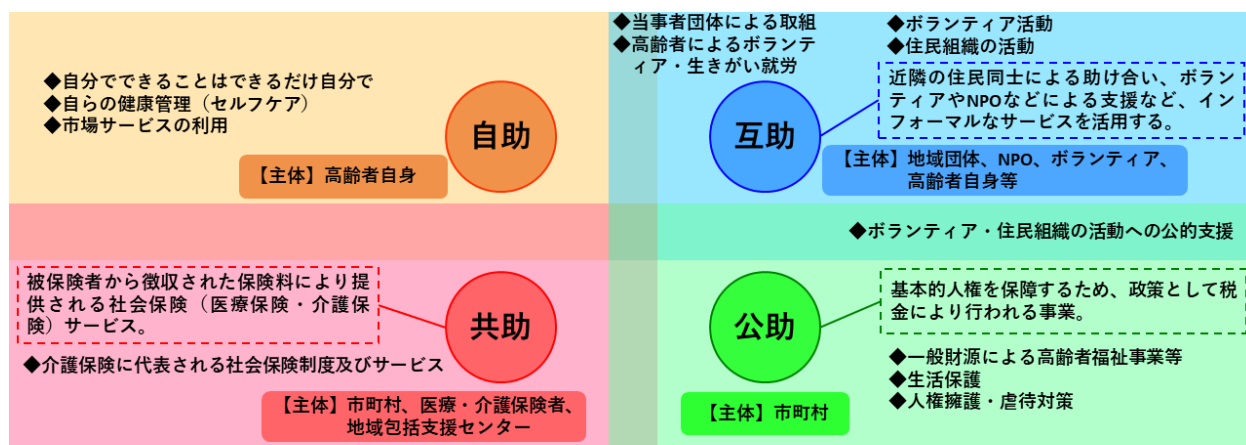
地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

●自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



出典：平成25年3月地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定する法定計画です。

(2) 計画の役割と実施主体

本計画は隠岐圏域の現状並びに将来像を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら介護保険事業が安定的・持続的に運営できることを目的としています。隠岐圏域における要介護者や要支援者の人数、介護サービス等の利用意向などを勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービス等の提供体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり支え合う地域共生社会の実現を目指します。なお、保険者である隠岐広域連合と隠岐4町村が連携し、一体的に実施する計画となりますが、地域包括ケアシステムの深化・推進については、それぞれの地域特性に応じて隠岐4町村が主体的に実施します。

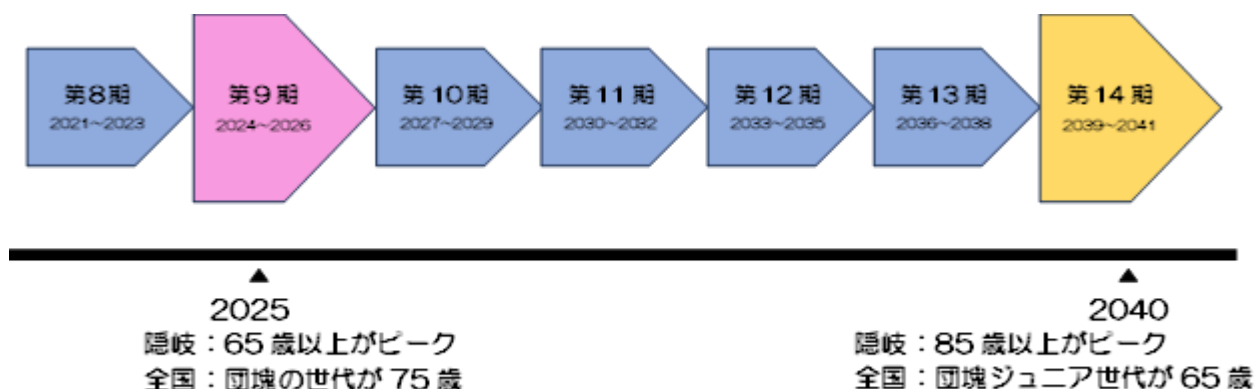
(3) 関連計画との関係

隠岐4町村が定める総合振興計画、福祉関連計画及び医療計画並びに隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書との整合性を図り、調和を保った計画です。

3. 計画期間

本計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を目標年度とする3年間を計画期間とします。なお、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、隠岐圏域において85歳以上の高齢者がピークになると見込まれる令和22（2040）年度を見据えて策定いたします。

●令和22（2040）年度を見据えた介護保険事業計画の策定



4. 計画の策定（体制・経過等）

(1) 各種調査の実施

高齢者や介護人材の実態把握と地域課題の分析のため、下記のとおり調査を実施しました。

- 介護人材実態調査（隠岐広域連合独自調査）
目的：介護人材にかかる諸課題の把握
対象：介護サービス事業者及びその従事者
期間：令和4（2022）年6月15日～令和4（2022）年7月8日

- 在宅介護実態調査（隠岐広域連合独自調査）
目的：訪問介護サービスを利用している方の実態の把握
対象：包括支援センター、居宅介護支援事業所
期間：令和4（2022）年9月1日～令和4（2022）年10月19日

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国の示す調査項目）
目的：日常生活圏域ごとに地域の抱える課題等の把握
対象：要介護1未満の高齢者
期間：令和5（2023）年1月4日～令和5（2023）年2月28日

(2) 関係会議による協議検討

本計画の策定にあたっては、隠岐4町村の介護保険担当課と保険者である隠岐広域連合介護保険課からなる「介護保険事業計画策定会議」において原案を作成し、住民・被保険者の代表、保健・医療関係者、社会福祉関係者、学識経験者などで構成される「隠岐広域連合介護保険運営協議会」において議論いただきながら策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

住民や関係者の意見を反映させるため、第9期計画の素案について、令和5（2023）年12月25日から令和6（2024）年1月19日の期間でパブリックコメントを実施しました。

●計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和5(2023)年	
1月 4日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(～ 2月28日)
5月 11日	第1回介護保険事業計画策定会議(議題:事業計画策定趣旨等)
6月 15日	第2回介護保険事業計画策定会議(議題:事業計画構成案等)
6月26日	第1回介護保険運営協議会(議題:事業計画基本理念、構成案等)
9月 7日	第3回介護保険事業計画策定会議(議題:計画素案等)
10月 6日	第2回介護保険運営協議会(議題:事業計画素案等)
10月25日	第4回介護保険事業計画策定会議(議題:計画素案等)
11月16日	第3回介護保険運営協議会(議題:事業計画素案等)
12月 1日	第5回介護保険事業計画策定会議(議題:計画素案等)
12月18日	第4回介護保険運営協議会(議題:事業計画素案等)
12月25日	パブリックコメント(～令和6(2024)年1月19日)
令和6(2024)年	
月 日	第5回介護保険運営協議会(議題:事業計画最終案確認等)

第2節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が安心して日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域であり、介護保険法により設定することとされています。

第7期計画から、島前3町村の3圏域と隠岐の島町を7圏域に設定し、計10圏域とすることで地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

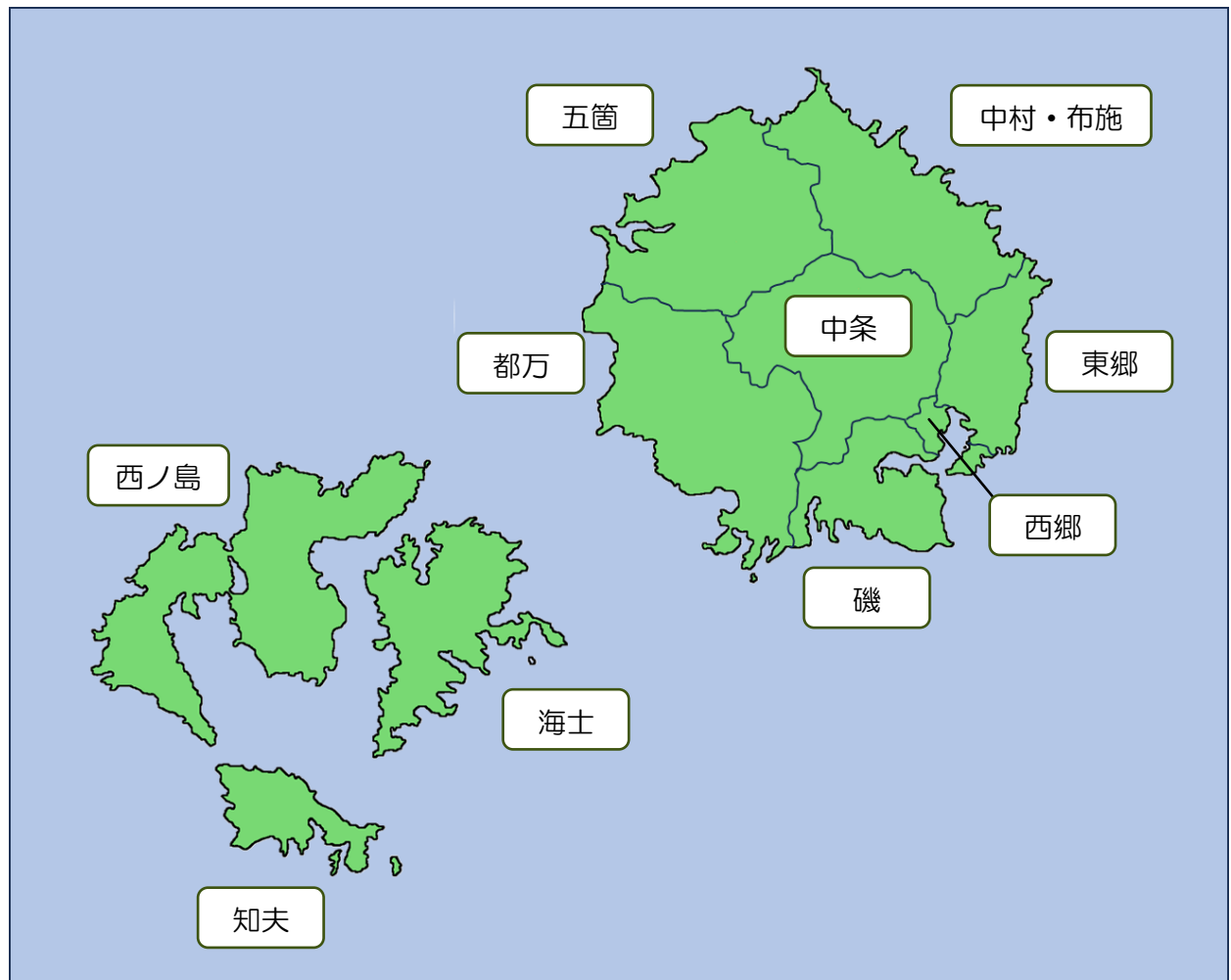
第9期計画においてもこれを踏襲し、それぞれの日常生活圏域における課題や地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進と多様なサービス提供基盤の整備に努めます。

日常生活圏域一覧

第9期計画期間中の 日常生活圏域	人口	第1号被保険者数	認定者数
		高齢化率	認定率
海士圏域	2,198人	889人 40.4%	195人 21.9%
西ノ島圏域	2,561人	1,259人 49.2%	266人 21.1%
知夫圏域	604人	278人 46.0%	65人 23.4%
西郷圏域	4,767人	1,808人 37.9%	428人 23.7%
東郷圏域	921人	413人 44.8%	77人 18.6%
磯圏域	1,767人	656人 37.1%	114人 17.4%
中条圏域	1,917人	773人 40.3%	126人 16.3%
中村・布施圏域	1,004人	542人 54.0%	122人 22.5%
五箇圏域	1,487人	665人 44.7%	201人 30.2%
都万圏域	1,531人	738人 48.2%	155人 21.0%

※令和5（2023）年3月末現在

日常生活圏域地図



第2章 隠岐圏域の高齢者の現状と将来の予測

第1節 人口と高齢化率の推移

1. 隠岐圏域における人口と高齢化率の推移
2. 海士町における人口と高齢化率の推移
3. 西ノ島町における人口と高齢化率の推移
4. 知夫村における人口と高齢化率の推移
5. 隠岐の島町における人口と高齢化率の推移

第2節 認定者数の推移

1. 隠岐圏域における認定者数の推移
2. 海士町における認定者数の推移
3. 西ノ島町における認定者数の推移
4. 知夫村における認定者数の推移
5. 隠岐の島町における認定者数の推移

第3節 認知症高齢者数の推移

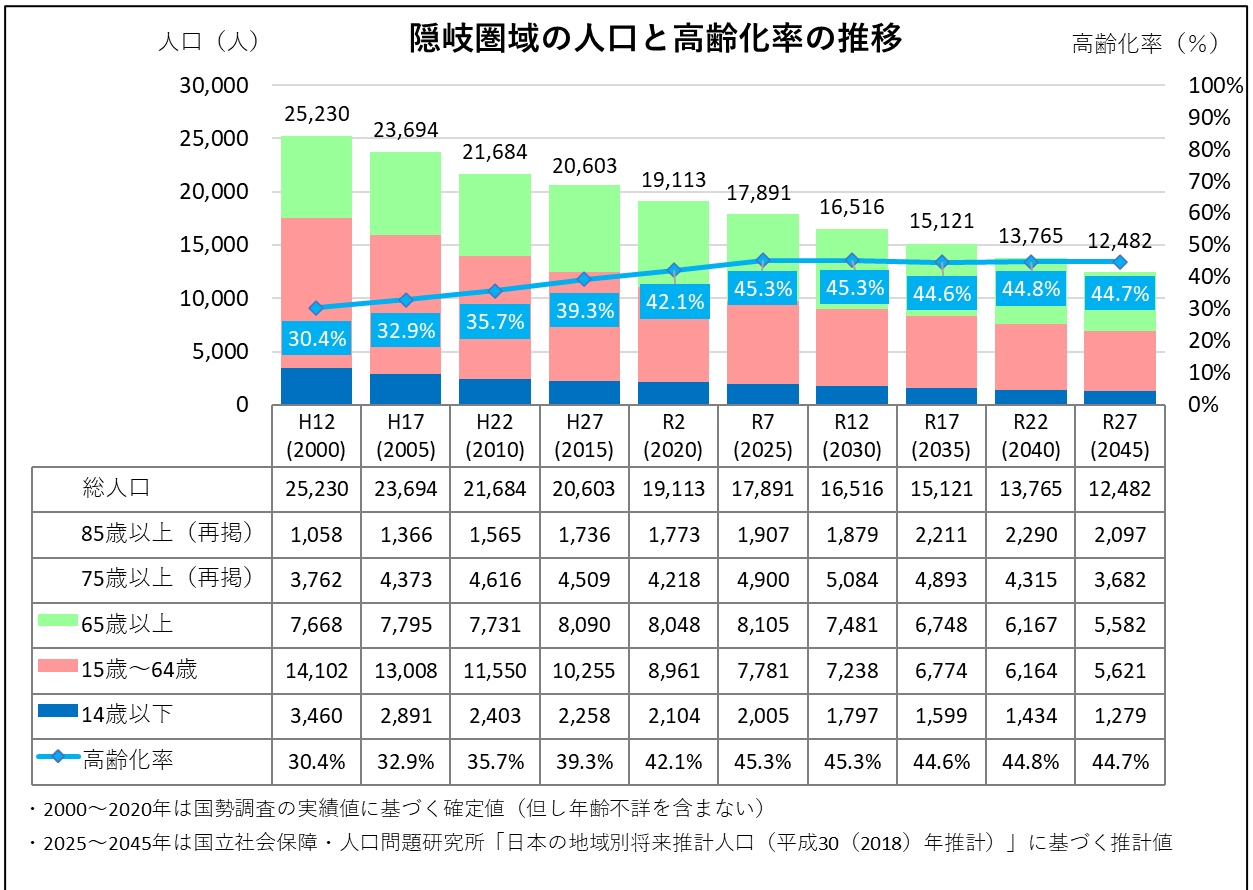
1. 隠岐圏域における認知症高齢者数の推移
2. 海士町における認知症高齢者数の推移
3. 西ノ島町における認知症高齢者数の推移
4. 知夫村における認知症高齢者数の推移
5. 隠岐の島町における認知症高齢者数の推移

第1節 人口と高齢化率の推移

1. 隠岐圏域における人口と高齢化率の推移

隠岐圏域の総人口は、介護保険制度が施行された平成12（2000）年が25,230人であったのに対し、令和27（2045）年には半数以下の12,482人になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和7（2025）年をピークに徐々に減少していき、高齢化率も令和7（2025）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移する見込みです。また、75歳以上の後期高齢者人口は令和12（2030）年にピークを迎え、その後は85歳以上の高齢者人口が令和22（2040）年まで増加していく見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12（2000）年が14,102人であったのに対し、令和27（2045）年には半数以下の5,621人になると予測されることから、支援の担い手の確保や地域共生社会の実現が求められます。



●第9期計画期間の人口と高齢化率の推移

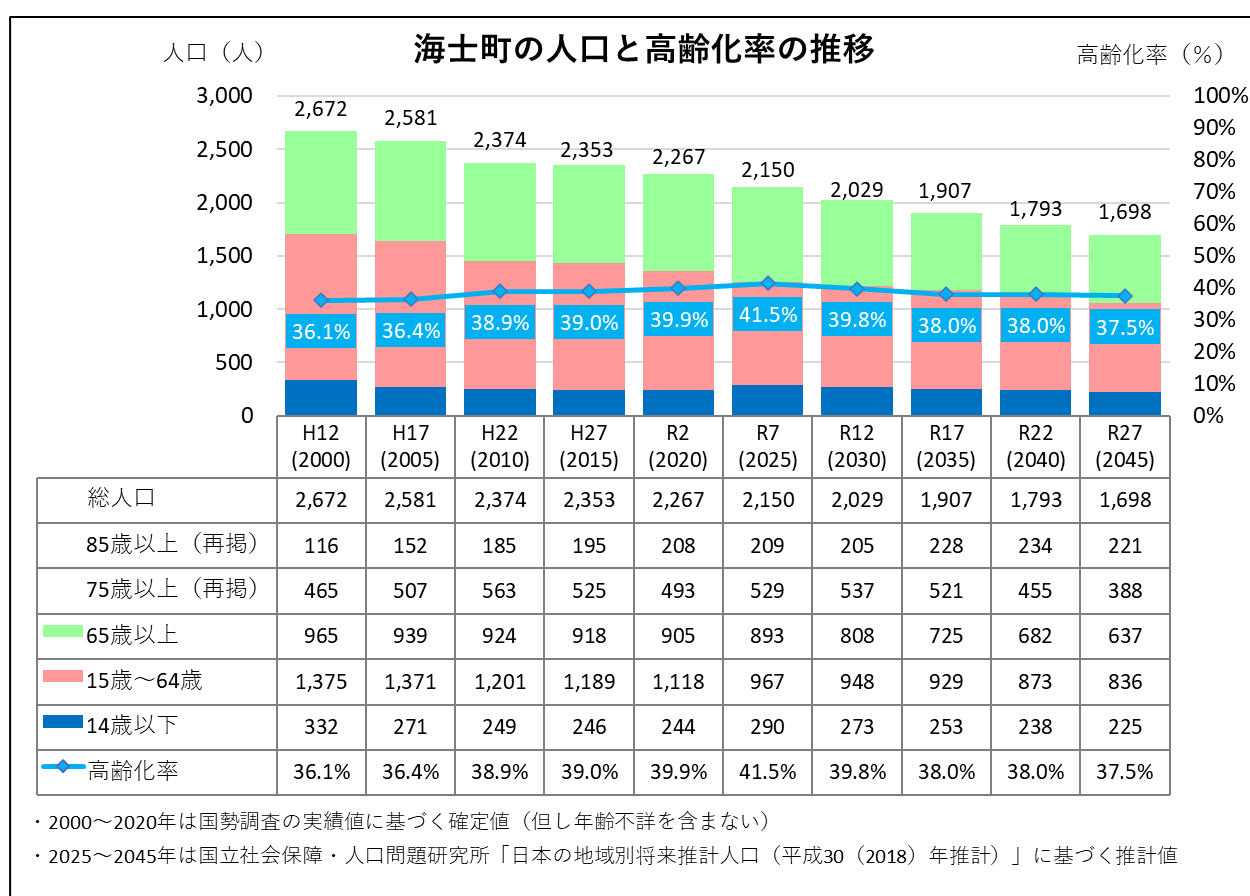
（単位：人）

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
隠岐圏域	総人口	18,137	17,891	17,616
	85歳以上（再掲）	1,907	1,907	1,900
	75歳以上（再掲）	4,810	4,900	4,935
	65歳以上	8,142	8,105	7,978
	高齢化率	44.9%	45.3%	45.3%

2. 海士町における人口と高齢化率の推移

海士町の総人口は、平成 12（2000）年が 2,672 人であったのに対し、令和 27（2045）年には約6割の 1,698 になると予測されます。そのうち、65 歳以上の高齢者人口は平成 12（2000）年から徐々に減少していますが、高齢化率は令和 7（2025）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移する見込みです。また、75 歳以上の後期高齢者人口は令和 12（2030）年から徐々に減少し、その後は 85 歳以上の高齢者人口が令和 22（2040）年まで増加していく見込みです。

一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、平成 12（2000）年が 1,375 人であったのに対し、令和 27（2045）年には約6割の 836 になると予測されます。



●第9期計画期間の人口と高齢化率の推移

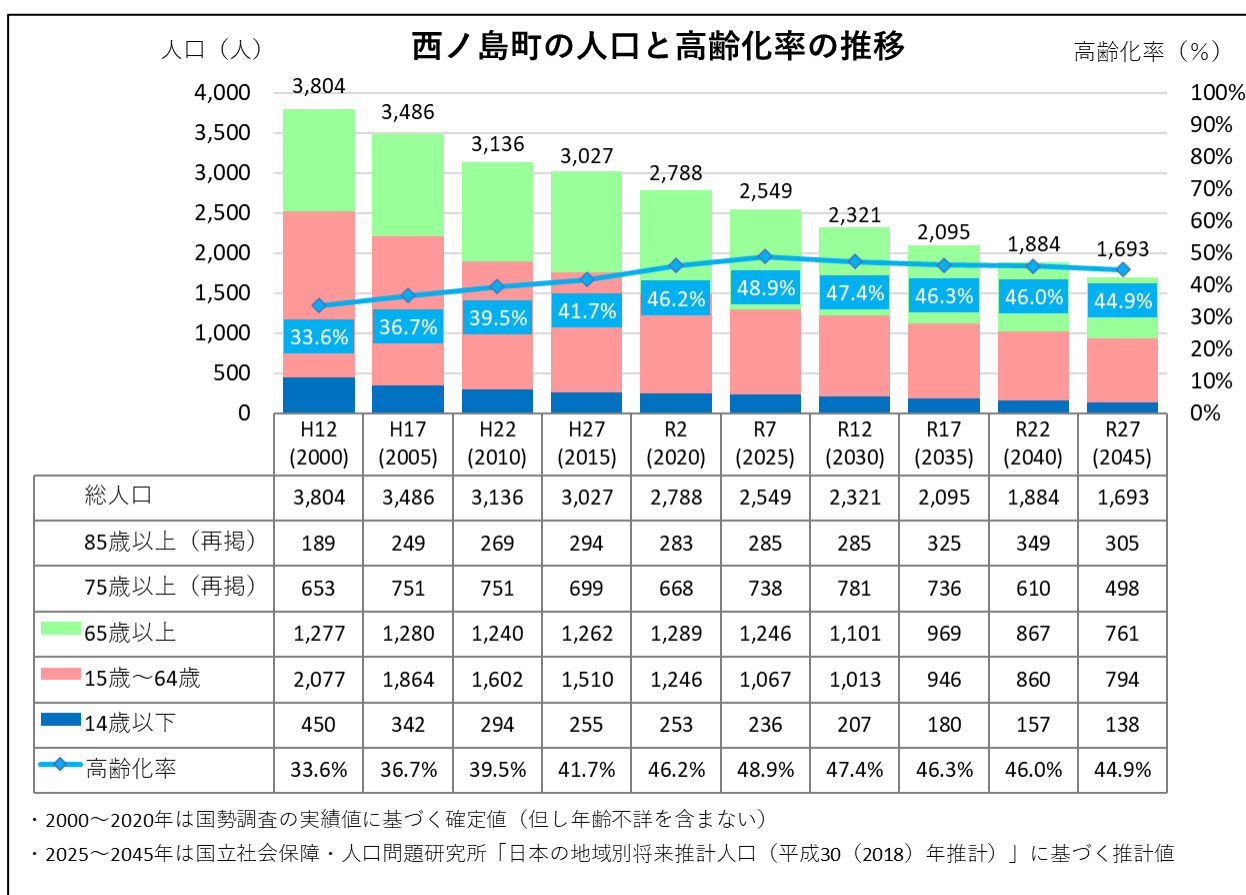
（単位：人）

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
海士町	総人口	2,173	2,150	2,126
	85歳以上（再掲）	211	209	208
	75歳以上（再掲）	523	529	530
	65歳以上	897	893	875
	高齢化率	41.3%	41.5%	41.2%

3. 西ノ島町における人口と高齢化率の推移

西ノ島町の総人口は、平成12（2000）年が3,804人であったのに対し、令和27（2045）年には半数以下の1,693になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和7（2025）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移する見込みです。また、75歳以上の後期高齢者人口は令和12（2030）年にピークを迎え、その後は85歳以上の高齢者人口が令和22（2040）年まで増加していく見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12（2000）年が2,077人であったのに対し、令和27（2045）年には半数以下の794になると予測されます。



●第9期計画期間の人口と高齢化率の推移

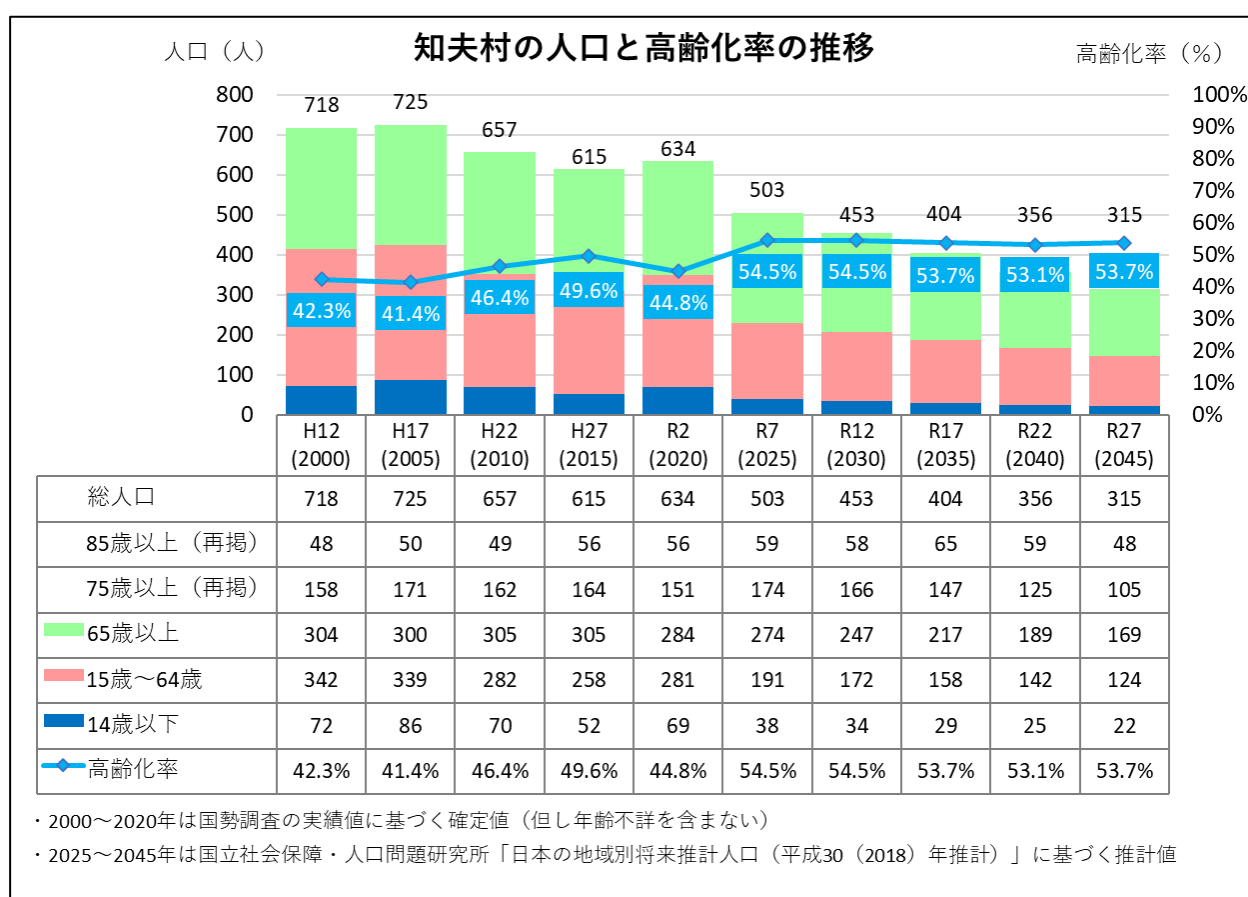
（単位：人）

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
西ノ島町	総人口	2,597	2,549	2,503
	85歳以上（再掲）	287	285	285
	75歳以上（再掲）	728	738	746
	65歳以上	1,257	1,246	1,216
	高齢化率	48.4%	48.9%	48.6%

4. 知夫村における人口と高齢化率の推移

知夫村の総人口は、平成 12 (2000) 年が 718 人であったのに対し、令和 27 (2045) 年には約半数の 315 になると予測されます。そのうち、65 歳以上の高齢者人口は平成 27 (2015) 年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和 12 (2030) 年にピークを迎え、その後はほぼ横ばいに推移する見込みです。また、75 歳以上の後期高齢者人口は令和 7 (2025) 年に、85 歳以上の高齢者人口は令和 17 (2035) 年にピークを迎え、その後は徐々に減少していく見込みです。

一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、平成 12 (2000) 年が 342 人であったのに対し、令和 27 (2045) 年には半数以下の 124 人になると予測されます。



●第9期計画期間の人口と高齢化率の推移

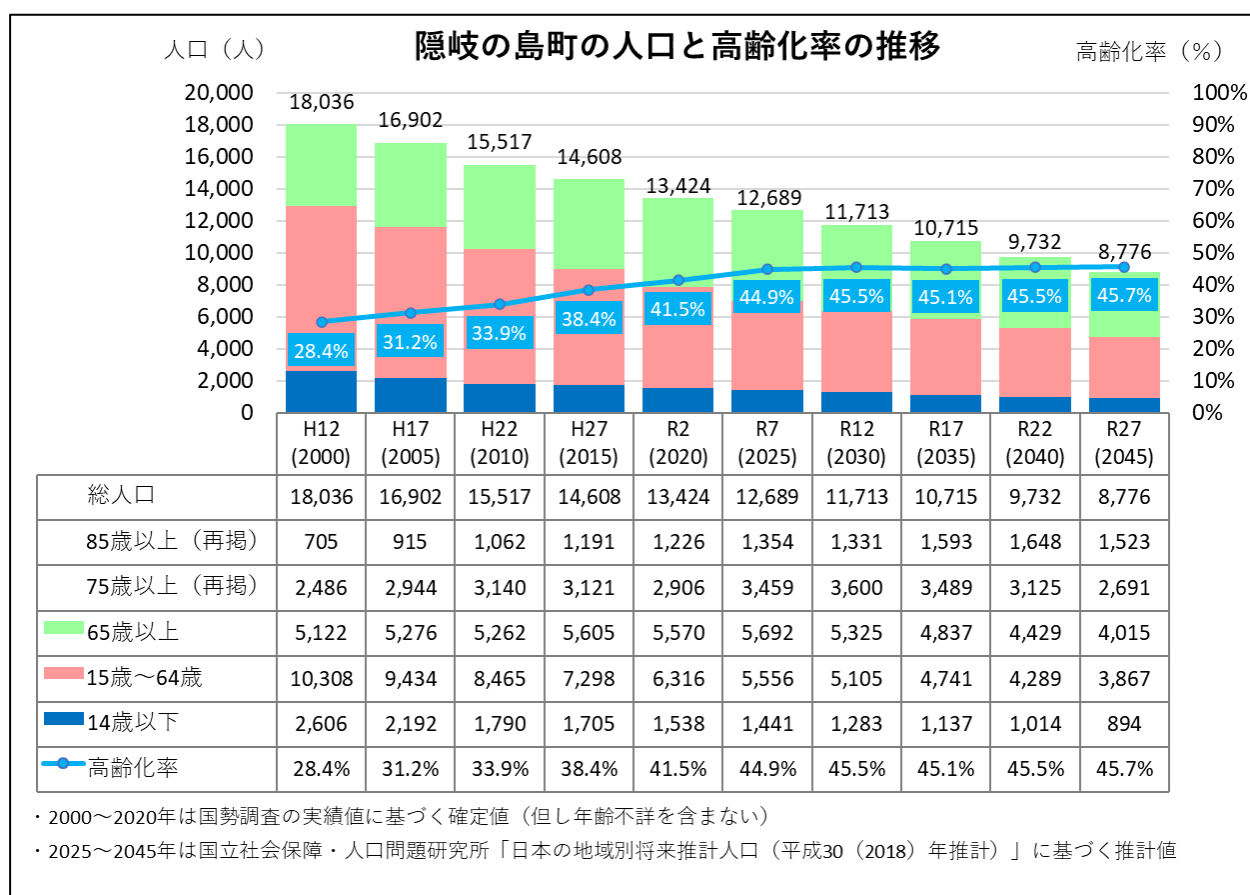
(単位：人)

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
知夫村	総人口	529	503	493
	85歳以上 (再掲)	57	59	58
	75歳以上 (再掲)	170	174	172
	65歳以上	276	274	269
	高齢化率	52.2%	54.5%	54.6%

5. 隠岐の島町における人口と高齢化率の推移

隠岐の島町の総人口は、平成12(2000)年が18,036人であったのに対し、令和27(2045)年には半数以下の8,776になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和7(2025)年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和12(2030)年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移する見込みです。また、75歳以上の後期高齢者人口も令和12(2030)年にピークを迎え、その後は85歳以上の高齢者人口が令和22(2040)年まで増加していく見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12(2000)年が10,308人であったのに対し、令和27(2045)年には半数以下の3,867になると予測されます。



●第9期計画期間の人口と高齢化率の推移

(単位:人)

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
隠岐の島町	総人口	12,838	12,689	12,494
	85歳以上(再掲)	1,352	1,354	1,349
	75歳以上(再掲)	3,389	3,459	3,487
	65歳以上	5,712	5,692	5,618
	高齢化率	44.5%	44.9%	45.0%

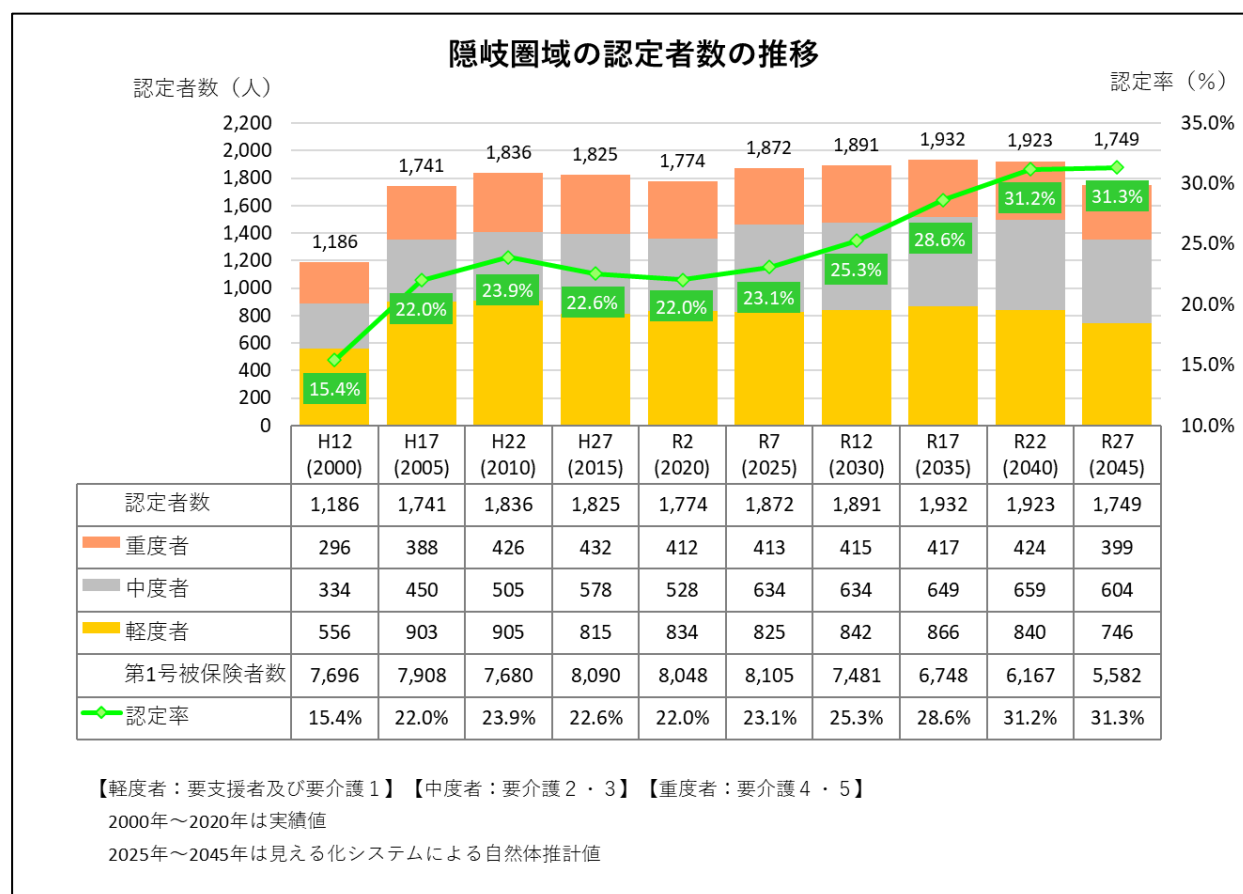
第2節 認定者数の推移

1. 隠岐圏域における認定者数の推移

隠岐圏域における認定者数は、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて緩やかに減少してきました。今後は令和17(2035)年のピークまで増加し、その後、ほぼ横ばいで推移し、令和27(2045)年に減少する見込みです。

一方で認定率については第1号被保険者数が減少していくことから、令和27(2045)年にかけて上昇していく見込みです。

介護保険制度の持続可能性の観点からも、引き続き、自立支援、介護予防・重度化防止の推進が求められます。



●第9期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

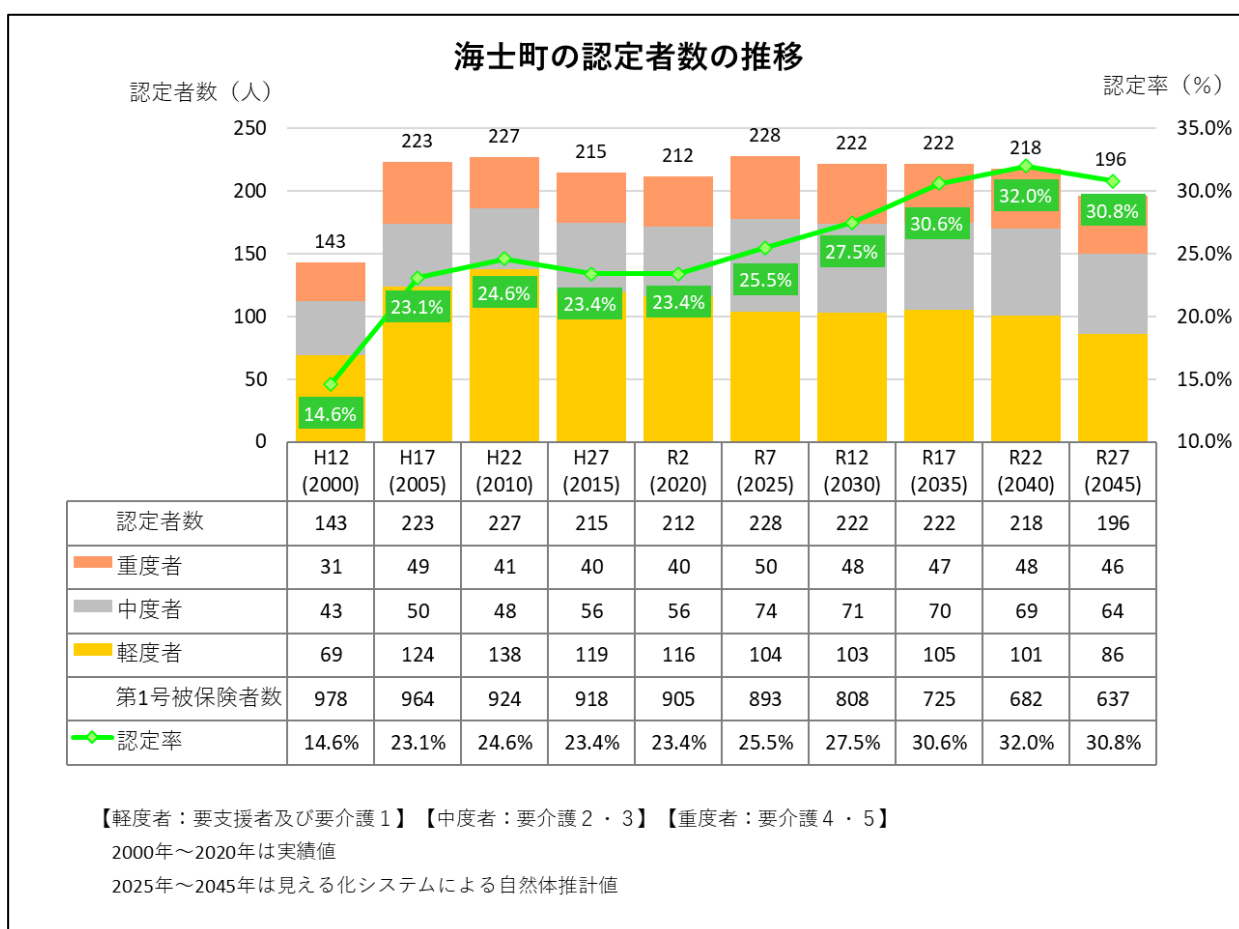
	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
隠岐圏域	第1号被保険者数	8,142	8,105	7,978
	認定者数	1,853	1,872	1,870
	認定率	22.8%	23.1%	23.4%

2. 海士町における認定者数の推移

海士町における認定者数は、平成 17 (2005) 年から令和 2 年 (2020) 年にかけてほぼ横ばいで推移してきました。今後もほぼ横ばいで推移する見込みですが、令和 22 (2040) 年から減少していく見込みとなっています。

一方で認定率については、令和 7 (2025) 年から上昇し、令和 22 (2040) 年のピークから下降する見込みです。

また、認定者数の内訳について、軽度者・中度者は令和 7 (2025) 年から令和 17 (2035) 年までほぼ横ばいで推移した後減少していき、重度者は令和 27 (2045) 年まで横ばいで推移する見込みです。



●第9期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

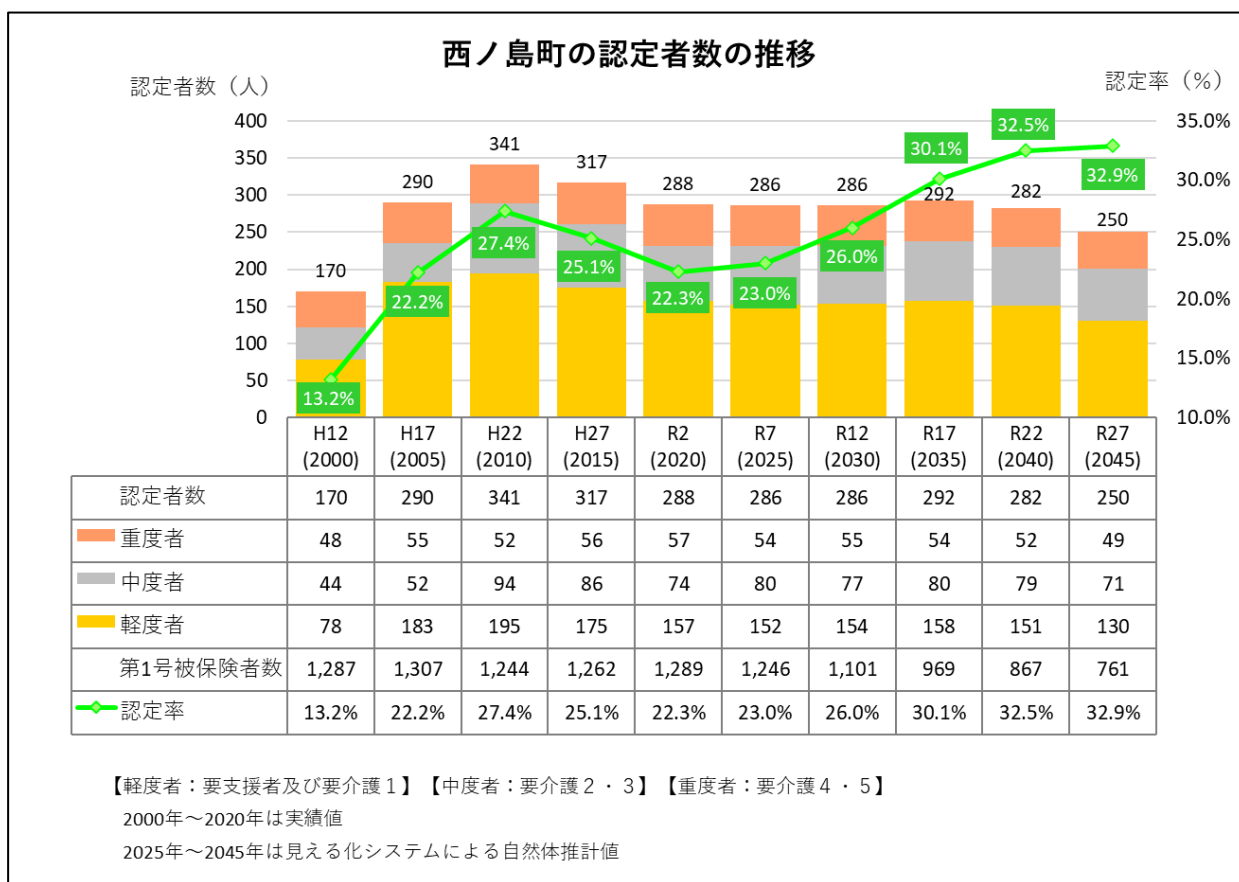
	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
海士町	第1号被保険者数	897	893	875
	認定者数	224	228	225
	認定率	25.0%	25.5%	25.7%

3. 西ノ島町における認定者数の推移

西ノ島町における認定者数は、令和2（2020）年から令和17（2035）年まで、ほぼ横ばいで推移しますが、その後、令和27（2045）年にかけて減少する見込みです。

一方で認定率については、平成22（2010）年から令和2（2020）年まで下降してきましたが、今後は、令和27（2045）年のピークまで上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、令和2（2020）年以降は軽度者・中度者・重度者共にほぼ横ばいで推移し、令和22（2040）以降減少していく見込みです。



●第9期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

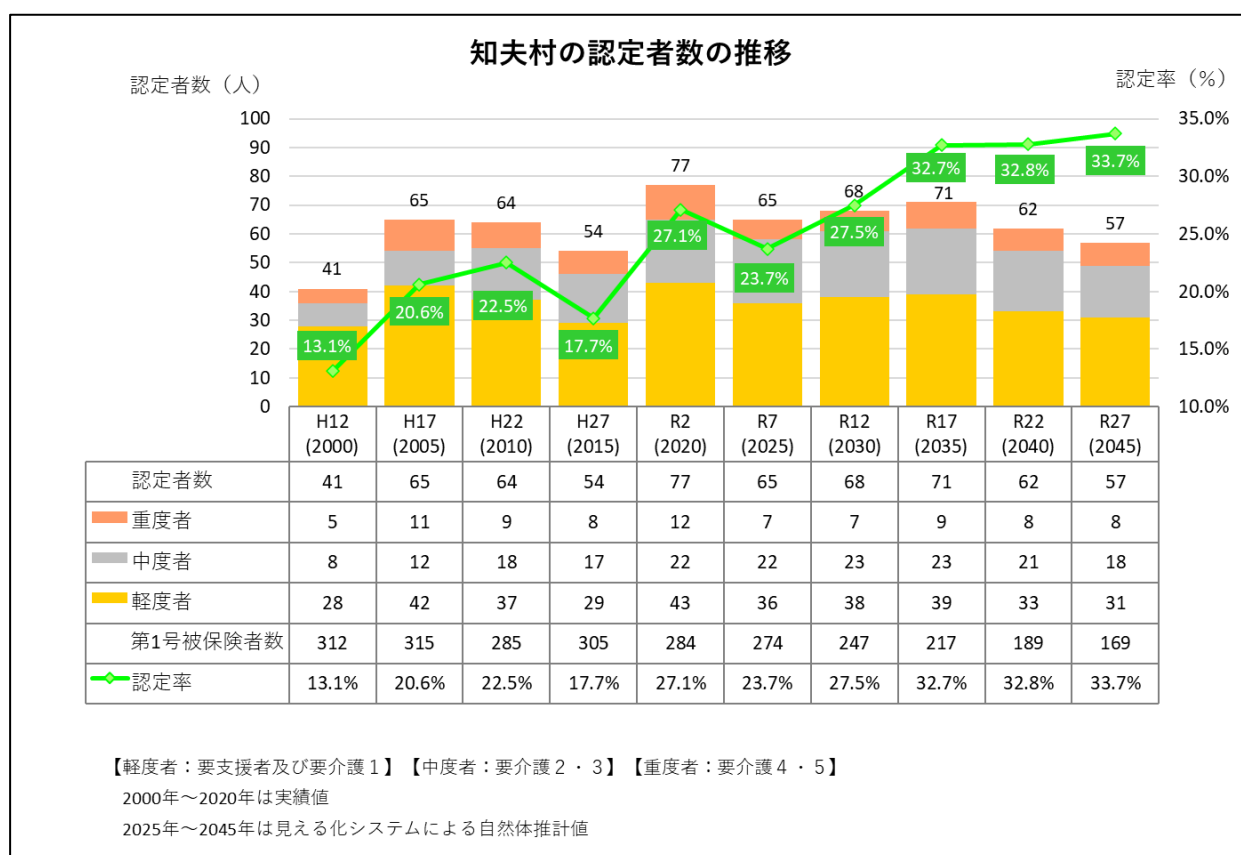
	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
西ノ島町	第1号被保険者数	1,257	1,246	1,216
	認定者数	284	286	282
	認定率	22.6%	23.0%	23.2%

4. 知夫村における認定者数の推移

知夫村における認定者数は、令和 2（2020）年をピークに、その後は多少の増減がありますが、令和 17（2035）年まではほぼ横ばいで推移し、その後は減少していく見込みです。

一方で認定率については、令和 7（2025）年で一旦下降しますが、その後、令和 27（2045）年まで上昇する見込みです。

また、認定者数の内訳については、軽度者は令和 2（2020）年をピークにその後はほぼ横ばいで推移し、令和 22（2040）年から減少していく見込みで、中度者・重度者は令和 7（2025）年以降は、ほぼ横ばいで推移していく見込みです。



●第9期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

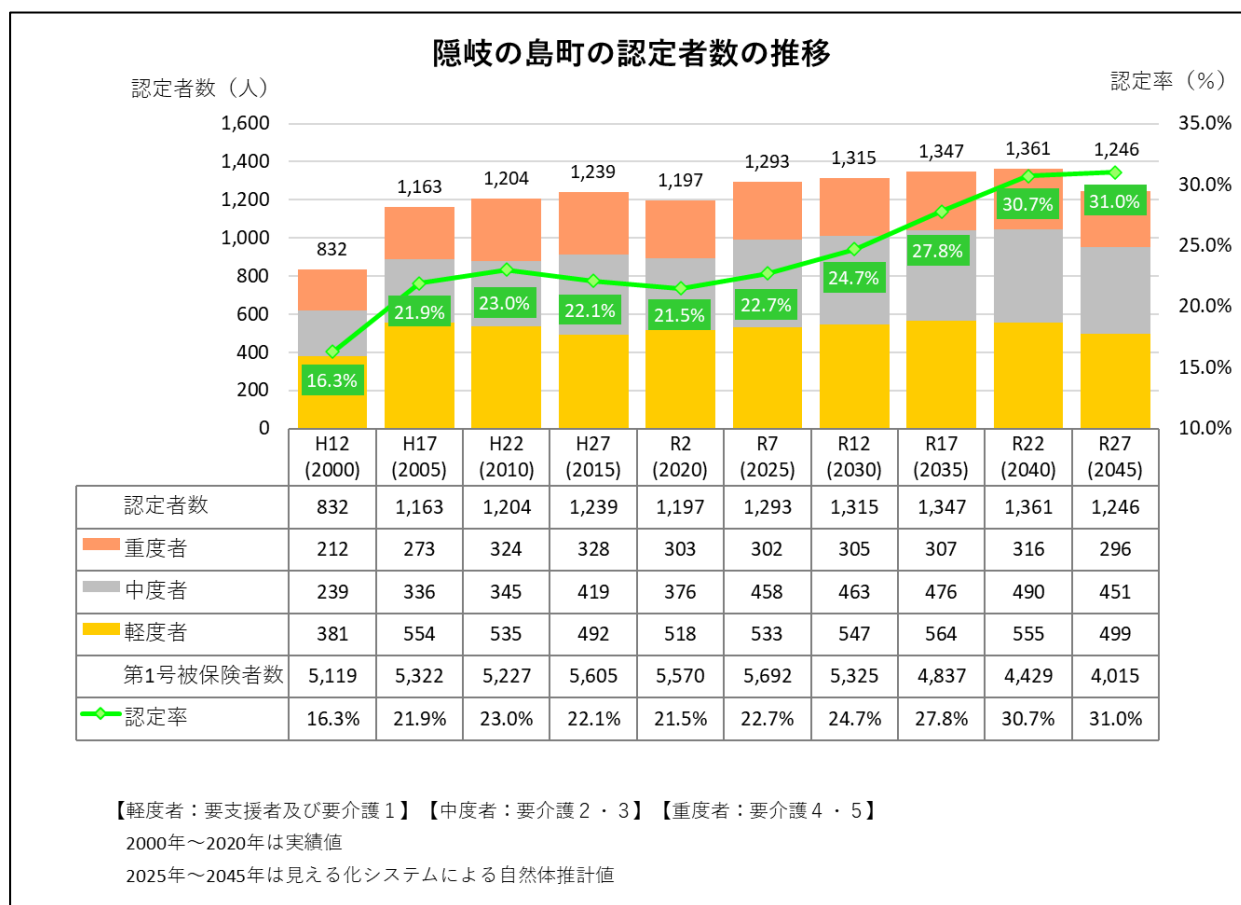
	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
知夫村	第1号被保険者数	276	274	269
	認定者数	65	65	65
	認定率	23.6%	23.7%	24.2%

5. 隠岐の島町における認定者数の推移

隠岐の島町における認定者数は、令和 2（2020）年以降、令和 22（2040）年まで緩やかに増加し、その後減少する見込みです。

一方で認定率については、令和 2（2020）年以降、令和 27（2045）年にかけて上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、軽度者は令和 17（2035）まで増加し、その後減少し、中度者・重度者は令和 22（2040）まで増加し、その後減少する見込みです。



●第9期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
隠岐の島町	第1号被保険者数	5,712	5,692	5,618
	認定者数	1,280	1,293	1,298
	認定率	22.4%	22.7%	23.1%

第3節 認知症高齢者数の推移

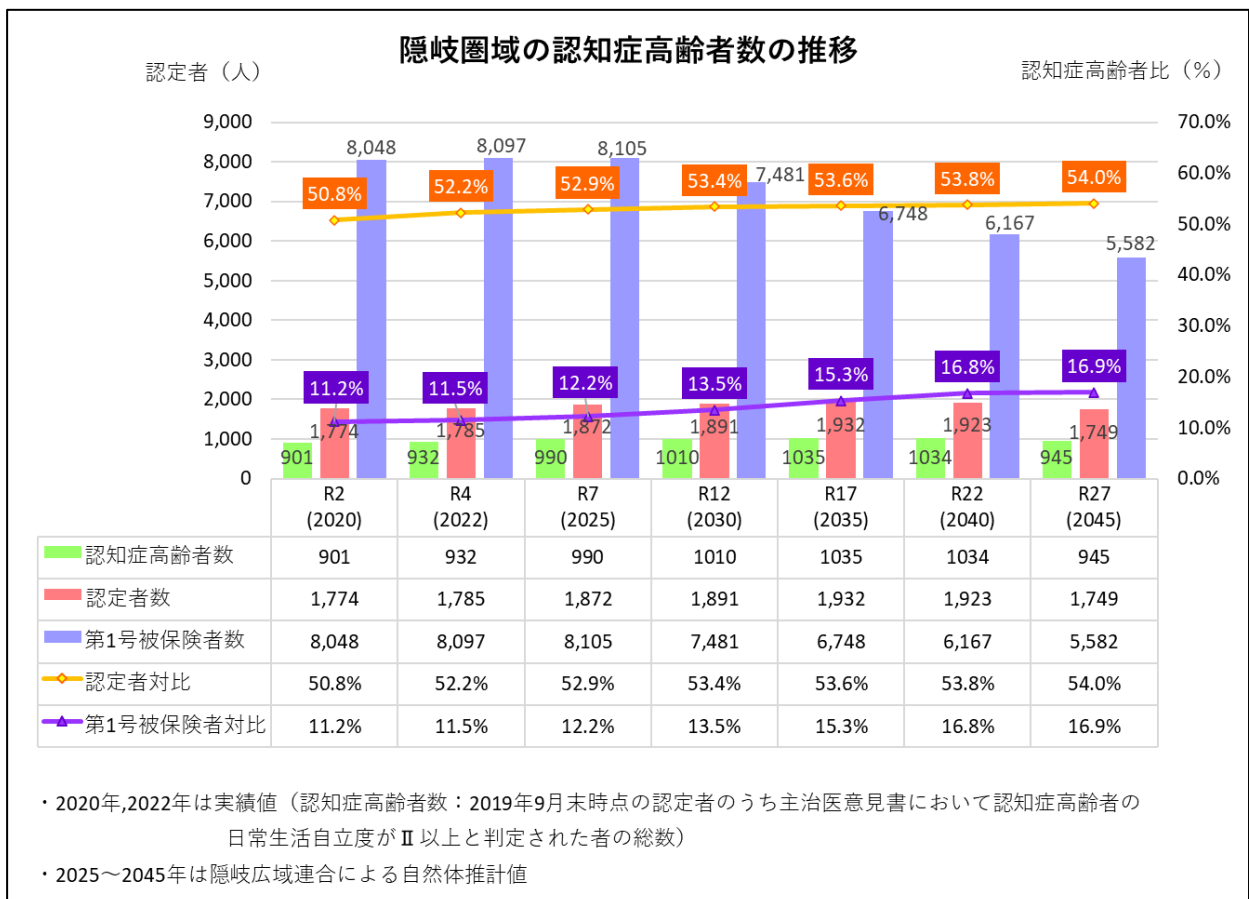
1. 隠岐圏域における認知症高齢者数の推移

隠岐圏域における認知症高齢者数は、令和 17（2035）年まで増加し、その後、令和 27（2045）年にかけて減少する見込みです。

認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和 27（2045）年まで上昇する見込みです。

同様に第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合も、令和 27（2045）年まで上昇する見込みです。

認知症は誰もがなりうる身近なものとなっています。認知症の方が増加することが見込まれる中、本人やその家族に必要な支援が提供できるよう、普及啓発や早期発見、見守り体制の構築といった取り組みが必要となります。

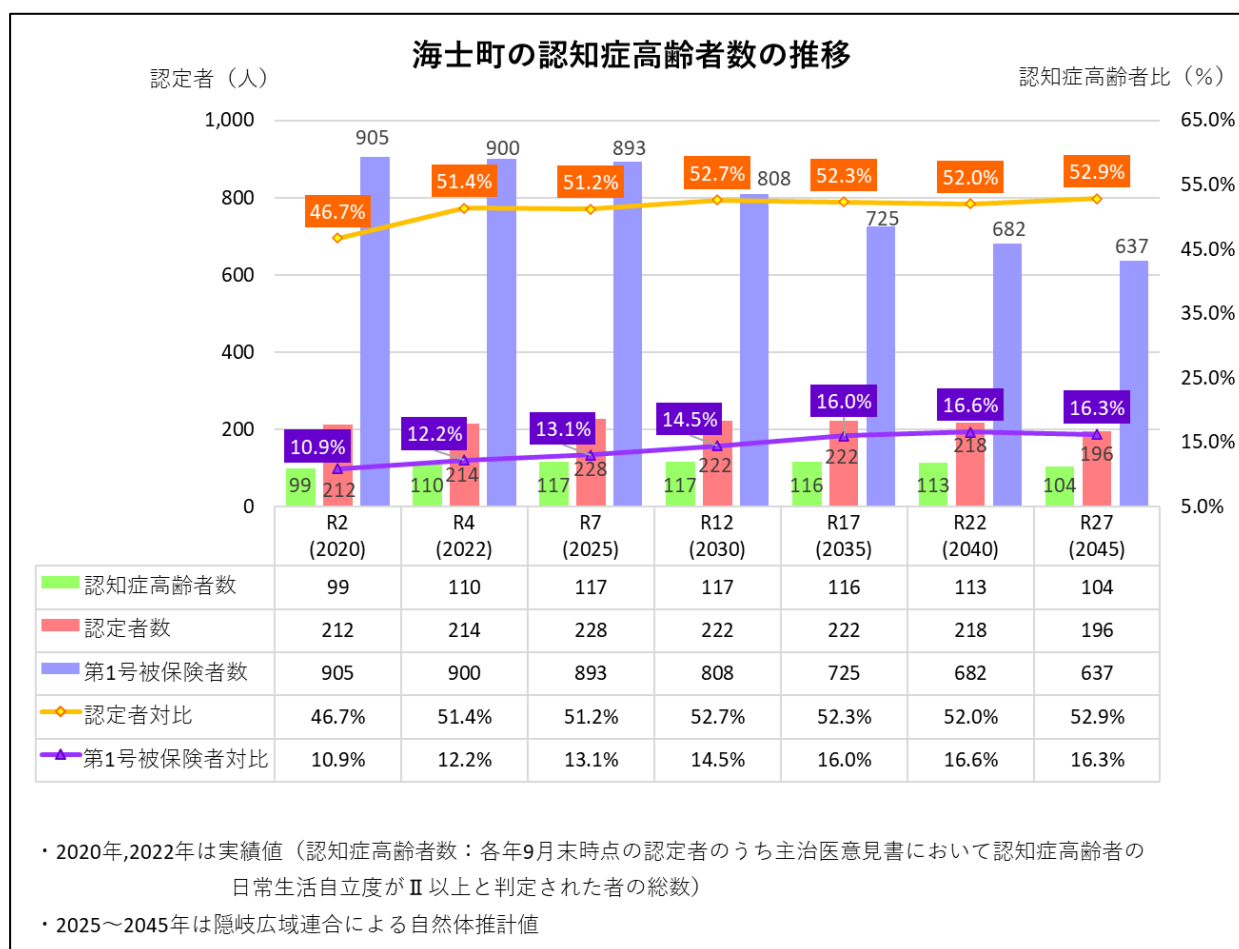


2. 海士町における認知症高齢者数の推移

海士町における認知症高齢者数は、令和 7（2025）年まで増加し、その後、令和 22（2040）年にかけて横ばいで推移し、令和 27（2045）年に減少する見込みです。

認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和 12（2030）年まで上昇傾向が続き、その後、下降していきませんが、令和 27（2045）年から再度上昇する見込みです。

第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、令和 22（2040）年まで緩やかに上昇していき、その後、下降する見込みです。

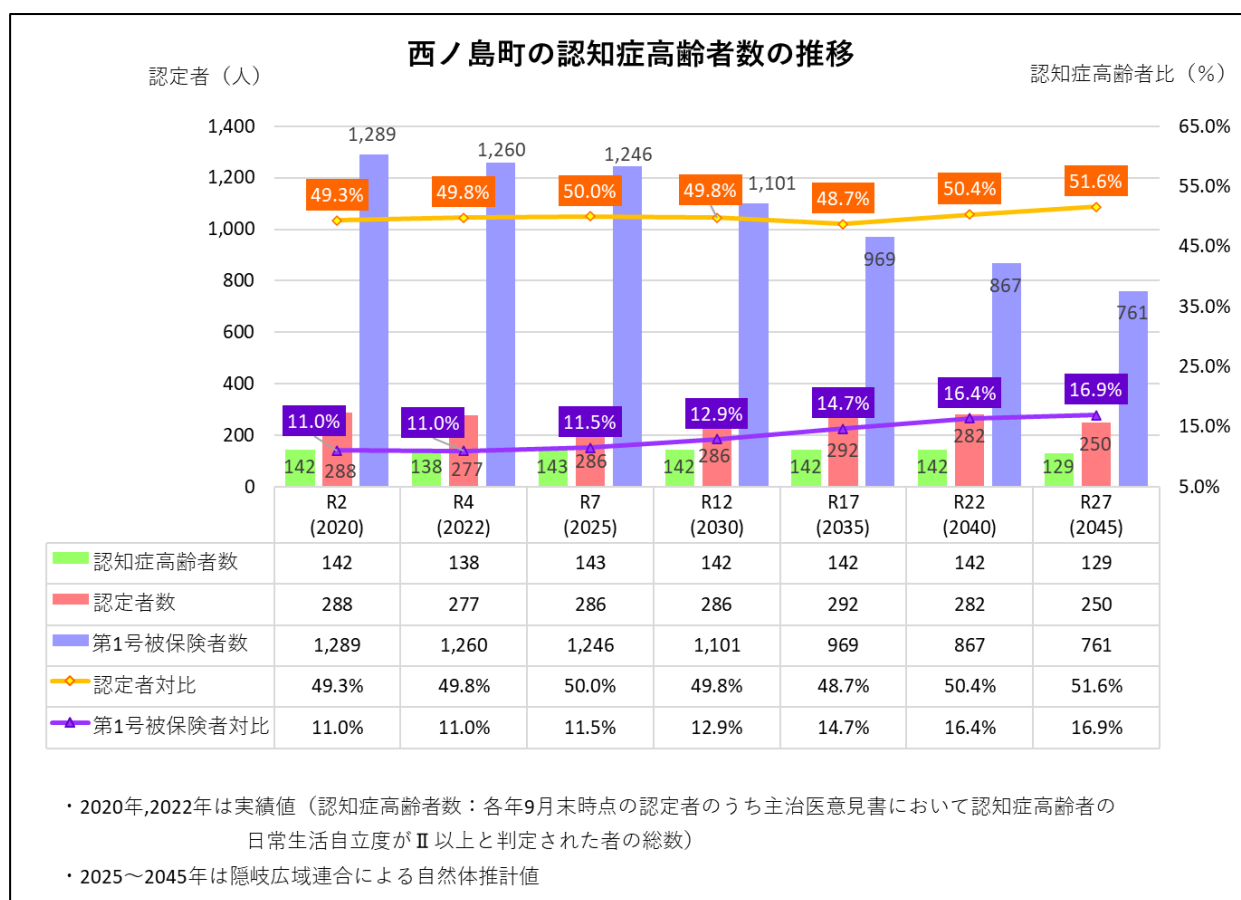


3. 西ノ島町における認知症高齢者数の推移

西ノ島町における認知症高齢者数は、令和 22（2040）年までほぼ横ばいで推移し、令和 27（2045）にかけて減少する見込みです。

認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和 7（2025）年まで上昇し、一旦、下降気味となりますが、令和 22（2040）年頃から再度上昇する見込みです。

第 1 号被保険者に対する認知症高齢者の割合は令和 27（2045）年にかけて緩やかに上昇していく見込みです。

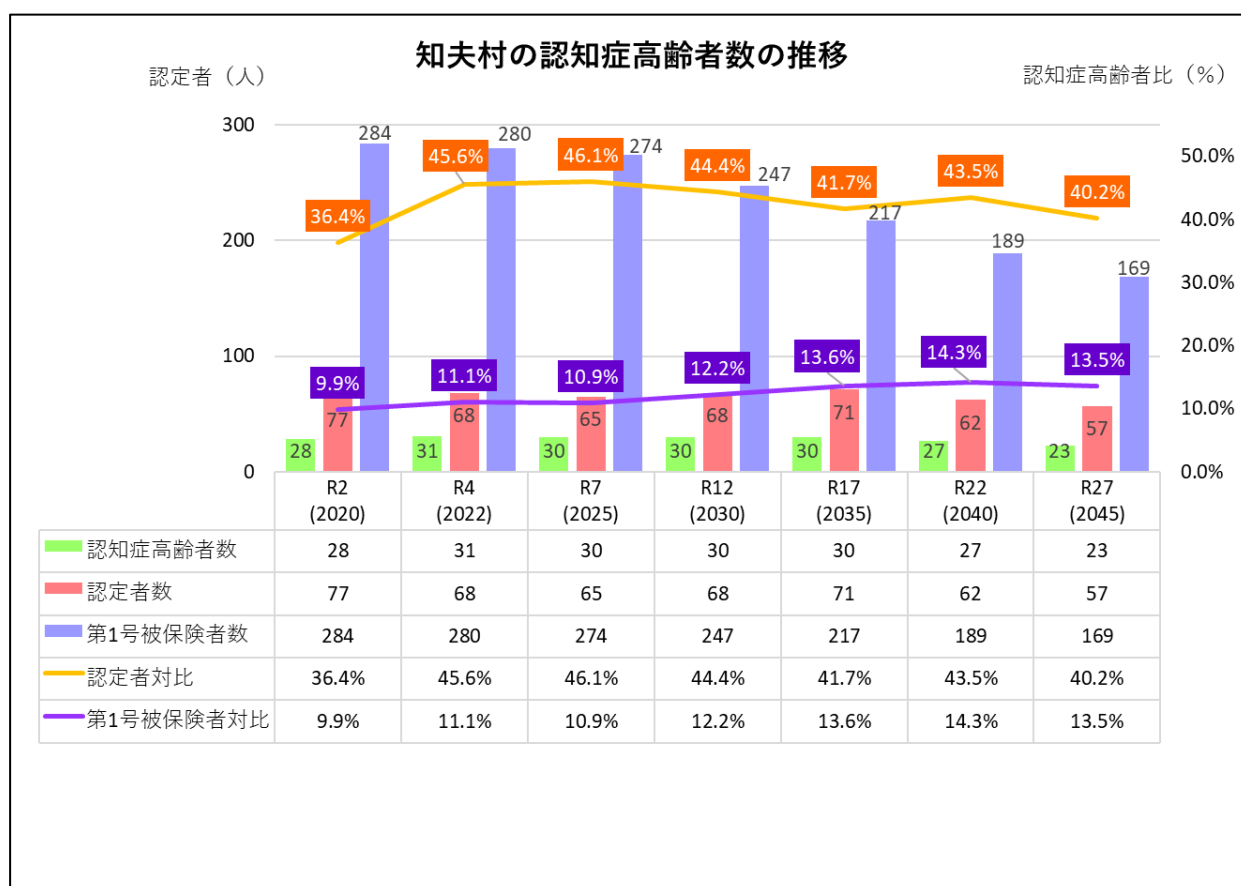


4. 知夫村における認知症高齢者数の推移

知夫村における認知症高齢者数は、令和 17（2035）年にかけて、ほぼ横ばいで推移し、その後減少していく見込みです。

認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和 7（2025）年以降、下降していきませんが、令和 22（2040）年に再度上昇し、その後下降していく見込みです。

第 1 号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、令和 7（2025）年から令和 22（2040）年にかけて上昇し、その後、令和 27（2045）年にかけて下降する見込みです。

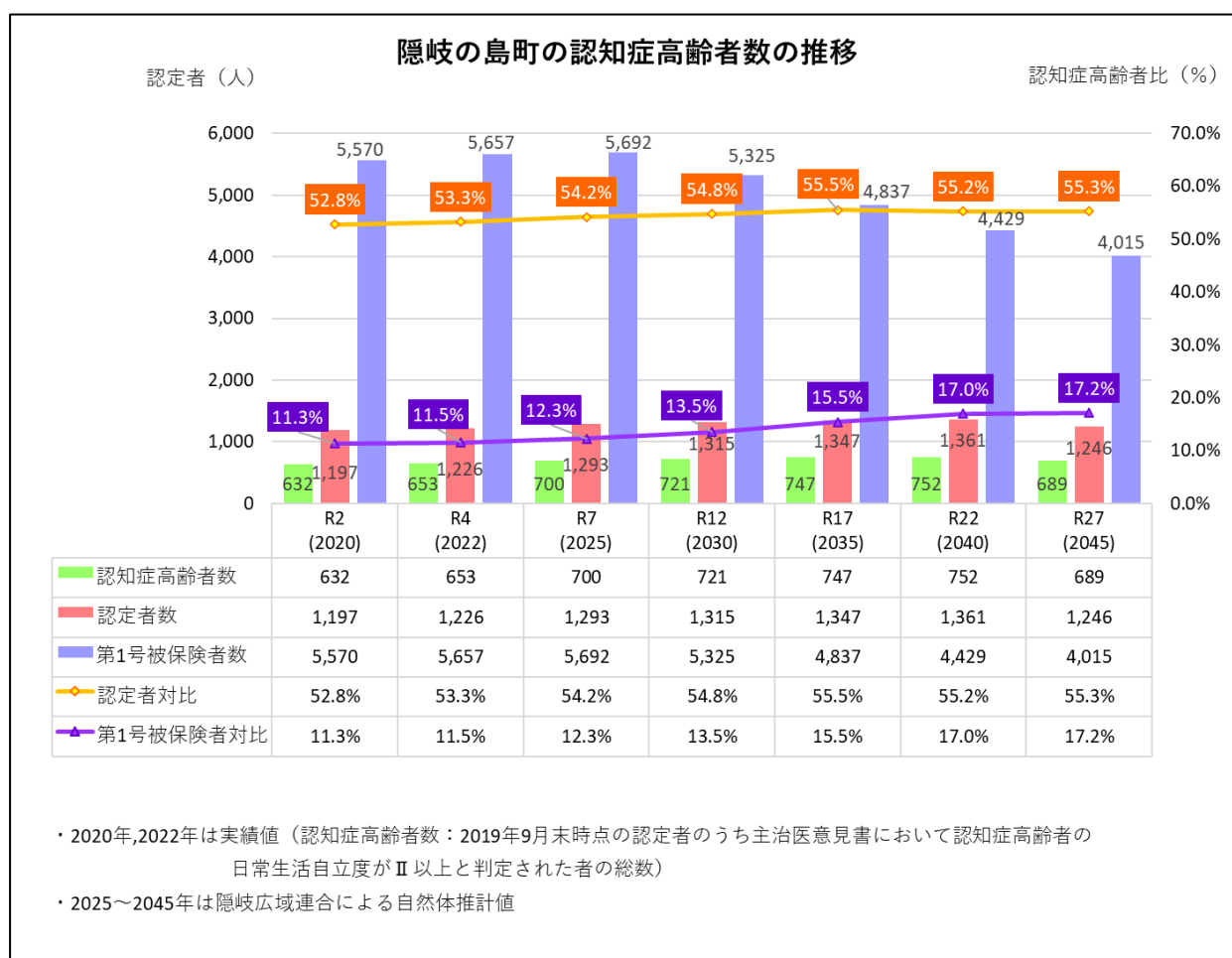


5. 隠岐の島町における認知症高齢者数の推移

隠岐の島町における認知症高齢者数は、令和 22（2040）年にかけて増加し、その後減少していく見込みです。

認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和 17（2035）年まで上昇し、その後は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

第 1 号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、令和 27（2045）年にかけて上昇していく見込みです。



第3章 介護サービス等の実績と評価

第1節 保険給付費の推移

第2節 第8期計画値とサービス利用状況

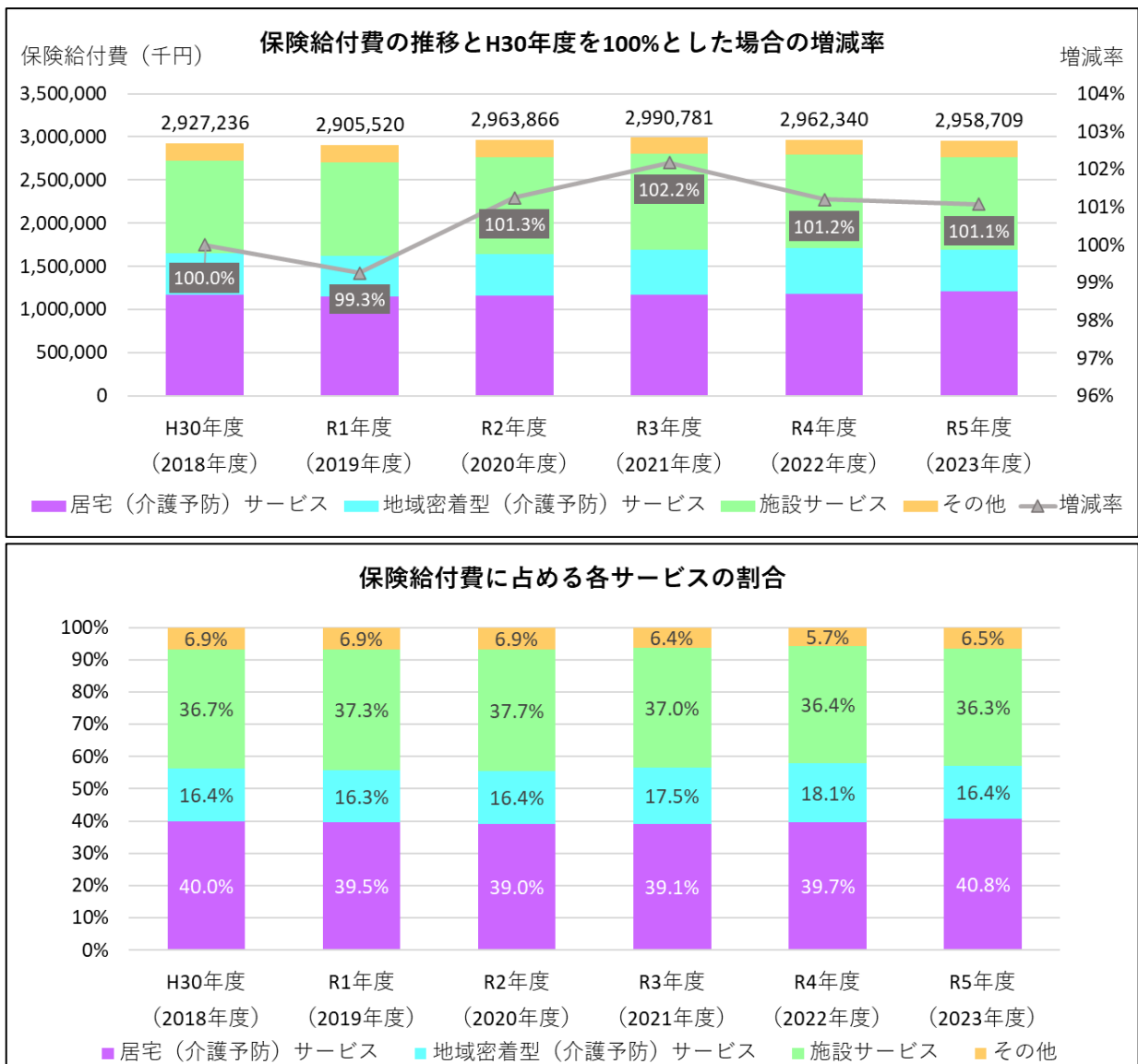
1. 保険給付費における第8期計画値と利用状況
2. 地域支援事業費における第8期計画値と利用状況

第3節 サービス基盤の整備状況

第1節 保険給付費の推移

保険給付費は、平成30（2018）年度以降は大きな増減はなく、概ね29億円から30億円で推移しています。増減率について、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の増加は介護報酬改定と介護職員等特定処遇改善加算の創設が要因と考えています。また令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の1%の減少については施設サービス利用者の介護度が全体的に下がったことにより施設サービス給付費も減少したことが要因と考えています。

介護給付費に占める各サービスの割合も大きな増減はなく、ほぼ横ばいで推移しています。



※令和5（2023）年度は見込額。（審査月4月～9月の保険給付費の平均額×12か月）

●隠岐広域連合の保険給付費推移

(単位：千円)

サービス種類	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	第7期計画期間			第8期計画期間		
(1) 居宅（介護予防）サービス	1,170,206	1,148,975	1,156,577	1,170,783	1,177,015	1,206,887
訪問サービス	259,407	240,784	245,809	248,886	258,174	249,365
訪問介護	211,435	199,005	198,184	196,337	196,781	188,787
訪問入浴介護	-	-	-	-	733	320
訪問看護	24,026	20,365	24,493	25,217	28,564	26,411
訪問リハビリテーション	20,534	18,160	19,077	22,529	27,380	29,249
居宅療養管理指導	3,412	3,254	4,056	4,803	4,717	4,598
通所サービス	264,055	288,241	280,370	262,658	241,776	264,723
通所介護	206,044	221,888	208,471	187,945	168,624	188,465
通所リハビリテーション	58,011	66,353	71,899	74,712	73,152	76,258
短期入所サービス	204,024	195,555	197,279	214,612	223,341	240,312
短期入所生活介護	187,071	182,687	184,841	202,554	207,622	222,922
短期入所療養介護（老健）	16,953	12,868	12,439	12,033	15,636	17,389
短期入所療養介護（介護医療院）	-	-	-	25	83	-
福祉用具・住宅改修サービス	98,688	90,732	103,221	103,165	105,198	103,957
福祉用具貸与	85,547	78,770	87,726	88,651	92,936	91,340
福祉用具購入費	5,069	4,056	6,645	5,143	5,258	5,856
住宅改修費	8,072	7,906	8,851	9,371	7,004	6,761
特定施設入居者生活介護	222,826	212,598	208,984	219,674	223,480	225,752
介護予防支援・居宅介護支援	121,206	121,065	120,914	121,788	125,047	122,778
(2) 地域密着型（介護予防）サービス	481,415	474,108	486,838	522,150	536,833	485,580
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,161	5,067	2,774	2,462	244	-
夜間対応型訪問介護	911	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	89,771	81,892	93,443	95,478	106,989	86,860
認知症対応型通所介護	-	-	-	683	118	1,884
小規模多機能型居宅介護	179,167	176,084	174,992	207,497	214,065	177,200
認知症対応型共同生活介護	207,405	211,065	215,629	216,030	215,417	219,637
(3) 施設サービス	1,074,628	1,082,389	1,116,369	1,107,488	1,079,007	1,074,010
介護老人福祉施設	820,923	812,773	832,290	817,231	789,057	784,782
介護老人保健施設	240,034	253,585	270,131	278,568	267,166	262,965
介護療養型医療施設	13,671	15,418	10,495	7,468	7,993	1,583
介護医療院	-	613	3,453	4,221	14,791	24,680
(4) 高額介護サービス費	66,800	65,269	69,710	71,605	71,537	66,932
(5) 高額医療合算介護サービス費	4,000	13,224	9,762	11,594	8,833	20,550
(6) 特定入所者介護サービス費	130,188	121,554	124,609	107,161	89,115	104,750
小計	2,927,237	2,905,519	2,963,865	2,990,781	2,962,340	2,958,709
平成30年度を100とした場合の増減率	100.0%	99.3%	101.3%	102.2%	101.2%	101.1%
(7) 審査支払手数料	2,821	2,833	2,899	2,970	2,997	2,941
合計	2,930,058	2,908,353	2,966,764	2,993,750	2,965,337	2,961,650

第1号被保険者数（月平均）	8,183	8,148	8,155	8,128	8,091	8,025
第1号被保険者1人1月あたりの給付費	30	30	30	31	31	31

※令和5（2023）年度は見込額。（審査月4月～9月の保険給付費の平均額×12か月）

第2節 第8期計画値とサービス利用状況

1. 保険給付費における第8期計画値と利用状況

保険給付費における第8期計画値との比較については、サービス種類や年度によってバラつきはあるものの、3か年の給付費全体としては計画値に対して98%の実績値となり、概ね計画通りの給付費となりました。

(単位：千円)

	第8期								
	R3			R4			R5		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	1,137,078	1,107,488	97.4%	1,137,710	1,079,007	94.8%	1,137,710	1,074,010	94.4%
介護老人福祉施設	854,821	817,231	95.6%	855,296	789,057	92.3%	855,296	784,782	-
介護老人保健施設	272,301	278,535	102.3%	272,452	267,166	98.1%	272,452	262,965	-
介護医療院	0	4,254	-	0	14,791	-	0	24,680	-
介護療養型医療施設	9,956	7,468	75.0%	9,962	7,993	80.2%	9,962	1,583	-
居住系サービス	442,869	435,704	98.4%	443,115	438,897	99.0%	446,254	445,389	99.8%
特定施設入居者生活介護	224,218	219,674	98.0%	224,343	223,480	99.6%	224,343	225,752	-
認知症対応型共同生活介護	218,651	216,030	98.8%	218,772	215,417	98.5%	221,911	219,637	-
在宅サービス	1,257,836	1,257,229	100.0%	1,252,919	1,274,951	101.8%	1,272,378	1,245,340	97.9%
訪問介護	212,233	196,337	92.5%	210,539	196,781	93.5%	213,838	188,787	88.3%
訪問入浴介護	0	0	-	0	733	-	0	320	-
訪問看護	25,878	25,217	97.4%	25,892	28,564	110.3%	25,892	26,411	102.0%
訪問リハビリテーション	17,067	22,529	132.0%	17,076	27,380	160.3%	17,076	29,249	171.3%
居宅療養管理指導	4,629	4,803	103.8%	4,631	4,717	101.9%	4,760	4,598	96.6%
通所介護	221,801	187,945	84.7%	220,031	168,624	76.6%	223,817	188,465	84.2%
地域密着型通所介護	104,834	95,478	91.1%	104,892	106,989	102.0%	106,695	86,860	81.4%
通所リハビリテーション	79,431	74,712	94.1%	79,475	73,152	92.0%	81,233	76,258	93.9%
短期入所生活介護	178,162	202,554	113.7%	176,630	207,622	117.5%	181,334	222,922	122.9%
短期入所療養介護（老健）	8,832	12,033	136.2%	8,837	15,636	176.9%	8,837	17,389	196.8%
短期入所療養介護（介護医療院）	0	25	-	0	83	-	0	0	-
福祉用具貸与	89,230	88,651	99.4%	89,351	92,936	104.0%	90,372	91,340	101.1%
特定福祉用具販売	8,166	5,143	63.0%	8,166	5,258	64.4%	8,166	4,988	61.1%
住宅改修	10,897	9,371	86.0%	10,897	7,004	64.3%	10,897	5,891	54.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,780	2,462	88.6%	2,782	244	8.8%	2,782	0	0.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	0	683	-	0	118	-	0	1,884	-
小規模多機能型居宅介護	169,855	207,497	122.2%	169,949	214,065	126.0%	171,263	177,200	103.5%
介護予防支援・居宅介護支援	124,041	121,788	98.2%	123,771	125,047	101.0%	125,416	122,778	97.9%
合計	2,837,783	2,800,421	98.7%	2,833,744	2,792,855	98.6%	2,856,342	2,764,739	96.8%

第8期計画期間計	計画値	実績値	対計画比
		8,527,869	8,358,016

※令和5（2023）年度実績値は見込み額。（審査月4月～9月の保険給付費の平均額×12か月）

2. 地域支援事業費における第8期計画値と利用状況

地域支援事業費における第8期計画値との比較については、3か年の計画値に対して実績値が87.6%と下回る結果となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等における一部事業の中止などが主な要因だと考えます。

(単位：千円)

事業区分	R3年度 (2021)			R4年度 (2022)			R5年度 (2023)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防・日常生活支援総合事業	109,957	93,012	84.6%	110,268	87,231	79.1%	110,778	102,300	92.3%
訪問型サービス	18,483	16,500	89.3%	18,460	15,623	84.6%	18,605	17,088	91.8%
訪問介護従前相当サービス	17,688	15,750	89.0%	17,665	14,493	82.0%	17,810	15,368	86.3%
訪問型サービスA	795	750	94.3%	795	1,130	142.1%	795	1,720	216.4%
通所型サービス	65,260	58,214	89.2%	65,320	53,404	81.8%	65,405	58,763	89.8%
通所介護従前相当サービス	52,970	50,461	95.3%	53,047	45,878	86.5%	53,112	41,347	77.8%
通所型サービスA	12,040	7,622	63.3%	12,060	7,288	60.4%	12,080	17,066	141.3%
通所型サービスC	250	131	52.4%	213	238	111.7%	213	350	164.3%
その他生活支援サービス	5,626	4,854	86.3%	5,552	3,744	67.4%	5,532	8,152	147.4%
介護予防ケアマネジメント	9,450	8,824	93.4%	9,700	8,025	82.7%	9,975	8,376	84.0%
審査支払手数料	457	427	93.4%	456	399	87.5%	461	530	115.0%
高額介護予防サービス費相当事業等	165	101	61.2%	165	74	44.8%	165	133	80.6%
一般介護予防事業	10,516	4,092	38.9%	10,615	5,962	56.2%	10,635	9,258	87.1%
包括的支援事業及び任意事業	78,176	69,803	89.3%	80,281	69,936	87.1%	82,755	75,820	91.6%
包括的支援事業	63,959	57,944	90.6%	65,203	56,477	86.6%	66,753	53,195	79.7%
任意事業	14,217	11,859	83.4%	15,078	13,459	89.3%	16,002	22,625	141.4%
包括的支援事業【社会保障充実分】	35,696	26,599	74.5%	36,423	28,705	78.8%	37,063	43,178	116.5%
在宅医療・介護連携推進事業	4,608	3,548	77.0%	4,608	3,042	66.0%	4,608	6,174	134.0%
生活支援体制整備事業	24,603	18,367	74.7%	25,203	19,804	78.6%	25,803	24,339	94.3%
認知症初期集中支援推進事業	1,000	98	9.8%	1,000	848	84.8%	1,000	1,618	161.8%
認知症地域支援・ケア向上事業	5,313	4,431	83.4%	5,440	4,974	91.4%	5,480	10,707	195.4%
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	-	-	-	-	-	-	-	118	-
地域ケア会議推進事業	172	155	90.1%	172	37	21.5%	172	222	129.1%
合計	223,829	189,414	84.6%	226,972	185,872	81.9%	230,596	221,298	96.0%

第8期計画期間計	計画値	実績値	対計画比
		681,397	596,584

※令和5（2023）年度実績値は見込み額。（令和5（2023）年度隠岐広域連合介護保険特別会計予算額）

第3節 サービス基盤の整備状況

サービス基盤の整備については、第6期計画以降、保険者として新たなサービス基盤の整備は行っておりません。

第8期計画期間中のサービス事業者数の増減については、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設の事業所が1事業所ずつ減少し、訪問介護、通所介護の事業所が1事業所の増加となりました。なお、介護療養型医療施設は令和6(2024)年3月末の制度廃止に伴う減少となります。

居宅療養管理指導については、歯科医院の増減に伴うみなし指定によるもので、海士町で1事業所の減少、隠岐の島町で1事業所の増加となっています。なお、隠岐の島町の訪問看護、訪問リハの増加もこの歯科医院のみなし指定によるものです。

	サービス種類	海士町			西ノ島町			知夫村			隠岐の島町			計		
		6期	7期	8期	6期	7期	8期	6期	7期	8期	6期	7期	8期	6期	7期	8期
在宅型サービス	訪問介護	1	1	1	2	2	2	1	1	1	6	5	6	10	9	10
	訪問看護	1	1	1	3	3	3	1	1	1	10	10	11	15	15	16
	訪問リハ	1	1	1	2	2	2	-	-	-	3	3	4	6	6	7
	福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1	-	-	-	3	2	2	5	4	4
	居宅療養管理指導	3	3	2	4	4	4	2	2	2	17	17	18	26	26	26
	居宅介護支援	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	7	6	14	13	12
通所型サービス	通所介護	1	1	1	1	1	1	-	-	-	4	3	4	6	5	6
	地域密着型通所介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	6	6	6
	通所リハ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	3	3
	短期生活介護	1	1	1	2	2	2	-	-	-	4	4	4	7	7	7
	短期療養介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模多機能型居宅介護	-	-	-	1	1	1	-	-	-	5	5	4	6	6	5
居住型サービス	特定施設入居者生活介護	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	2	2
	介護老人福祉施設	1	1	1	1	1	1	-	-	-	3	3	3	5	5	5
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	介護療養型医療施設	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	認知症対応型共同生活介護	1	1	1	-	-	-	-	-	-	6	6	6	7	7	7
合計	14	15	14	23	23	22	7	7	7	76	72	75	120	117	118	

※令和5(2023)年9月末現在

※在宅型・・・自宅にいながら受けるサービス

※通所型・・・事業所に出かけて受けるサービス

※居住型・・・施設(事業所)で生活しながら受けるサービス

(複合型のサービスもあるが主として行うサービスで分類)

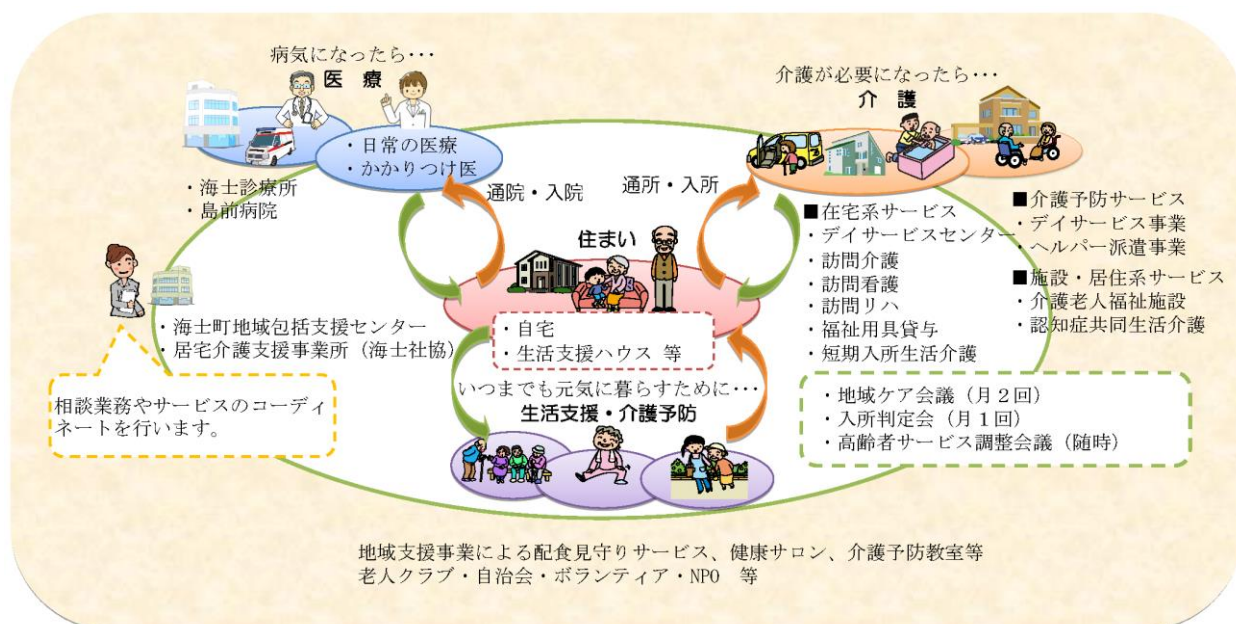
※居宅介護支援事業所は地域包括支援センターを含む。

※ ■ は第7期と比較して事業者数が減少、■ は第7期と比較して事業者数が増加した事を示す。

第4章 海士町地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 海士町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 地域包括ケアを支える機能の強化
 - ①地域ケア会議等の推進
 - ②地域包括ケアシステムを支える人材の確保
3. 安心して暮らせる町づくり
 - ①生活支援体制の強化
 - ②在宅医療・介護連携の推進
 - ③認知症施策の推進
 - ④高齢者の権利擁護体制の強化
 - ⑤高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 参考資料



第1節 海士町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

自立支援や介護予防のための事業等を実施していますが、地区によって参加人数に差があること、参加者の固定化、男性参加者が少ない等の課題があります。

また、「デイサービスやリハビリしか外出先がない」「自宅の近くに交流できる場所がない」などの理由で家に閉じこもりがちの方がいることも課題となっています。

さらに、海士町全体でみると、介護予防・健康意識は高い一方、参加するのは後期高齢者になってからという傾向があり、今後も入所できる施設や提供できるサービスが限られた状況が予測される中で、前期高齢者も含めて、参加への意識付け、参加していない方に向けてどう意識啓発していくのが課題となっています。

(2) 目標

- ・介護が必要になった高齢者が重度化せずに自立した生活を送り、いきいき暮らすことが出来るように、「自立支援、介護予防・重度化防止」のための普及や啓発を推進します。また、前期高齢者に向けても、親世代の介護のことや自身の老後のことなど、早いうちから考えるきっかけをつくり、介護予防・健康意識への関心を高めていきます。
- ・高齢者を含め、特に男性が気軽に参加できる活動の場づくりを推進します。

(3) 重点施策

- ・自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発
講演会や、介護予防教室等の普及啓発事業を行います。ケーブルテレビや広報利用、各団体への声かけなどで広く周知することにより、より多くの方に向けて意識啓発を行います。
また、チェックリストの全数調査を行い、個別の介入も進めるなど、小規模地域の特性を活かした「重度化防止」に取り組んでいきます。
- ・介護予防教室等の開催
介護予防教室、健康教室、運動教室、料理教室、栄養指導、リハビリスタッフによる専門的な指導などを、保健事業との一体的な取り組みにより実施し、介護予防や健康に対する意識啓発を行います。
 - 介護予防教室（14地区×1回/2か月）
 - 健康教室（2回/年）
 - 運動教室（6回/年×3教室）

- 料理教室（6回／年）
- 栄養指導（6回／年）
- リハ体操（1 地区×1 回／月）

• 気軽によれる居場所づくり

誰もがいつでも気軽に出かけられるよう、リハビリ卒業後の受け皿づくりや男性向けの活動の場づくりを、住民のニーズを踏まえ、地域にあった方法で開催できるよう取り組みを進めます。

- 健康体操、リハ体操の拡充
- メンズ会（6 回／年）

2. 地域包括ケアを支える機能の強化

(1) 現状と課題（第8期の評価）

地域包括支援センターを中心に定期的に「地域ケア会議」を開催しています。個別の支援を共通認識で関わることはできていますが、そこから地域課題解決や政策形成までには至っていない現状があります。「地域課題の把握」や「地域で適切な支援を受けることが出来る環境づくりの検討」につなげる会議形態となるよう取り組んでいるところです。

介護施設は、介護職員だけでなく、看護師や厨房職員、事務職員においても慢性的な人材不足に陥っている状況であり、施設の存続も大きな課題となっています。全国的に福祉専門職が不足している中、島外から確保するのはますます困難となっていますので、町全体の課題として関係機関と共有しながら一人でも多くの人材確保に取り組んでいく必要があります。

また、令和4年度には町内にある3つの社会福法人が合併し、一つの法人になったため、旧法人間での人事異動も進めながら海士町の福祉サービスの提供体制を整えなければなりません。

(2) 目標

- ・高齢者が適切な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、「地域ケア会議」を通じて、医療・福祉・保健・行政など多職種間での連携を強化し、協力しやすい体制づくりを構築すると共に、地域課題解決にむけた政策形成を推進します。
- ・海士町複業協同組合員や大人の島留学における人材の受け入れ体制を整えると共に、隠岐広域連合や介護サービス事業所等の関係機関や人材紹介会社と連携し、人材の確保を推進します。

(3) 重点施策

① 地域ケア会議等の推進

- ・地域ケア個別会議（2回／月（第2・4水曜日））
個別ケースの検討だけでなく、地域課題の把握や地域づくりの検討も進め、関係機関が協力し合い地域課題の解決に向けて地域ケア個別会議を開催します。
- ・地域ケア推進会議（2回／月（第2・4水曜日））
地域課題の解決に向けた政策形成に関する地域ケア推進会議を開催します。

② 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

- ・海士町複業協同組合活用事業
海士町複業協同組合の活用を推進します。

介護サービス事業所と海士町複業協同組合が契約を締結し、登録者の希望と合致することで、週2日～3日程度の勤務が可能となります。

- 大人の島留学活用事業
都市部の若者が町内の事業所で短期的に働きながら島暮らしを体験する「大人の島留学制度」を推進し、介護サービス事業所の雇用につなげます。
- 介護人材確保プロジェクト事業
町内の民間事業者と社会福祉法人、海士町が共同でオンラインツアーと来島ツアーを企画し、そこに介護職員も参加してつながりを持つことで、不安を緩和し移住につなげます。
- 島の福祉体験交流事業
平成 26 年から継続している養成校と海士町が共同で行う、福祉（介護・保育）人材確保事業ですが、R6 年度からは隠岐広域連合と協働で実施します。
- 介護福祉士養成奨学金貸付事業
介護福祉士の取得を目指す学生に対し、就学資金等を貸付します。
- 介護従事者等確保対策給付金事業
町内の事業所に島外から介護従事者等として勤めた場合、居住するまでの準備に要する費用を支給します。

3. 安心して暮らせる町づくり

(1) 現状と課題（第8期の評価）

住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、ニーズにあわせて新たなサービスを増やすなど、その都度対応してきましたが、サービス提供体制を維持するための人材の確保が困難な状況となっており、まずは、サービスの維持を図ることが最優先となっています。介護保険施設においても人材不足等により利用者の受入れが十分に出来ないことから、やむを得ず町外の施設を利用するため離島するケースもあります。

住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、介護サービスのみでなく、人と人とのつながりや支え合いなど、高齢者の生活をさまざまな視点から支えていくことが課題となっています。

(2) 目標

高齢者の困りごとやニーズをより具体的に把握するため、本町独自のニーズ調査を実施し、実情に即した施策の提供を推進します。また、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員といった地域に関わる支援員の活動を通じて、個別の関わりも強化していきます。

(3) 重点施策

① 生活支援体制の強化

・生活支援コーディネーターとの連携

ニーズ調査から地域の要望や課題を収集します。生活支援コーディネーターを中心に、既存の会議体もしくは協議体等を活用し、地域住民のニーズに合わせた福祉サービスの見直しを行い、生活支援体制を強化していきます。

・地域での見守り及び互助力の強化

人情味のある地域性を活かし、「誰かが困っている時に誰かがお手伝いをする」といったお互いの支えにより、高齢者の見守りやちょっとした困りごとを住民同士で解決できるような地域を目指します。地域住民の助け合い活動を促進し、多世代が身近なところで助け合う体制づくりを進めます。

➤ 海士町高齢者あんしん見守りネットワーク研修会（1回／年）

② 在宅医療・介護連携の推進

・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携強化

医療・福祉・保健・行政の職員が、定期的に連絡体制の確認や事例の共有等を行うことで、隠岐島前病院や本土の病院からの退院後も、スムーズに安心して在宅医療・介護支援に移れるよう支援します。

- 在宅医療に必要な関係者との連携の強化
地域ケア会議において関係機関で情報共有し、協力しやすい関係を構築することで連携体制を強化し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供します。

③ 認知症施策の推進

- 松江医療センター訪問審査の継続
松江医療センターと連携し、認知症高齢者の早期発見、早期治療に努め、必要に応じて医療機関等、各関係機関のサポート体制につなげます。
- 認知症高齢者の支援体制の継続
高齢者あんしん見守りネットワーク会議及び認知症サポーター研修の開催や、認知症ケアパスの活用、認知症カフェの開催等により、地域住民が認知症について考え、理解を深めることで、地域全体で見守り・支援が出来る地域を目指します。
 - 高齢者あんしん見守りネットワーク会議（1回／年）
- 認知症高齢者にかかる連携体制の継続
認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等の活用に加え、地域ケア会議でも議題にあげるなど、関係機関が円滑に情報共有できる体制を整え、予防・早期介入への取り組みを進めます。
 - 認知症初期集中支援チーム検討会（随時開催）

④ 高齢者の権利擁護体制の強化

- 高齢者虐待の予防
医療・福祉関係機関・民生委員等と連携をとり、高齢者の状況把握に努めるとともに、虐待を未然に防ぐことや見守りを目的に、住民に対して高齢者虐待について予防啓発を実施します。
- 成年後見制度の利用促進
住民向けに成年後見制度についての周知や、必要に応じて弁護士等の相談機関につなげるなど、住み慣れた地域で生活することができるよう支援します。
- ACPの普及啓発
自己決定が難しくなっても尊厳が尊重され、その人らしく暮らしつつけるためにも、生き方や今後の思いを家族や支援者に伝えておくことは大切です。そのきっかけづくりとして、ACPの普及啓発を行います。

⑤ 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

・ 高齢者施設、生活支援ハウスの体制整備

住まいの問題で、高齢者が離島することがないように、行政、海士町社会福祉協議会及び関係機関が連携しながら、町全体の問題として解決に向けて取り組みます。

4. 参考資料

●介護サービス事業所

※（福）：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
訪問看護	海士町国民健康保険海士診療所	-	海士町
訪問リハビリテーション	海士町国民健康保険海士診療所	-	海士町
通所介護	(福)海士町社会福祉協議会	30	(福)海士町社会福祉協議会
通所リハビリテーション	海士町国民健康保険海士診療所	20	海士町
短期入所生活介護	諏訪苑短期入所生活介護事業所	15	(福)海士町社会福祉協議会
福祉用具貸与	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
居宅介護支援	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
介護予防支援	海士町地域包括支援センター	-	海士町
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 諏訪苑	30	(福)海士町社会福祉協議会
地域密着型通所介護	福来の里デイサービスセンター	15	(福)海士町社会福祉協議会
認知症対応型共同生活介護	グループホーム諏訪苑	9	(福)海士町社会福祉協議会

※島根県資料より抜粋（令和5（2023）年9月末時点）

●介護保険外のサービス事業所

※（福）：社会福祉法人の略記

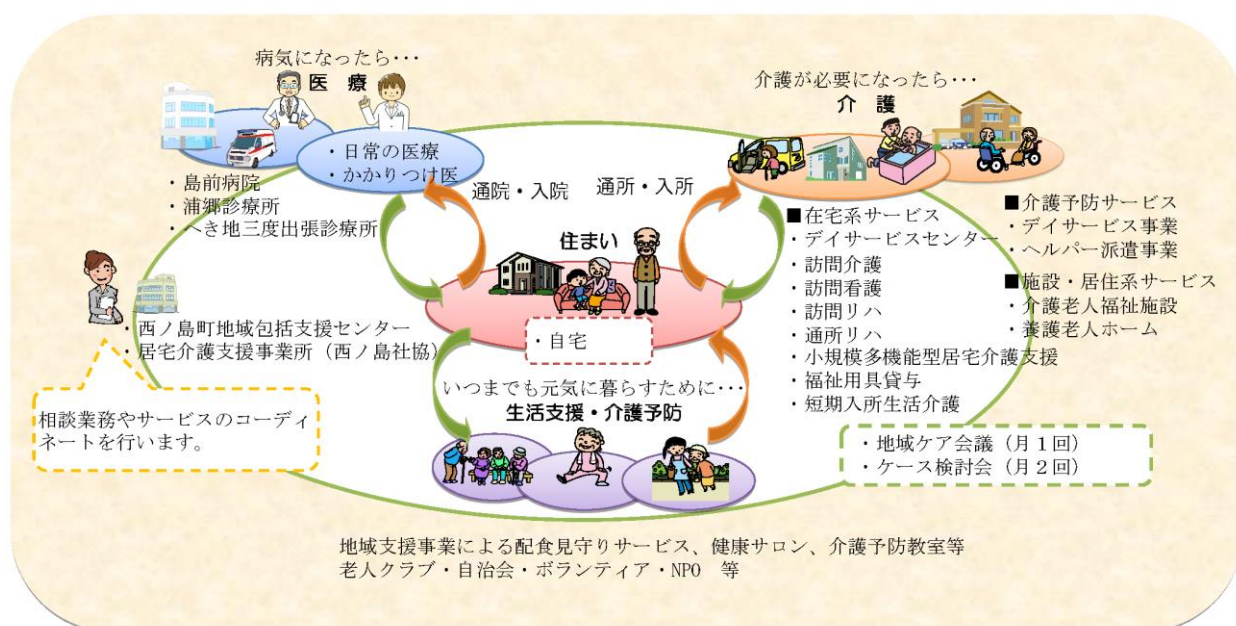
サービス種別	事業所名	定員	運営組織
高齢者生活支援ハウス	海士町福祉センター ひまわり	20	(福)海士町社会福祉協議会
高齢者生活支援ハウス	海士町高齢者住宅 福来の里	12	(福)海士町社会福祉協議会

※令和5（2023）年9月末時点。

第5章 西ノ島町地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 西ノ島町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 地域包括ケアを支える機能の強化
 - ①地域ケア会議等の推進
 - ②地域包括ケアシステムを支える人材の確保
3. 安心して暮らせる町づくり
 - ①生活支援体制の強化
 - ②在宅医療・介護連携の推進
 - ③認知症施策の推進
 - ④高齢者の権利擁護体制の強化
 - ⑤高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 参考資料



第1節 西ノ島町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

西ノ島の特徴である行政主体のサロン、体操教室については、コロナ禍の中でも感染状況をみながら、継続実施を行いました。併せて医師による健康教室についても隠岐島前病院と連携し、第7期からコロナによって延期となっていた地区については、第8期中にすべての地区で行うことができました。住民主体の通いの場である「まめな体操」（筋力づくり体操）については、7地区まで増えました。しかしながら人口の少ない地区によっては、参加者の高齢化や介護度の重度化によって住民主体でまめな体操が継続実施できない地区もでてきて、現在6地区となっています。行政主体、住民主体の通いの場のどちらでも言えることですが、参加者の固定化や高齢化、介護度の重度化によって参加者が減る傾向にあります。

(2) 目標

- ・地域包括支援センターの職員、隠岐島前病院専門職、生活支援コーディネーター等と引き続き連携し、65歳以上の町民の自立支援、介護予防重度化防止のために、体制づくりに取り組みます。
- ・生活習慣病予防・介護予防・重度化防止を推進していくために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について取り組みます。

(3) 重点施策

- ・地域リハビリテーション活動支援事業の活用
65歳以上の動きが気になる人や、在宅生活する上で住宅改修が必要と思われる人について、隠岐島前病院、地域包括支援センターがキャッチし、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、在宅生活をおくる上で支障のある生活行為を改善するための提案を一緒に考えます。
- ・短期集中通所リハビリテーション（2回／週、3カ月）
利用者の目標に寄り添い、短期集中の通所リハビリテーションを実施します。リハビリだけでなく、管理栄養士、保健師、生活支援コーディネーターと連携し教室型プログラムを実施します。

実績と目標

項目	単位	実績値（R5は見込）			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期集中通所リハビリテーション	人			6	6	6	6

- 要支援者の生活援助の見直し
要支援者の生活援助について、ケアマネジャー、訪問介護事業所、リハビリ専門職と年 1 回の見直しを行います。
- まめな体操の活動支援
参加者が自分の健康と向き合い、前向きに活動に取り組むことができるよう年 1 回の体力測定と評価を行います。また、にしのしまチャンネルで放送中の動画の更新を行います。
 - 評価（7地区×1回／12か月）
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
関係機関との連携を強化し健康課題の把握に努めます。課題に向けた取り組みの実施・評価を行い、取組区分と事業目標について見直し・更新を行います。具体的には、ハイリスクアプローチとして、健康状態不明者の状態把握を行い、必要なサービスに接続または健診受診に繋がる働きかけを行います。ポピュレーションアプローチとして、医師や専門職が各地区を訪問し、フレイル予防等についての健康教育、健康相談を実施します。また、健康に関する相談や不安等について日常のかつ気軽に相談が行える環境づくりとして、通いの場のない地区で健康相談を実施するよう取り組みます。
 - 健康サロン（5地区×1回／2か月）
 - 健康教室（5回／年）
 - 体操教室（9回／年×3教室）

2. 地域包括ケアを支える機能の強化

(1) 現状と課題（第8期の評価）

人口約 2,600 人の離島という環境で、在宅介護、施設介護に加え、医療体制が整備され、3 法人（西ノ島町社会福祉協議会、西ノ島福祉会、シオンの園）、隠岐島前病院、行政が連携できていることで西ノ島町では、9 割の方が、住み慣れた地域で最期まで生活することができています。養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議する地域ケア推進会議や、個別事例に対する検討を行う地域ケア個別会議（ケース検討会）を定例的に開催し、必要に応じてサービス担当者会議等を行うなど、限られた資源の中で課題解決に取り組んでいます。

ただし、どの事業所においても人材不足が深刻であり、人材確保に向けた新たな取り組みが課題となっています。

(2) 目標

- ・地域ケア推進会議、地域ケア個別会議を定例的に開催し、本町の課題把握とその解決に取り組めます。
- ・今後も住み慣れた地域で最期まで生活することができる環境を維持するために、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に取り組めます。

(3) 重点施策

① 地域ケア推進会議等の推進

- ・地域ケア推進会議、地域ケア個別会議の開催
隠岐島前病院、3 法人、行政が、地域の現状、課題を把握し、地域づくりを推進することを目的として、地域ケア推進会議（12 回/年）を開催します。また、個別事例に対する検討を行う地域ケア個別会議（24 回/年）を定例的に開催することにより、事業所、多職種間が相談しやすい環境を整備し、一体的な支援が行えるよう取り組みます。

② 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

- ・特定技能外国人材の受け入れ
介護サービス事業所の要望に応じて、隠岐広域連合と協働し外国人労働者の受け入れ支援を行います。
- ・福祉体験交流事業(隠岐広域連合と協働)（1 回/年）
島根県内の介護人材養成校に在籍する学生を隠岐に誘致し、島の暮らしと福祉を実際に体験してもらう事業です。学生の時に来島してもらうことによって、離島で生活するという選択肢を増やすきっかけを作ります。
- ・福祉職場体験等旅費支援事業補助金
各事業所での職場体験に係る旅費、宿泊費の助成を行い、遠方から島に訪れやすい環境を作ります。また、職場と島での生活を実際に体験することにより、理想と現実のギャップによる離職者を削減します。

- 福祉職員等確保対策給付金
就業一時金の給付、引っ越し費用の助成を行うことで、島外からの就職にかかる初期費用の負担軽減を図り、U・Iターン者の雇用を促進します。
- 西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金
職員の資格取得や資質向上に要する費用、カウンセラーの派遣費用の助成を行うことにより、職員の離職防止や長期定着を図ります。U・Iターンフェアへの参加など、事業所が行う人材確保・定着促進に係る取り組みに対して支援を行います。
- 西ノ島町奨学資金の貸与
福祉・医療職場での就職を希望する町内の学生に対し、減免制度のある奨学資金を貸与するなど、Uターン者の確保に取り組みます。

3. 安心して暮らせる町づくり

(1) 現状と課題（第8期の評価）

西ノ島町の高齢化率は、島根県内で3番目に高く、隠岐圏域の中ではもっとも高い傾向にあります。また、高齢者の単身世帯率も知夫村に次いで、島根県内で2番目に高い状況です。

高齢者をはじめとするすべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくことの大切さについて講演会を通じて発信しました。その結果、ボランティア団体や地域住民をはじめとした多様な主体の支え合いがうまれつつあり、今後どのように展開していくかが課題です。

在宅医療・介護連携は、地域ケア個別会議を中心に、隠岐島前病院、福祉事業所、地域包括支援センターと異なる事業所が一体感をもってケアできる体制が平成10年から構築されており、その体制を継続してきました。今後も継続的に利用者のケアについて一体感をもって医療・介護と連携していくことが課題です。

認知症施策の推進では、認知症サポーター養成講座の開催や介護者の集い、アルツハイマー月間に合わせて共生と予防について普及啓発活動を実施していますが、認知症についての理解促進が課題です。

高齢者の権利擁護では、高齢者のひとり暮らしが増加するなか、自身での意思決定が困難となった場合の権利擁護の取組が課題となっています。

(2) 目標

- ・認知症や医療・介護が必要な状態になっても、尊厳と希望を持ち、住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるような町づくりを推進します。
- ・高齢者が最後まで住み慣れた地域で生活できるように、生活環境（住まい）整備を推進するとともに、災害時における避難体制整備を推進し、住民自らの判断で一人ひとりが適切な避難行動をとり、誰一人逃げ遅れない地域づくりを推進します。

(3) 重点施策

① 生活支援体制の強化

- ・生活支援コーディネーターとの連携

生活支援コーディネーターと連携し、社会資源（住民の交流、活動場所）の把握及び地域診断を行い、関係機関に情報提供し、連携・ネットワークの強化を推進します。

- ・互助力の強化

生活支援体制整備事業を活用し、専門職、ボランティア、高齢者、児童など全町民に向けて、支え合いの大切さを伝えます。また、西ノ島町社会福祉協議会が実施する地域応援隊事業（有償ボランティアサービス）の協力者を募集し活躍できる場を提供します。

- 地域応援隊との連動

- 見守り支援体制の構築
 - 互助だけでなく、ICT を活用した見守りサービスの初期費用相当分の補助を行い、導入に際しての費用の一部を支援します。
 - 高齢者等見守りサービス費用助成事業

- 地域活動団体等の活性化支援
 - 老人クラブ、会食交流会等の地域団体が、今後も地域の支え合い活動の担い手となり、孤立や孤食といった社会問題にとりくんでいくことが出来るように、団体活動に対する継続的な助成の実施、活動に対する情報提供について、西ノ島町社会福祉協議会と連携して行います。

- 法人連絡会及び日向喫茶
 - 平成 28 (2016) 年 11 月に西ノ島町社会福祉協議会が中心になり、「地域における公益的な取り組み」等の意見交換・情報交換を行うことを目的に西ノ島福祉会、シオンの園と法人連絡会を発足しました。平成 29 (2017) 年 4 月からは、隠岐島前病院、隠岐保健所、町も参加し、サービスに繋がっていない高齢者や障がい者を対象とした地域交流サロン『日向喫茶』を開催しています。介護サービスでは補えない場所を提供し、参加者だけの場ではなく、ボランティア団体の活動の場でもあり、交流と対話の場となっています。当町を代表する「地域共生の場」となっており、今後も法人が主体となって行われる法人連絡会及び日向喫茶への協力・支援を実施します。

② 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携に関する各種会議の継続
 - 医療・福祉関係者との地域ケア推進会議（12 回／年）や地域ケア個別会議（24 回／年）、サービス担当者会議（随時）等を継続し、引き続き地域の課題の把握及び協議に取り組みます。

- 地域ケア推進会議（12 回／年）
 - 地域課題の解決に向けた政策形成に関する地域ケア推進会議を開催します。

- 入退院連携の推進
 - 医療、介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、入退院時に在宅医療と介護に関わる者の情報の共有と連携を推進します。

③ 認知症施策の推進

- 認知症サポーターの養成（1 回／年）
 - 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の養成を行います。認知症サポーターを養成することで認知症の方に対する良き理解者を増やし、認知症の方やその家族にとって住みやすい町を目指します。

- ・ 認知症地域推進員との連携

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっている現状について理解してもらえるよう、町内で行われているサロンの場や世界アルツハイマー月間にあわせた図書館での展示等で啓発を行います。

認知症当事者や家族の孤立を防ぎ、地域住民に認知症について理解を促すことができるよう認知症カフェ（3回／年）を開催します。

- ・ 家族介護者の集い

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で繋がり合い、いつまでも安心して生活できるよう介護に関する学習会、情報交換を家族介護者の集い（1回／年）の中で開催します。

- ・ 初期集中支援チームの強化

認知症が疑われる方の行動・心理症状の悪化を防止し、必要な医療やサービスが受けられるように、医師、看護師、認知症地域支援推進員とともに初期集中支援チームを開催（定期開催 1 回／年、必要に応じて随時）し、早期発見・早期対応に努め支援を行います。

④ 高齢者の権利擁護体制の強化

- ・ 成年後見制度利用支援

判断能力が低下した認知症高齢者等の権利を擁護する観点から、成年後見制度の利用に対する普及啓発活動を推進します。総合相談の中で、成年後見制度の利用が必要と思われる場合は、制度の説明と事業の案内を行います。必要に応じて、法テラスの出張相談（特定援助対象者法律相談援助）や、島前法律相談センターを活用するなど支援を行います。

第 9 期中に利用促進基本計画の策定に取り組みます。

- ・ 高齢者虐待防止の普及啓発

高齢者虐待の防止及び早期発見、早期対応と、非虐待者の保護、養護者の支援等を推進するため、虐待の相談、通報窓口の周知を図るとともに、家族介護者による孤立化や、介護疲れから起きる虐待を防ぐよう相談しやすい体制を整備し、予防的支援も行います。

- ・ エンディングノートの作成及び普及啓発

エンディングノートについて普及啓発を行うとともに ACP との連動について取り組みます。

⑤ 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

- ・ 高齢者の住宅、高齢者施設の強化

住み慣れた自宅で、安全・安心な在宅生活がおくられるよう住環境の整備のため、リハビリ専門職に介入してもらい、適切な住宅改修及び、福祉用具の購入・貸与を支援します。

低所得・身寄りのない高齢者等の住まいの場となる養護老人ホームを、計画的に維持管理、修繕していきます。

介護度や所得に左右されない住まいの場の確保、慢性的なマンパワー不足、既存施設の老朽化といった課題解決に向け、令和6年度に基本構想を策定します。

- 災害時の避難体制整備の推進

自らの判断で避難行動をとれるよう、避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成します。個別避難計画を作成することで、「自らの命は自らが守る」という意識の向上や人とのつながりが生まれることが期待されます。支援する者がより連携し、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進します。

4. 参考資料

●介護サービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	(福)西ノ島町社会福祉協議会	-	(福)西ノ島町社会福祉協議会
訪問介護	サポートセンターみゆき	-	(福)西ノ島福祉会
訪問看護	西ノ島町国民健康保険浦郷診療所	-	西ノ島町
訪問看護	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
訪問リハビリテーション	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
通所介護	みゆき荘デイサービスセンター	20	(福)西ノ島福祉会
通所リハビリテーション	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
短期入所生活介護	養護老人ホーム みゆき荘	4	(福)西ノ島福祉会
短期入所生活介護	和光苑短期入所生活介護事業所	5	(福)西ノ島福祉会
特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型特定施設みゆき荘	50	(福)西ノ島福祉会
福祉用具貸与	福祉用具のさか	-	(有)坂 設備
特定福祉用具販売	福祉用具のさか	-	(有)坂 設備
居宅介護支援	(福)西ノ島町社会福祉協議会	-	(福)西ノ島町社会福祉協議会
介護予防支援	西ノ島町地域包括支援センター	-	西ノ島町
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 和光苑	40	(福)西ノ島福祉会
地域密着型通所介護	ございな(デイサービスセンター)	6	(福)シオンの園
小規模多機能型居宅介護	本郷小規模多機能型居宅介護事業所	25	(福)西ノ島社会福祉協議会

※島根県資料より抜粋(令和5(2023)年9月末時点)

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

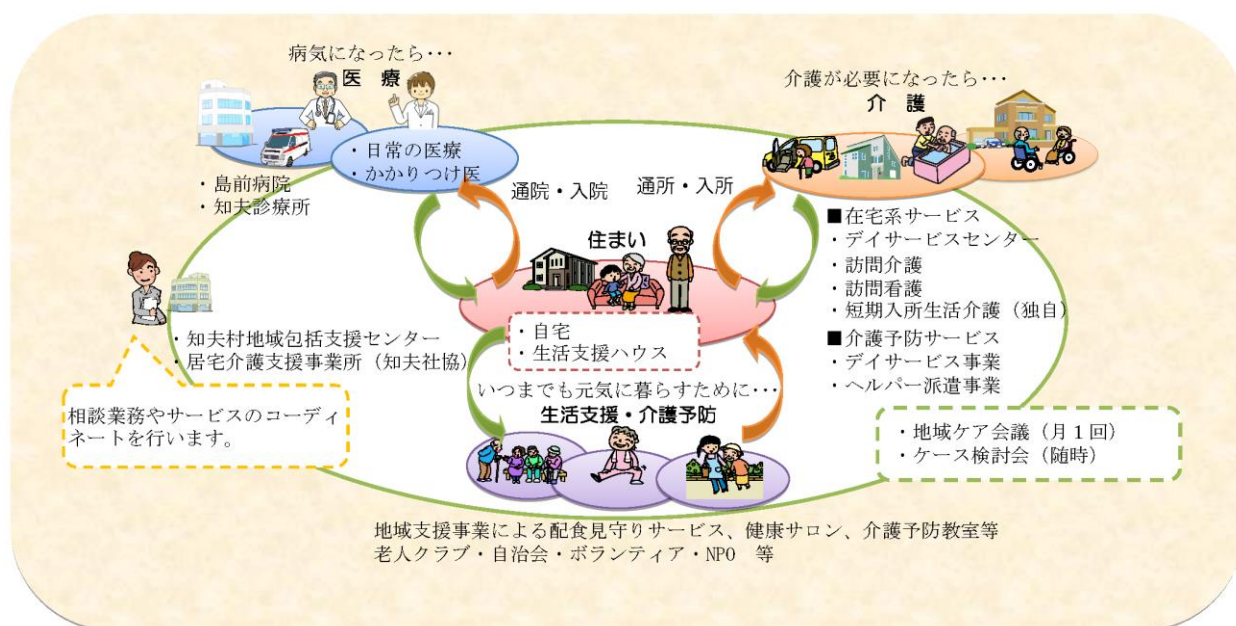
サービス種別	事業所名	定員	運営組織
養護老人ホーム	養護老人ホーム みゆき荘	50	(福)西ノ島福祉会

※令和5(2023)年9月末時点

第6章 知夫村地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 知夫村としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 地域包括ケアを支える機能の強化
 - ①地域ケア会議等の推進
 - ②地域包括ケアシステムを支える人材の確保
3. 安心して暮らせる村づくり
 - ①生活支援体制の強化
 - ②在宅医療・介護連携の推進
 - ③認知症施策の推進
 - ④高齢者の権利擁護体制の強化
 - ⑤高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 参考資料



第1節 知夫村としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

村内7地区での健康づくりサロンの中で健康づくりや介護予防について継続できています。参加者が固定されているため、各地区で工夫をしながら開催しています。

(2) 目標

高齢者を年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民が運営する健康づくりサロンを充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進します。

(3) 重点施策

・普及啓発

住民主体による全7地区での健康づくり教室を継続して実施します。また、健康づくり教室に参加できていない高齢者を対象に、生活支援コーディネーターとの連携のもと普及啓発を図ります。

- いきいきサロン（1回／月）
- 健康づくりサポーター研修（1回／年）

・介護予防教室の開催

生活支援コーディネーターや健康運動指導士と協力し、地域住民が参加しやすい事業を実施します。

- いきいき運動教室（10回／月）
- いきいきデイサービス

2. 地域包括ケアを支える機能の強化

(1) 現状と課題（第8期の評価）

地域ケア会議における個別ケースの検討会については定期的に行っており関係機関との連携は継続できています。また、人材確保のため、事業所と協議し、就業一時金の給付額を増額しましたが、島外からの採用がなく支給はありませんでした。

(2) 目標

地域ケア会議等において医療機関との情報共有を図り、訪問看護や介護サービス等必要な支援を受けられる体制を維持します。

また、有資格者の募集を随時行い人材確保に努めます。

(3) 重点施策

① 地域ケア会議等の推進

- ・地域ケア個別会議の開催（1回／月）

高齢者の支援状況や事業所の状況、支援困難事例を把握し、多職種が連携して支援について協議します。

- ・地域ケア推進会議の開催（2回／年）

地域包括ケア体制構築のために各種関係会議であがった課題について具体的な政策に反映できるよう協議します。

② 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

- ・事業所個別ヒアリング（4回／年）

介護現場の意見を拾い上げ、真に事業所が必要としている取組みが施策に反映されるよう努めます。

- ・ジョブフェア等への参加及び企画（3回／年）

村の移住・定住担当者と連携し、島内外で開催されるジョブフェア等で村内事業所の魅力発信や求職者斡旋などを行います。

また、既存のフェアに限らず、村独自の企画、魅力発信も行います。

- ・介護人材ストック事業

事業所が実施する介護人材確保の取組みとも連携し、企業を退職した方や子育ての一段落した親、閑散期の農漁業就業者、元気高齢者等の就労意欲のある地域住民を掘り起こし、事業所とマッチングを行います。

- 介護に関する入門的研修（1回／年）
知夫村社会福祉協議会が実施する家族介護教室と同時実施し、介護をしている方、これまで介護に関わりのなかった方たちを対象に介護に関する知識・技術の習得などを目的とした研修を行います。
- 村補助金
事業所が行う人材確保・定着促進にかかる取り組みに対して支援を行います。
- 福祉教育（1回／年）
知夫村社会福祉協議会と協同し、村内の小中学校に福祉学習（体験）を実施します。

3. 安心して暮らせる村づくり

(1) 現状と課題（第8期の評価）

村民の人口減少に比して高齢者人口は増加しており独居高齢者、高齢者夫婦世帯が増加してきています。村内に高齢者施設や介護保険サービス事業所などの社会資源が不足しており、村での生活を継続していくために必要な人材（専門職）の確保とともに社会資源の発掘を進めていくことが喫緊の課題です。

(2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の充実に努めます。

(3) 重点施策

① 生活支援体制の強化

・生活支援体制整備事業

村が中心となり地域の住民をはじめボランティア、民間企業等多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供できるような地域づくりを支援し、高齢者の社会参加の促進を一体的に推進します。

➤ 協議体の設置

・無償移送サービス

知夫村社会福祉協議会が、タクシー等の交通機関での移動（医療機関への受診、退院時等）が困難な方に対し、無償移送サービスを行います。

利用の可否及び対応は、医療機関（医師等）との協議によって判断します。

② 在宅医療・介護連携の推進

・家族介護支援事業

介護に関する知識・技術の習得などを目的として、医療福祉関係者等を講師に招き、研修会を実施します。また、要介護状態の高齢者を介護している家族に対し交流やレクリエーションの実施、介護用品の支給を行います。

➤ 家族介護教室（1回／年）

➤ 家族介護者交流事業（1回／年）

➤ 介護用品支給事業（要介護4または要介護5の高齢者を介護する家族）

・入退院時の連携

知夫村診療所が地域包括支援センターや介護支援専門員と連絡をとり、サマリーなどの情報提供を行います。また、退院時には入院先の医療機関とオ

ンラインや電話などによる退院前調整会議や担当者会議で、情報共有を行い、高齢者の支援体制を整えます。

③ 認知症施策の推進

・ 認知症対策総合支援事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族を支援するための情報収集、認知症の理解促進のための研修、介護・医療等の支援ネットワークの構築、連絡調整を行います。

④ 高齢者の権利擁護体制の強化

・ 法律相談の開催（1回／月）

島根県弁護士会による法律相談会を行います。

・ 高齢者サポート会議の開催（4回／年）

保健、医療、福祉の関係者が集まり、高齢者をとりまく環境の整備と情報の共有を随時行います。

⑤ 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

・ 高齢者生活支援ハウス

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

・ 老人介護支援センター事業

在宅で介護されている方のために、知夫村社会福祉協議会が在宅介護に関する各種相談、福祉用具の貸し出し、福祉サービスの紹介・利用調整、高齢者向け住宅の増改築に関する相談に応じます。

4. 参考資料

●介護サービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	知夫村社協指定訪問介護事業所	-	(福)知夫村社会福祉協議会
訪問看護	国民健康保険知夫村診療所	-	知夫村
居宅介護支援	知夫村社協居宅介護支援事業所	-	(福)知夫村社会福祉協議会
介護予防支援	知夫村地域包括支援センター	-	知夫村
地域密着型通所介護	招福苑デイサービスセンター	10	(福)知夫村社会福祉協議会

※島根県資料より抜粋（令和5（2023）年9月末時点）

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

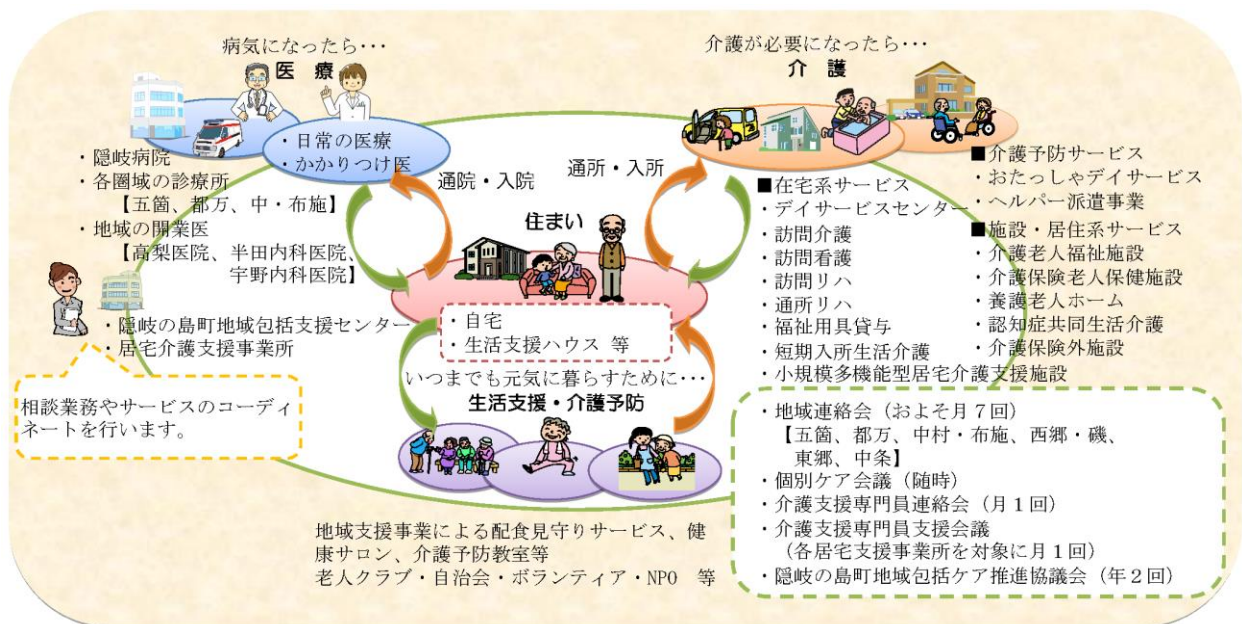
サービス種別	事業所名	定員	運営組織
高齢者生活支援ハウス	生活支援ハウス招福苑	20	(福)知夫村社会福祉協議会

※令和5（2023）年9月末時点

第7章 隠岐の島町地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 隠岐の島町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 地域包括ケアを支える機能の強化
 - ①地域ケア会議等の推進
 - ②地域包括ケアシステムを支える人材の確保
3. 安心して暮らせる町づくり
 - ①生活支援体制の強化
 - ②在宅医療・介護連携の推進
 - ③認知症施策の推進
 - ④高齢者の権利擁護体制の強化
 - ⑤高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 参考資料



第1節 隠岐の島町としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

身体的フレイルの予防、改善を図るため、運動習慣を定着させるよう気運を高めること、実践的な運動に取り組んでもらうための「百歳体操」の普及に取り組むこととしていましたが、コロナ禍で地域活動に制約があり、計画通りに事業を実施することができませんでした。また、地域のサロン活動も休止したところが多く、通いの場への支援も限られたものとなりました。今後は後期高齢者数が増加し、医療と介護の両方を必要とする高齢者も増加することが予測されます。限られた社会資源しかない町で高齢者が住み続けるためには、介護予防、重度化防止の取り組みがますます重要になってきます。特に、フレイル対策を強化し、要介護高齢者の減少に向けた事業展開が必要です。

(2) 目標

- 多くの高齢者が通いの場など身近な場所で、健康づくり、介護予防を実践できるよう、フレイル予防への効果が期待できる取り組みを普及し、元気な高齢者が増えることを目指します。
- 役割や生きがいを感じられる社会参加の場が充実するように、介護予防、重度化防止の取り組みを推進します。

(3) 重点施策

- 介護予防の普及啓発
高齢者が主体的に介護予防に取り組むには、介護予防の重要性、必要性について理解してもらうことが大切です。限られた資源の中で自らの望む生活を送るために、フレイル対策、自助・互助の重要性、町の医療、介護の現状、ACPについて啓発します。地域で開催する介護予防教室では、保健事業と一体的に取り組む、フレイル予防、認知症予防の啓発を行います。
 - 高齢期の過ごし方講座の開催
 - 介護予防教室、高齢者サロンでの啓発
- 効果的な運動の実践
高齢者が地域で生活し続けるために、日常生活動作機能の維持、向上が重要です。健康づくりの一環として行う運動のみでなく、個々の目指す生活につながるための運動の普及について取り組みを強化します。支援に際しては、リハビリ専門職、在宅保健師、スポーツクラブ等、専門職と連携して取り組みます。
 - リハ職が介入する短期集中通所・訪問サービスの実施
 - 在宅保健師と連携した「いきいき百歳体操」の普及

➤ スポーツクラブと連携した教室などの開催

• 通いの場の実態把握と継続支援

通いの場の継続のため、支援者同士の交流や研修会等による側面的な支援を行います。また、身近な場所で気軽に参加できる通いの場が増えるよう、地域の実態把握を行い、必要な地域への立ち上げ支援を行います。また、集いの場が、効果的な介護予防の場となるよう、専門職の派遣など保健事業担当部局と協力して取り組みます。

介護サービスだけでなく社会参加の場の充実にむけ、生活支援コーディネーター等と連携して、多様な資源の可視化に取り組みます。

- 生活支援コーディネーターと連携した資源の可視化
- サロン交流会（1回／年）、研修会の開催（1回／年）
- 専門職の派遣

• サービス事業所の取り組み実態把握

高齢者が要介護状態となることを可能な限り防ぐとともに、要支援、要介護となっても状態の維持・改善をめざすため介護予防、重度化防止の取り組みが重要です。必要な介護サービスを安定的に利用できるよう、サービス事業所と調整し、取り組みの実態を把握すると共に、専門職の介入により、心身機能の維持・改善につながる取り組みを推進します。

2. 地域包括ケアを支える機能の強化

(1) 現状と課題（第8期の評価）

7圏域の地域連絡会、介護支援専門員連絡会は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から開催を中止した時期がありましたが、概ね計画通り開催することができました。地域連絡会は、定期的には開催することはできていますが、高齢者個人に関する話題が多く、地域全体の課題についての協議が不十分な現状にあります。個別ケア会議も困難事例について検討する機能に限られており、介護予防、重症化予防に資するための個別ケア会議の開催について検討が必要です。

近年、認定者数は横ばいで、介護サービスの利用を希望する高齢者数は変わりませんが、介護事業所に勤務する職員数は減少しており、様々な職種の人材不足が課題となっています。また、在宅サービスを利用する高齢者は軽度者が多く、介護報酬だけで事業所運営を継続することが困難な状況もみられ、事業所支援の必要性も生じてきました。高齢者の生活を支えるためのサービス提供体制を整備することは必須であり、人材確保、事業所支援について検討していく必要があります。

(2) 目標

- ・地域包括ケア体制構築に係る課題を整理し、政策に反映します。
- ・介護人材の確保及び離職防止に努め、安定的なサービス提供基盤を整備します。

(3) 重点施策

① 地域ケア会議等の推進

- ・7圏域の地域連絡会の開催（48回／年）

医療・保健・福祉の関係者が集まり、高齢者の支援状況の共有や圏域毎の高齢者が抱える課題について把握します。現在の地域連絡会は高齢者個々の様子について情報共有することに留まり、地域の課題について協議するには至っていません。他圏域の連絡会の内容を情報提供する等、会議の運営方法について見直しを行い、町全体の高齢者の課題の把握に努めます。

- ・地域ケア個別会議の開催（随時開催）

高齢者の総合相談や7圏域の地域連絡会で挙げた個別ケア会議が必要なケースについては関係者を参集し、支援について検討します。個別ケア会議の積み重ねにより地域に共通した課題を明確にし、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会での検討に繋がります。

高齢者の自立支援を目的とし、多職種協働による地域ケア会議と既存の会議を活用して開催します。

- ・介護支援専門員連絡会の開催

介護サービスを利用しながら地域で暮らす高齢者の支援にあたっている居宅介護支援専門員と各関係機関とで介護サービスをはじめとしたサービスの現状と課題について把握し、必要に応じて支援策を検討します。

- ・ 隠岐の島町地域包括ケア推進協議会の開催（1回／年）

隠岐の島町の医療・保健・福祉の代表者で組織する隠岐の島町地域包括ケア推進協議会を開催し、各種会議であがった地域課題について整理し、必要に応じて行政内関係課とも連携しながら、隠岐の島町における地域包括ケア体制構築に向けて取り組みます。

② 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

- ・ 町補助金

人材確保・定着化を目的として、町補助金（福祉・介護職員処遇改善補助金、福祉施設職員就労支援助成金）の活用を促進し、福祉・介護職員の処遇改善、事業所負担の軽減を図り、長期的な雇用の確保と介護サービスの安定的な供給を図ります。

実施に当たっては、事業進捗状況・事業効果の評価をもって事業の見直しを図り、より効果的且つ効率的な事業を推進します。

- ・ 福祉体験交流事業（1回／年）

島根県内の介護人材養成校に在籍する学生を対象とし、隠岐の島町での暮らしと福祉現場を体験してもらう事業です。学生同士や事業所との交流はもちろん、観光メニューも盛り込むことで島の魅力も感じてもらいます。

卒業後、離島で生活するという選択肢を増やすきっかけを作ります。

- ・ 福祉職場における周辺業務のニーズ調査

専門職の負担軽減を図るため、福祉職場において無資格の方でも担える業務の洗い出しとニーズ調査を行い、将来的に地域住民と事業所がマッチングできるよう調整を図ります。

3. 安心して暮らせる町づくり

(1) 現状と課題（第8期の評価）

高齢者人口はピークを越えましたが、後期高齢者数については増加しており、高齢独居世帯をはじめ、高齢者のみで暮らす世帯も増加しています。また、後期高齢者数が増加し、認知症高齢者も増えてきました。

地域での暮らしを続けるために心身両面での支援が必要となる高齢者が増えていますが、親族は島外に暮らし、近隣に支援者がいない高齢者が増えており、調整に苦慮するケースが多々あります。

元気で暮らすことができる期間から人生の最期を迎える期間まで、非常に長い高齢期を安心して暮らすことができるよう、公的サービス提供体制の整備はもちろん、生活支援体制整備の強化、多職種連携による切れ目のない支援、認知機能が低下した際の権利擁護、そして暮らしの基盤となる生活環境の整備、様々な視点から他機関と連携しての取り組みが必要です。

(2) 目標

認知症や介護が必要な状態となっても尊厳をもちつづけ、住み慣れた地域で生活が続けられるように住民同士で支え合い、医療や介護が必要になっても安心して受けることができる体制をつくと共に、高齢者にとって安全な住環境の整備に努めます。

(3) 重点施策

① 生活支援体制の強化

・生活課題の把握

生活支援コーディネーターを中心に地域に出向き、地域住民との対話を通して、それぞれの地域の生活課題の把握を行います。把握した課題について生活支援コーディネーターや地域住民と連携し、既存の地域資源の活用や新たな資源の開発等を通して課題の解決を図ります。また、町全体の生活課題については「隠岐の島町生活支援体制整備連絡会」（1回／年）を開催し、解決に向けて取り組みを進めます。

・見守り支援体制の構築

高齢化の進展のみならず独居世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。こうした現状の中で高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域全体で見守りを行い、異変がある場合に適切で素早い支援を行うことが重要です。

そうした中で「隠岐の島町高齢者見守りネットワーク事業」を整備し、町内の協力団体や協力事業者とともに高齢者を見守る仕組みづくりに取り掛かっています。今後は協力団体や協力事業者を増やし、見守りネットワークを拡充していきます。（協力団体・事業所数30カ所）

② 在宅医療・介護連携の推進

・町の医療介護を取り巻く現状とACPについての啓発

医療介護を必要とする高齢者が増加する中、医療介護の資源には限りがあります。医療介護を提供する側だけでなく、受ける側の住民も町の実情を理解したうえで、自分がどう暮らし、どんな最期を迎えたいかの心構えをしておくことが重要であることから、啓発に取り組みます。

- 高齢期の過ごし方講座の開催（4地区／年）
- リビングウィルカードの普及
- エンディングノートの普及
- イベントや広報を利用した情報発信

・入退院連携を円滑にするための仕組みづくり

後期高齢者の増加は、複合的課題を持つ高齢者の増加にもつながります。近くに親族がいない、身寄りがないといった高齢者も増加し、退院調整が困難になる傾向にあります。入院時から情報交換、情報共有を密にし、スムーズな退院調整ができるよう取り組みます。

- 入退院連携についてのワーキングの開催（3回／年）
- 入退院時情報提供ツールについての検討、修正

・多職種連携による重症化予防

後期高齢者は医療と介護のニーズを併せ持ち、本人を取り巻く環境も個人差があることから、健康状態、心身機能、ADL、環境因子等、対象者を総合的に捉えた上での関りが重要です。疾病管理が困難で入退院を繰り返すケースもあり、多職種連携により幅広い視点で効果的な支援が求められることから多職種連携を強化します。

- 多職種連携研修会の開催（2回／年）
- 多職種による事例検討会の開催（2回／年）

③ 認知症施策の推進

・認知症についての普及・啓発

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、住民一人一人が認知症に関して正しく理解することが重要です。様々な機会をとらえて認知症についての啓発に取り組みます。啓発の際には認知症の予防についての内容も盛り込み内容の充実を図ります。

- 認知症に関する講演会、研修会の開催（1回／年）
- アルツハイマー月間に合わせての認知症に関する普及啓発
- 地域の健康教室、高齢者サロンでの啓発
- 町広報等への認知症に関する記事の掲載
- 認知症予防教室の開催（12回／年）

- 認知症に関する相談支援体制の整備

認知症の人やその家族が地域で不安や心配事を抱え込まないよう相談窓口の周知を図ります。認知症の症状が進行し、生活に支障が生じてから医療機関を受診するケースが増えてきており、早期介入を勧めることも重要になってきています。早期に対応し適切な支援に繋げるために、関係機関との連携や認知症初期集中支援チームによる取り組みを勧めます。

 - 認知症ケアパスの普及、活用
 - 認知症初期集中支援チームの活用
 - 認知症医療疾患センターとの連携

 - 認知症高齢者の見守り体制の構築

認知症になっても地域で暮らし続けるためには、地域の理解と支援が欠かせません。認知症の人やその家族の支援者を増やすために、認知症サポーターの養成に取り組みます。養成にあたっては、隠岐の島町の認知症キャラバンメイトとの連携を図りながら進めていきます。見守る体制として、隠岐の島町高齢者見守りネットワーク事業との連携等、体制整備を進めます。

 - 認知症サポーター養成講座の開催（2回／年）及び養成者数 1000 人
 - 認知症キャラバンメイトとの連携
 - 隠岐の島町高齢者見守りネットワーク事業の活用

 - 認知症の人、家族への支援

認知症の人やその家族を支えるための介護サービスがありますが、介護サービスだけでは十分とはいえません。当事者、家族が気軽に集まり、思いを共有できる場も必要なことから当事者、家族が定期的集まることができる場を作ります。

 - 認知症カフェの開催（12回／年）
- ④ 高齢者の権利擁護体制の強化
- 高齢者虐待への対応

高齢者虐待について、地域住民への普及啓発を行い、早期発見に繋げるとともに、関係機関と連携し、早期解決に取り組みます。

 - 高齢者虐待に関する研修会の開催（隔年開催）
 - 町広報等へ的高齢者虐待に関する記事の掲載

 - 成年後見制度利用促進の取り組み

成年後見制度の利用促進について、隠岐の島町成年後見制度利用促進計画（以下「成年後見計画」）を策定し、利用促進の中核を担う機関として隠岐の島町に成年後見制度中核機関（以下、中核機関）を設置しました。今後は成年後見計画に沿って成年後見制度利用促進に向け取り組みます。

- 制度及び相談窓口の周知
- 相談支援体制の整備
- 後見人の担い手確保
- 成年後見制度利用促進に係るネットワーク構築

⑤ 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

・住宅改修及び福祉用具制度の活用

安心・安全な住環境の整備のため、住宅改修及び福祉用具制度の活用と、制度に関する相談・情報提供・助言を行い、あわせてパンフレット配布や、関係機関ホームページへの掲載等、周知と支援を行います。

・高齢者向け住宅の活用

高齢者向け住宅として令和4年度から町営住宅一部屋を確保しており、生活に不安を感じる高齢者等の住まいとして活用します。

4. 参考資料

●介護サービス事業所

※(福) : 社会福祉法人の略記
 ※(特非) : 特定非営利活動法人の略記
 ※(同) : 合同会社の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	静和園訪問介護事業所	-	(福) 隠岐共生学園
訪問介護	ふれあい五箇訪問介護事業所	-	(福) ふれあい五箇
訪問介護	博愛訪問介護事業所	-	(福) 博愛
訪問介護	あたご会訪問介護ステーション	-	(福) 愛宕会
訪問介護	住吉ホームヘルプステーション	-	(福) 高田会
訪問介護	リベラル訪問介護事業所	-	リベラル(同)
訪問看護	隠岐の島町訪問看護ステーション 「かがやき」	-	隠岐の島町
訪問看護	静和園訪問看護ステーション	-	(福) 隠岐共生学園
訪問リハビリテーション	老人保健施設 ともいきの郷	-	(福) 隠岐共生学園
訪問リハビリテーション	隠岐広域連立立隠岐病院	-	隠岐広域連合
通所介護	住吉デイサービスセンター	30	(福) 高田会
通所介護	ふれあい五箇通所介護事業所	50	(福) ふれあい五箇
通所介護	中条デイサービスセンター (中条デイサービスセンター 中村サテライト)	25	(福) 博愛
通所介護	岬町デイサービスセンター	35	(同) かえで
通所リハビリテーション	老人保健施設 ともいきの郷	40	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護	鳴澤の里短期入所事業所	10	(福) 高田会
短期入所生活介護	なごみ苑短期入所施設	10	(福) 愛宕会
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム静和園短期入所施設	4	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護 (ユニット)	ユニット型特別養護老人ホーム静和園短期入所施設	10	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護	(福) 愛宕会 清松園短期入所施設	4	(福) 愛宕会
短期入所療養介護	老人保健施設 ともいきの郷	-	(福) 隠岐共生学園
特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 清松園	55	(福) 愛宕会
福祉用具貸与	有限会社 隠岐第一商事	-	(有) 隠岐第一商事
福祉用具貸与	有限会社 ライフランド	-	(有) ライフランド

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
特定福祉用具販売	有限会社 隠岐第一商事	-	(有)隠岐第一商事
特定福祉用具販売	有限会社 ライフランド	-	(有)ライフランド
特定福祉用具販売	有限会社 隠岐産機	-	(有)隠岐産機
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 共生	-	(福)隠岐共生学園
居宅介護支援	住吉在宅介護支援センター	-	(福)高田会
居宅介護支援	あたご会居宅介護支援事業所	-	(福)愛宕会
居宅介護支援	博愛居宅介護支援事業所	-	(福)博愛
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 かえで	-	(同)かえで
介護予防支援	隠岐の島地域包括支援センター	-	隠岐の島町
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 静和園	80	(福)隠岐共生学園
介護老人福祉施設(ユニット)	特別養護老人ホーム 静和園	50	(福)隠岐共生学園
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 鳴澤の里	30	(福)高田会
介護老人福祉施設	隠岐の島町立特別養護老人ホーム なごみ苑	30	(福)愛宕会
介護老人保健施設	老人保健施設 ともしきの郷	70	(福)隠岐共生学園
地域密着型通所介護	宅老所 くすもと	10	(特非)介護福祉サービスくすもと
地域密着型通所介護	高齢者生活福祉センター蓬菜苑	15	(福)博愛
地域密着型通所介護	一颯	14	(株)DOLCI
認知症対応型共同生活介護	グループホームいこいの家	9	(福)隠岐共生学園
認知症対応型共同生活介護	グループホームさち	18	(株)ケイテン
認知症対応型共同生活介護	グループホームやすらぎの家	9	(福)隠岐共生学園
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 和水屋	9	(特非)ふるさと工房
認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら荘	9	(福)愛宕会
認知症対応型共同生活介護	隠岐の島町認知症高齢者グループホーム みのりの家	9	(福)高田会
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 風和里	25	(特非)ふるさと工房
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 わがんと	26	(株)ライフサポート
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護なかよし	25	(同)なかよし
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたばの里	28	(福)惣倉の杜

※島根県資料より抜粋(令和5(2023)年9月末時点)

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
養護老人ホーム	養護老人ホーム 百寿荘	55	(福)隠岐共生学園
養護老人ホーム	養護老人ホーム 清松園	55	(福)愛宕会
高齢者生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター蓬萊苑	16	(福)博愛
高齢者共同住宅	高齢者共同住宅 すがの荘	10	(福)愛宕会

※令和5(2023)年9月末時点

第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進

1. 官民協働体制の推進
2. 介護人材の育成及び定着の推進
3. ICT等の活用及び業務効率化の推進
4. 介護サービス事業者の支援・育成

第2節 介護給付適正化の推進

1. 隠岐広域連合と他保険者との比較
2. 要介護認定の適正化
3. ケアプラン、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検
4. 縦覧点検・医療情報との突合

第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進

隠岐広域連合では第8期計画において、県内の介護人材養成校である大阪健康福祉短期大学（以下「養成校」という。）と協定を締結し、『隠岐圏域福祉人材確保等対策事業（以下「人材確保事業」という。）』に取り組みました。人材確保事業では、介護人材の確保、離職防止及び育成を柱として、各種研修を隠岐圏域で行える体制づくりを目指した地元指導者の養成や介護サービス事業者の質の向上を目指した研修会の開催、官民協働の意識醸成を目的とした地域包括ケア推進研修会の開催、介護ロボット・ICTの導入支援を目的とした試用展示会の開催など、関係機関と連携し総合的な取り組みを展開しました。

しかし、介護人材不足は依然として隠岐圏域全体に及ぶ大きな課題のままであり、根本的な解決には至っていません。介護人材の確保はU・Iターン者に限らず、外国人労働者や、潜在的就労ニーズを持つ地域住民の参加などすそ野を拡げ多様な人材を受け入れることが重要です。そのためには隠岐4町村が地域を挙げて柔軟な受け入れ体制を構築することが必要です。したがって、隠岐広域連合と隠岐4町村がお互いの役割を明確にし、より効果的な取り組みへつなげていかなければなりません。

第9期計画では、隠岐4町村が介護人材確保を含め、各自の地域特性を活かした地域包括ケアシステムを推進、深化させていくのに合わせ、隠岐広域連合は隠岐圏域全体で必要な地域包括ケアシステムを支える人材の育成や現場づくり支援を推進します。

1. 官民協働体制の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

養成校との提携のもと介護人材の確保、離職防止及び育成を柱とした人材確保事業に取り組みました。また、隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会を定期的開催し、関係機関の取り組みを共有するとともに、課題や方向性について議論を重ねました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護サービス事業者との意見交換会を定期開催することはできませんでしたが、令和5年度に2回開催し、情報共有を行いました。

隠岐圏域の高齢者介護を取り巻く課題は複雑、多様化しており、今後も保険者、隠岐4町村、介護サービス事業者がお互いの役割を理解し連携を強めていく必要があります。

(2) 目標

隠岐4町村が主体となり、その地域特性に応じた地域包括ケアシステムを推進していくのに合わせ、保険者として、隠岐4町村との協働はもちろん、養成校や介護サービス事業者との連携を強めることで、産官学が一体となった取り組み推進を目指します。

(3) 重点施策

- ・ 隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会（2回/年）

関係機関が取り組む地域包括ケアシステムの推進に向けた事業や課題の共有などを行い、取り組み強化や新たな施策検討を進めます。

- ・ 介護保険担当者会議（3回/年）

隠岐4町村と隠岐広域連合の担当者がお互いの取り組み、課題の共有を行う会議を開催し、協働体制による地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、当該会議において共有された課題等は必要に応じ、上記推進委員会へ諮り、取り組み強化や新たな施策検討に繋がります。

- 隠岐4町村事業のフォローアップ

隠岐4町村が地域包括ケアシステムを推進する独自の取り組みに対し、町村の要望に応じ保険者として必要なフォローアップを行います。

- 海士町における法人合併後の福祉サービス提供体制整理
- 西ノ島町における福祉のランドデザイン策定事業
- 隠岐4町村における地域支援事業

- 隠岐圏域地域包括ケア推進研修会（1回/年）

国内外における地域包括ケアの先進的な事例や考え方を学び、地域包括ケアを推進する上で直面している課題の解決に向けたヒントを隠岐圏域の関係者全体で共有します。

- 事業所意見交換会（1回/年）

介護現場の意見を拾い上げ、真に介護サービス事業者が必要としている取り組みの施策反映に努めます。また、官民一体となった地域包括ケアシステムの推進に努めます。

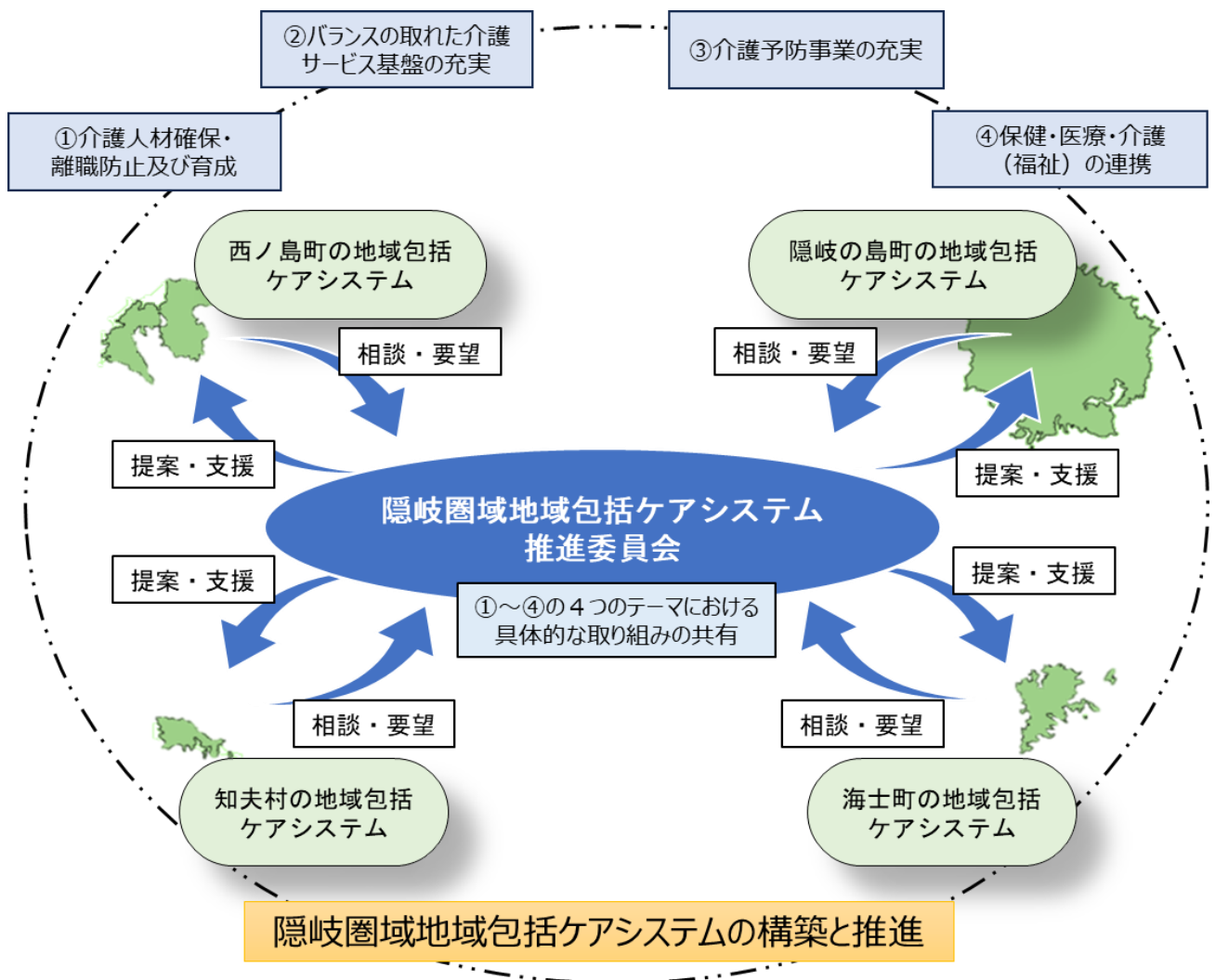
- 福祉体験交流事業（1回/年）

隠岐4町村、介護サービス事業者と協働で、隠岐の暮らしや介護現場を体験できるパッケージ化された企画を行い、介護人材養成校に通う学生に隠岐の魅力をPRする場となることで、隠岐圏域の事業所とのネットワーク構築を図ります。

- 外国人労働者の受け入れ支援

介護サービス事業者が積極的に外国人労働者受け入れの検討ができるよう、情報提供に努めるとともに、相談窓口を設け、介護サービス事業者の支援を図ります。

●隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会のイメージ図



2. 介護人材の育成及び定着の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

現在、資格取得や専門性向上に資する研修の多くは本土で開催されており、離島である隠岐圏域の介護サービス事業者は本土に比べて負担が大きくなっています。島内で多様な研修が受講できる体制を整えていくことは、離職防止の観点からも重要です。隠岐広域連合では研修のオンライン化や隠岐会場の設定を島根県に要望し、協議を重ねてきました。結果、オンライン化が実現した研修もありますが、依然、研修の多くが本土でのみ開催されている状況です。

(2) 目標

オンライン会議システムを活用した研修の導入や隠岐会場での開催に向けて島根県と協議を継続し、地元指導者と協働のもと、隠岐圏域において多様な研修が実施されるよう取り組みます。

(3) 重点施策

・介護実務者研修教員講習会及びフォローアップ研修

各種専門研修をはじめとする介護法定内外の各研修が隠岐圏域内で実施できる体制構築を目指します。また、島内で受講できる研修を増やすことで、介護サービス事業者の負担を減らし、人材育成と合わせて離職防止に努めます。

- 介護実務者研修教員講習会（1回/計画期間中）
- フォローアップ研修（1回/年）
- 介護実務者研修教員講習会修了者派遣（入門的研修、実務者研修等）

・地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上に資する研修

介護サービス事業者が求める研修ニーズを把握し、そのニーズに即した研修会を企画します。また、介護サービス事業者が独自に専門性を向上させる研修を企画できるよう支援します。

- ケアマネジメント向上研修会（1回/年）
- 資質向上のための研修会（1回/年）

3. ICT等の活用及び業務効率化の推進

(1) 現状と課題（第8期の評価）

令和4年度に介護ロボット等の試用展示会を開催し、介護現場で活用できる介護ロボット等に触れることのできる機会を提供しました。今後は限られた人員で効率的な業務を遂行していくために介護ロボットやICT機器の導入に併せ、タスクシフトやアウトソーシングなど、人材や資源を有効に活用する必要があります。しかし、隠岐圏域ではそのような情報を取得する機会が乏しい現状があります。

(2) 目標

第9期計画においても事業所のニーズに合わせた形で情報提供の機会を設け、介護サービス事業者が積極的に業務効率化等に取り組めるよう支援します。また、都道府県では、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援へとつなぐワンストップ窓口の設置が努力義務となります。隠岐4町村はもちろん、島根県との連携も強め、効果的な介護サービス事業者支援を目指します。

(3) 重点施策

- 介護ロボット及びICT機器の導入支援

介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器を導入し、業務効率化等に取り組むことができるよう、相談窓口を設置し、島根県並びに隠岐4町村と連携し必要な情報提供を行います。また、意見交換やニーズ調査を行い、介護サービス事業者が必要としている支援の把握に努めます。

- ニーズ調査（1回/年）

- 業務効率化及び生産性向上に係る研修（1回/計画期間中）

業務効率化等の先進的な事例や手法を学ぶ研修会を実施することで、介護サービス事業者が業務効率化等に取り組みやすくなるよう支援します。

- 文書負担軽減の推進

令和7年度の介護システム標準化に合わせ、『電子申請・届出システム』を導入し、介護サービス事業者の文書負担軽減を図ります。

4. 介護サービス事業者の支援・育成

(1) 現状と課題（第8期の評価）

新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、オンライン会議システムを活用しながら運営指導、集団指導ともに概ね計画通りに実施することができました。指導の際に重大な基準違反は見受けられなかったものの、誤った解釈で加算の算定をしている事例等軽微な指摘事項が数件確認されました。適正な事業運営ができるよう、引き続き運営指導及び集団指導に取り組む必要があります。

(2) 目標

地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の適切な事業運営に資する運営指導、集団指導等に取り組みます。併せて前述の研修会や業務効率化支援等を通じ、質の向上を目指します。

(3) 重点施策

- 運営指導（3～5カ所/年）

隠岐広域連合が指定権者である地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の資質向上、適正運営を図るため、指定期間中1回を基本に運営指導を行います。

- 集団指導（1回/年）

介護保険制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の内容などについて、介護サービス事業者に周知徹底させることを目的として集団指導を行います。

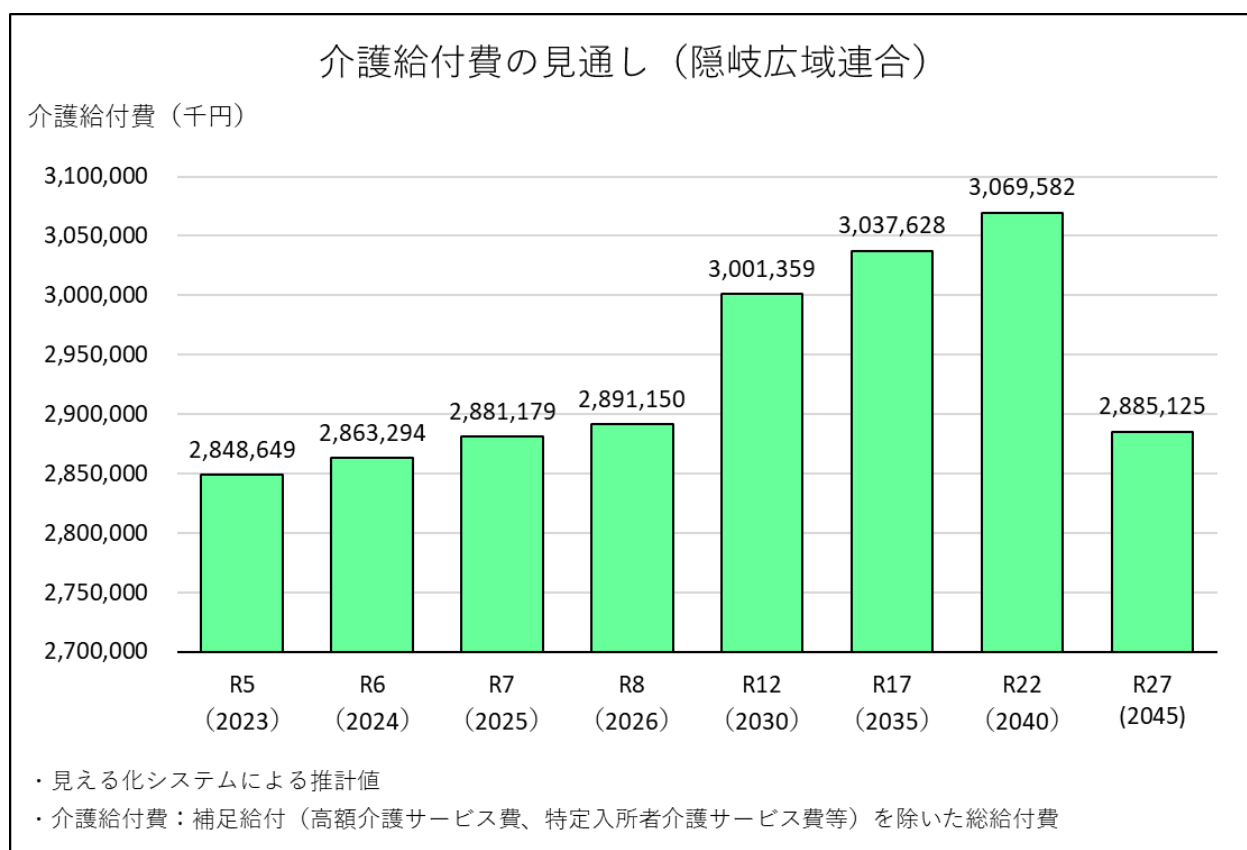
第2節 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要な過不足のないサービスを事業所が適切に提供するように促すことです。

高齢化が加速し、介護サービスに対するニーズは今後さらに増加すると見込まれる中、介護保険制度への信頼性を確保し、持続可能な介護保険制度の構築を目指していくためには、高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより効果的・効率的に活用していく事が求められます。

第8期においては、国が掲げる給付適正化主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を実施してきました。

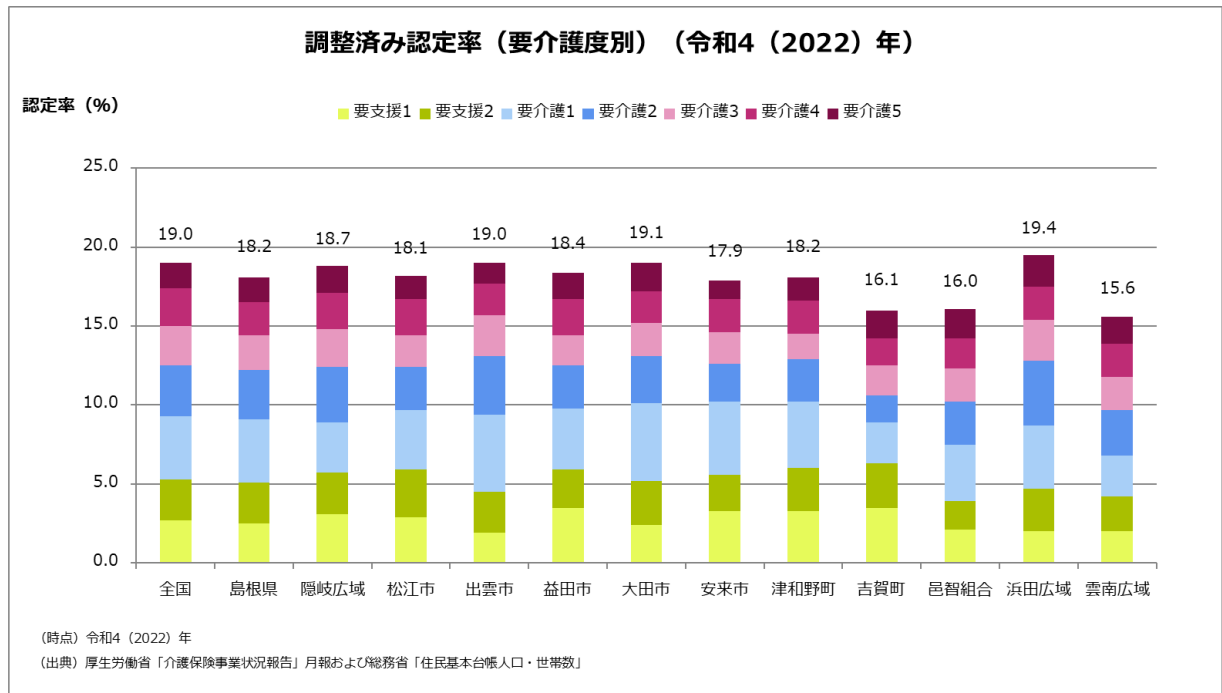
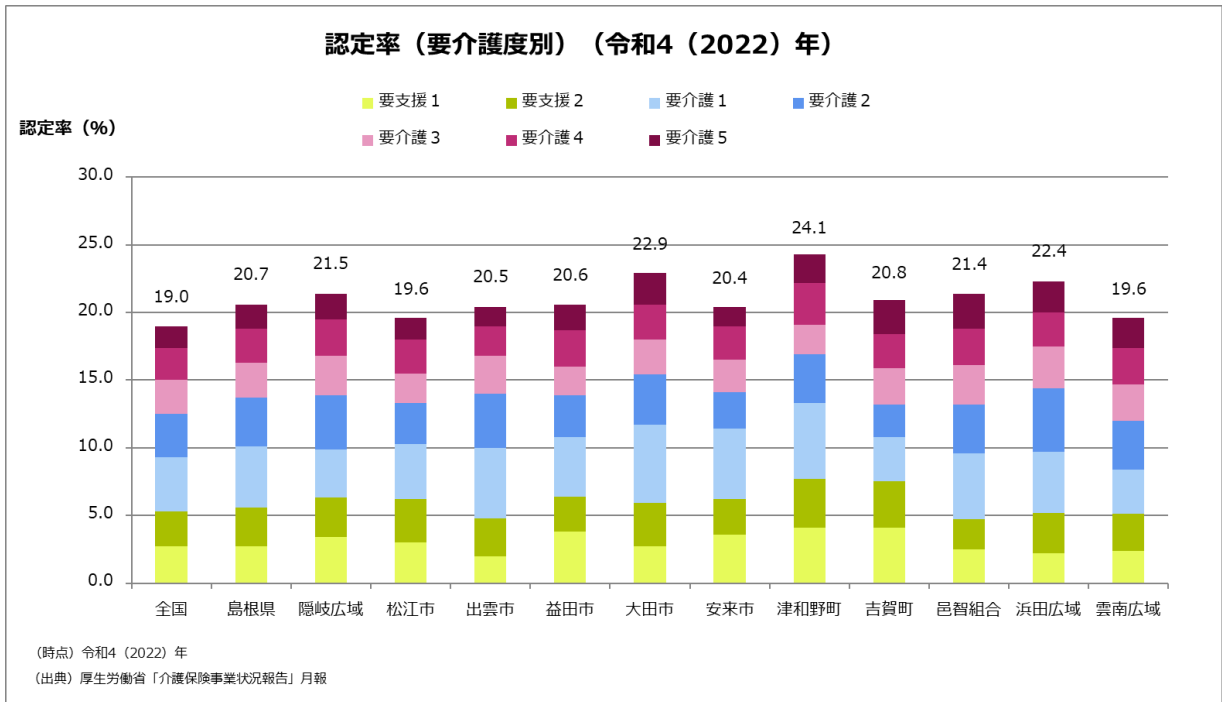
第9期計画において国は給付適正化主要5事業のうち「介護給付費通知」を任意事業とし主要事業から除外するとともに、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「縦覧点検・医療情報との突合」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編しました。第9期計画においては、再編された給付適正化主要3事業の取り組みを推進します。



1. 隠岐広域連合と他保険者との比較

(1) 認定率の比較

隠岐広域連合の認定率は、「調整済み認定率」で比較すると全国より低く、島根県より高くなっています。特に要支援1、要介護2の割合が高く、要介護1の割合が低いのが特徴です。また、中度者の割合も高い状況です。

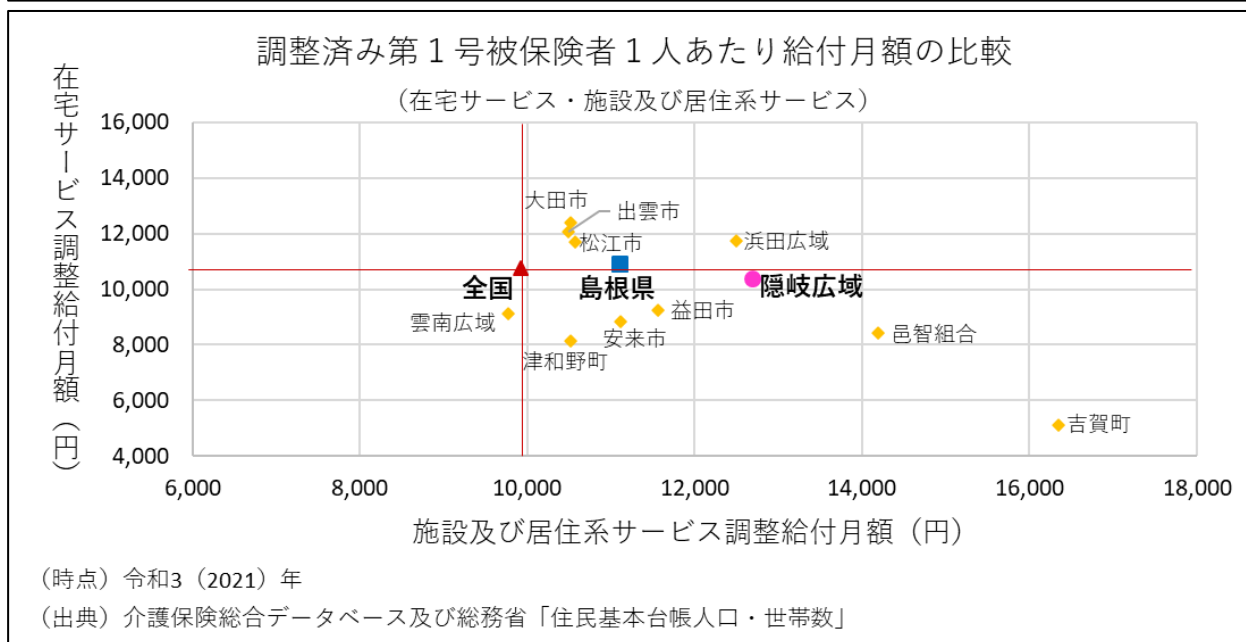
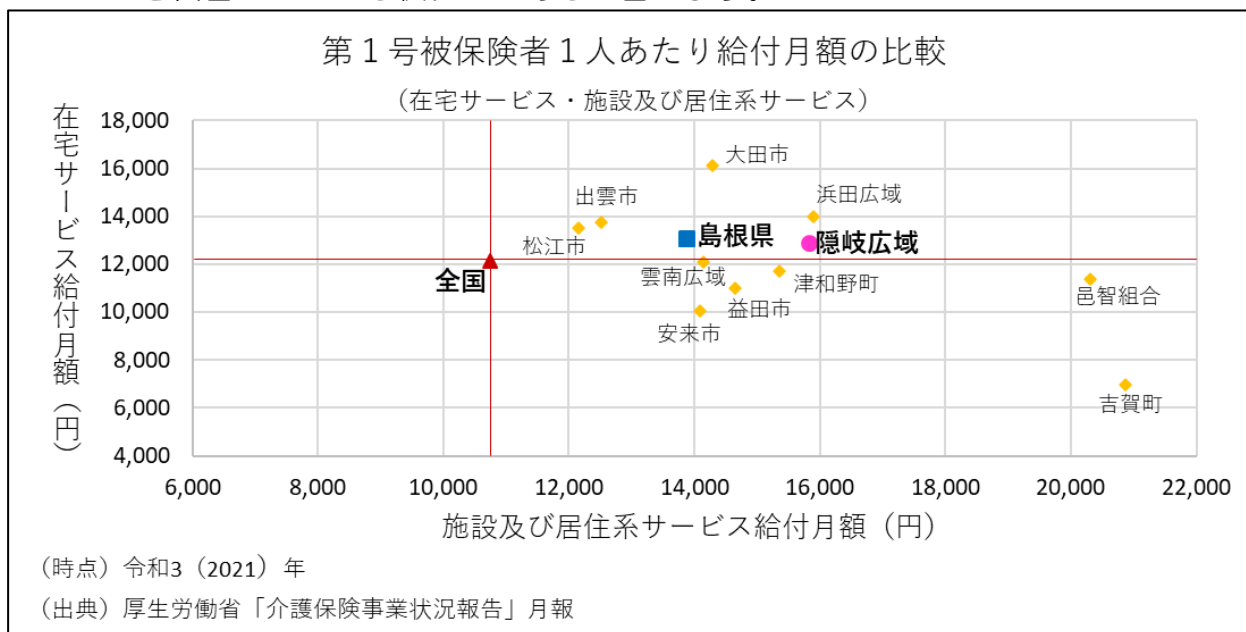


※ 「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味する。

(2) 第1号被保険者1人あたりの給付月額と比較

隠岐広域連合の給付額は、「第1号被保険者1人あたりの給付月額」で比較すると、在宅サービスでは全国と同程度、島根県より低くなっており、施設及び居住系サービスでは、全国・島根県よりかなり高くなっています。また、「調整済み第1号被保険者1人あたりの給付月額」で比較すると、在宅サービスでは全国・島根県と同程度、施設及び居住系サービスでは、全国・島根県よりかなり高くなっています。

これは全国、島根県と比較して施設及び居住系サービスが整備されているとともに、施設及び居住系サービスに対するニーズが高いことが要因であると考えられます。一方で、在宅サービスを支える基盤が十分ではなく、施設及び居住系サービスが在宅サービスを代替している状況とも言えます。



※「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額を意味する。

2. 要介護認定の適正化

(1) 現状と課題（第8期の評価）

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、適切かつ公平に運営される必要があり、介護認定調査及び介護認定審査会における要介護（要支援）度判定の平準化に努めました。介護認定調査については、現任の介護認定調査員（以下、「調査員」という。）に対してオンデマンドでの現任研修を実施し、多忙な調査員がいつでも受講できるようにしましたが、全調査員の受講にはいたりませんでした。介護認定審査会についても、介護認定審査会委員（以下、「審査会委員」という。）に対するオンデマンド現任研修を行うとともに、半年に1回は合議体を再編成することにより、合議体間での審査・判定に差が生じないように平準化に努めました。

(2) 目標

介護認定調査及び介護認定審査会における平準化に向け、調査員及び審査会委員の資質向上に取り組みます。

また、研修の受講率向上を目指します。

(3) 重点施策

①認定調査結果の点検

介護認定審査会において公平公正な審査を行うため、介護認定調査結果を全件点検します。疑義が生じた場合は調査員及び主治医への聞き取りを行います。

②調査員の現任研修・審査会委員の現任研修（1回／隔年）

介護認定調査員及び介護認定審査会委員の資質の向上を図るため、現任研修を実施するとともに、受講率向上に向けて取り組みます。

◎要介護認定の適正化（実績と計画）

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査員現任研修（受講率）	83.7		89.3		90.0	
審査会委員現任研修（受講率）		92.3		95.0		95.0

③合議体の再編成（2回／年）

介護認定審査会による審査・判定の平準化を図るため、6か月毎に合議体を再編成します。

3. ケアプラン、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検

(1) 現状と課題（第8期の評価）

ケアプラン点検は隠岐地域介護支援専門員協会と連携して居宅介護支援事業所だけでなく、隠岐圏域の全介護サービス事業所のケアプラン点検を実施することにより、質の高いケアマネジメント及び介護保険サービスの確保に努めました。

住宅改修については、事前申請における提出書類の確認に加え、要介護（支援）認定審査に用いる認定調査票等から利用者の状態像を把握し、真に必要な住宅改修であるかの確認を行いました。その中で改修内容に疑義が生じたものについては、施工前に担当の介護支援専門員や施工業者に確認し、場合によっては現地調査も行いました。

福祉用具購入については、物品の詳細が判断できるパンフレットや領収証に加え福祉用具購入に係る個別サービス計画書から必要性について検証を行いました。

軽度者への福祉用具貸与については、主治医意見書やサービス担当者会議の記録から医師による医学的所見に基づく貸与であること等の確認を行いました。

(2) 目標

- ケアプランの点検及び支援を行うことにより、利用者が真に必要なサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。
- 住宅改修の点検については、利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、完成後の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図ります。
- 福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を推進します。

(3) 重点施策

①ケアプランの点検（2回／月）

自立支援に資する適切なケアマネジメントを考慮したケアプラン点検を実施します。なお、実施については隠岐地域介護支援専門員協会へ委託します。

また、ケアプラン点検において有効性が高い帳票である「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」と「支給限度額一定割合超一覧表」を活用した選定を行います。

◎ケアプラン点検の実施（実績と目標）

	実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス事業所数（か所）	15	14	15	15	18	15
ケアプラン点検（件）	51	87	72	84	81	84

※令和5（2023）年度は見込み値。

②ケアマネジメントに関する研修会の開催（1回／年）

隠岐地域介護支援専門員協会と共催でケアマネジメントに関する研修会を開催します。

③住宅改修の点検

住宅改修費の申請においては、施行前、施工後に書類の全件点検を行います。その際、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等については、担当の介護支援専門員や施工業者に電話確認し、必要に応じて現地確認を行います。

また、退院に向けての調整が必要な場合には、リハビリテーション専門職等の協力を得て、利用者の自立支援に資する改修内容であるかといった観点からの点検を推進します。

◎住宅改修に関する審査の適正化（実績と目標）

	実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施行前訪問点検（件）	1	1	2	3	3	3
施行後訪問点検（件）	0	0	0	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込み値。

④福祉用具購入・貸与調査

福祉用具購入費の申請、軽度者への福祉用具貸与費の確認依頼申請においては、申請種類の全件点検を行います。

また、福祉用具貸与調査において有効性が高い帳票である「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」を活用し、調査対象を絞り込んだ上で調査を実施し、必要に応じて現地確認を行います。

◎福祉用具購入・貸与に関する審査の適正化（実績と目標）

	実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉用具軽度者貸与調査点検（件）	0	0	0	15	15	15
福祉用具軽度者貸与訪問点検（件）	0	0	0	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込み値。

4. 縦覧点検・医療情報との突合

(1) 現状と課題（第8期の評価）

縦覧点検及び医療情報との突合については、島根県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託により実施しています。ただし、国保連で点検できない帳票は、国保連から提供される介護給付適正化システムにて出力した縦覧点検関連帳票から点検する必要があります。

縦覧点検関連帳票は定期的に点検していますが、効果的な点検に向けて点検方法の改善を検討する必要があります。

(2) 目標

- ・医療情報との突合については、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うために国保連へ委託することで、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。
- ・縦覧点検については、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。

(3) 重点施策

①縦覧点検関連等帳票の点検（1回／月）

介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検関連等帳票の点検を行います。

縦覧点検関連等帳票一覧

No.	縦覧点検関連等帳票	実施区分
1	算定期間回数制限縦覧チェック一覧表	委託
2	重複請求縦覧チェック一覧表	委託
3	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	委託
4	単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	委託
5	認定調査状況と利用サービス不一致一覧表	保険者
6	支給限度額一定割合超一覧表	保険者
7	認定調査状況と利用サービス不一致一覧表	保険者
8	生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表	保険者

※委託とは、国保連による事業所への確認と過誤調整の実施を指す。

第9章 介護保険制度の安定した運営

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方
2. サービス種類ごとの見込み量
3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理

1. 介護保険事業費の財源構成と推移
2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料
3. 介護保険料の徴収管理

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方

(1) 介護サービス量の見込みの考え方について

介護サービス量の見込みについては、第9期計画期間中の見込み量に加え、中長期的な視点に立つ必要があることから、令和12(2030)年、令和17(2035)年、令和22(2040)年、令和27(2045)年の見込み量を掲載します。

(2) 第9期計画期間及び将来的な介護サービス量の見込みについて

第9期計画期間における介護サービス量は、各年度において僅かな増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移する見込みです。これは、第9期計画期間中における認定者数が緩やかな増加であることや、新たなサービス基盤の整備を行わないことが要因であると考えられます。また、令和12(2030)年においても介護サービス量の増加は見られませんが、令和17(2035)年以降は認定者数の増加に伴い、介護サービス量も増加する見込みです。

2. サービス種類ごとの見込み量

(1) 居宅サービス

居宅サービスとは、要介護・要支援者が居宅に住んだまま提供を受けられる介護サービスです。

◎訪問介護

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員が要介護者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。平成29(2017)年度より介護予防訪問介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

訪問介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	194,900	197,105	199,527	204,299	208,448	211,027	197,710
回数(回)	4,572	4,620	4,680	4,796	4,897	4,961	4,644
月平均利用見込者数(人)	198	199	202	207	213	215	199

◎訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションなどの看護師等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、療養上の世話を行います。

訪問看護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	25,388	26,529	26,529	24,852	25,791	26,465	24,945
回数（回）	342	357	357	335	348	358	337
月平均利用見込者数（人）	50	51	51	51	53	56	53
介護予防訪問看護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511	3,288
回数（回）	50	50	50	50	50	50	46
月平均利用見込者数（人）	12	12	12	12	12	12	11

◎訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持・回復を図ります。

訪問リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	25,013	25,485	25,485	26,832	27,680	27,672	24,946
回数（回）	655	668	668	703	726	725	654
月平均利用見込者数（人）	56	57	57	60	62	62	56
介護予防訪問リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	4,905	5,481	5,962	6,732	7,214	7,695	7,119
回数（回）	130	146	158	179	191	204	189
月平均利用見込者数（人）	19	21	23	26	28	30	28

◎居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・看護師等が通院困難な要介護（要支援）者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行います。

居宅療養管理指導	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	4,566	4,667	4,654	4,779	5,017	4,904	4,666
月平均利用見込者数（人）	35	36	36	37	39	38	36
介護予防居宅療養管理指導	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	155	155	155	155	155	155	155
月平均利用見込者数（人）	3	3	3	3	3	3	3

◎通所介護

通所介護は、在宅の要介護者が通所介護事業所に通い、入浴・排泄・食事等の介護・生活等について相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けることで、社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。なお、平成 29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

通所介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	189,687	194,460	200,547	202,451	206,073	203,345	190,918
回数（回）	2,337	2,394	2,465	2,497	2,554	2,517	2,368
月平均利用見込者数（人）	236	242	249	252	258	254	239

◎通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、在宅の要介護（要支援）者が通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることで、心身機能の維持回復を図ります。

通所リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	63,909	63,009	63,009	62,807	62,831	63,683	58,910
回数（回）	619	614	614	613	614	621	573
月平均利用見込者数（人）	94	93	93	93	93	94	87
介護予防通所リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	13,414	12,923	12,923	13,669	13,669	12,923	11,922
月平均利用見込者数（人）	35	34	34	36	36	34	31

◎短期入所生活介護

短期入所生活介護は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護（要支援）者を短期間入所させ、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

短期入所生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	219,993	222,078	223,464	231,719	237,799	241,876	235,017
回数（回）	2,270	2,288	2,305	2,406	2,478	2,529	2,457
月平均利用見込者数（人）	115	116	117	122	126	129	125
介護予防短期入所生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
回数（回）	23	23	23	23	23	23	23
月平均利用見込者数（人）	3	3	3	3	3	3	3

◎短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護は、一時的に入所の必要がある要介護（要支援）者を短期間入所させ、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行うことで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

短期入所療養介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	17,601	18,382	18,382	19,866	20,648	20,648	19,866
回数（回）	157	164	164	177	184	184	177
月平均利用見込者数（人）	14	15	15	16	17	17	16

◎福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護（要支援）者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

福祉用具貸与	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	71,164	73,820	75,568	73,312	75,426	75,623	69,602
月平均利用見込者数（人）	385	399	409	400	413	413	378
介護予防福祉用具貸与	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	23,314	23,602	23,458	24,170	24,451	23,606	20,904
月平均利用見込者数（人）	164	166	165	170	172	166	147

◎特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために福祉用具による住環境の整備を図るものです。

特定福祉用具購入費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	4,352	4,352	4,352	4,352	4,352	4,352	4,352
月平均利用見込者数（人）	9	9	9	9	9	9	9
介護予防特定福祉用具購入費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864
月平均利用見込者数（人）	7	7	7	7	7	7	7

◎住宅改修費

住宅改修費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために小規模な住宅改修による住環境の整備を図るものです。

住宅改修費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	5,930	5,212	4,493	5,212	5,930	5,930	5,212
月平均利用見込者数（人）	8	7	6	7	8	8	7
介護予防住宅改修費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	2,734	1,780	1,780	1,780	954	954	954
月平均利用見込者数（人）	3	2	2	2	1	1	1

◎特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、養護老人ホーム等の入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。なお、サービスの利用形態として、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型（包括型）」と、特定施設の事業者がマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」の二種類があります。

特定施設入居者生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	210,858	210,858	210,858	217,845	221,934	222,616	214,332
月平均利用見込者数（人）	91	91	91	94	96	96	92
介護予防特定施設入居者生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	14,098	14,098	14,098	15,009	15,009	15,009	13,417
月平均利用見込者数（人）	18	18	18	19	19	19	17

◎居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）者の心身の状況、環境・本人や家族の希望を受けて介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

居宅介護支援	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	115,586	119,886	123,220	122,661	124,858	124,166	116,685
月平均利用見込者数（人）	618	639	656	655	668	663	623
介護予防支援	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	11,084	11,140	11,140	11,415	11,581	11,195	9,927
月平均利用見込者数（人）	201	202	202	207	210	203	180

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村でサービスが提供されます。

◎地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護です。なお、平成 29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

地域密着型通所介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	106,117	102,073	101,380	94,968	92,449	88,753	83,905
回数（回）	1,142	1,098	1,089	1,032	1,008	961	903
月平均利用見込者数（人）	105	101	100	96	94	89	83

◎小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものです。

小規模多機能型居宅介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	197,762	198,069	196,892	198,474	202,213	204,776	184,532
月平均利用見込者数（人）	89	89	88	89	91	92	83
介護予防小規模多機能型居宅介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	18,368	17,346	17,346	17,346	17,346	17,346	14,694
月平均利用見込者数（人）	20	19	19	19	19	19	16

◎認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練の行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

認知症対応型共同生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	218,605	224,878	225,068	227,784	230,811	243,235	233,669
月平均利用見込者数（人）	70	72	72	73	74	78	75

(3) 施設サービス

施設サービスとは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」に入所した要介護者に対して提供されるサービスです。

◎介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者の入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

介護老人福祉施設	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	805,518	805,518	805,518	859,832	863,035	872,848	821,478
月平均利用見込者数(人)	249	249	249	266	267	270	254

◎介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とし、在宅の生活への復帰を目指してサービスを提供します。

介護老人保健施設	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	276,263	276,263	276,263	309,959	312,875	319,701	296,432
月平均利用見込者数(人)	82	82	82	92	93	95	88

◎介護医療院

介護医療院とは、要介護者であって、長期に渡り療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

介護医療院	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340
月平均利用見込者数(人)	3	3	3	3	3	3	3

(4) 地域支援事業

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

●地域支援事業見込み量

(単位：千円)

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
216,352	219,005	220,001	200,117	187,638	174,282	160,635

●第9期計画期間の内訳

①町村別

(単位：千円)

事業区分	海士町			西ノ島町			知夫村			隠岐の島町		
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業	20,627	20,627	20,627	21,862	22,746	21,746	4,808	4,808	4,808	49,374	49,375	49,375
訪問型サービス	3,220	3,220	3,220	5,618	6,065	6,065	1,100	1,100	1,100	7,013	7,100	7,103
訪問介護従前相当サービス	1,600	1,600	1,600	5,618	6,065	6,065	1,100	1,100	1,100	7,013	7,100	7,103
訪問型サービスA	1,620	1,620	1,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通所型サービス	11,000	11,000	11,000	10,326	10,738	10,738	700	700	700	36,063	36,082	36,106
通所介護従前相当サービス	11,000	11,000	11,000	9,444	9,856	9,856	700	700	700	18,032	18,041	18,053
通所型サービスA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,031	18,041	18,053
通所型サービスC	-	-	-	882	882	882	-	-	-	-	-	-
その他生活支援サービス	3,383	3,383	3,383	1,595	1,710	1,710	378	378	378	-	-	-
介護予防ケアマネジメント	1,164	1,164	1,164	1,336	1,389	1,389	600	600	600	5,070	5,200	5,200
審査支払手数料	70	70	70	80	80	80	30	30	30	248	248	250
高額介護予防サービス費相当事業等	50	50	50	7	7	7	-	-	-	55	57	58
一般介護予防事業	1,740	1,740	1,740	2,900	2,757	1,757	2,000	2,000	2,000	925	688	658
包括的支援事業及び任意事業	13,322	13,322	13,322	13,710	13,767	13,767	12,770	12,770	12,770	35,089	36,824	38,534
包括的支援事業	12,810	12,810	12,810	11,382	11,381	11,381	11,568	11,568	11,568	23,227	24,427	25,626
任意事業	512	512	512	2,328	2,386	2,386	1,202	1,202	1,202	11,862	12,397	12,908
包括的支援事業〔社会保障充実分〕	6,300	6,300	6,300	7,587	7,587	7,587	5,842	5,900	5,915	22,318	22,762	23,033
在宅医療・介護連携推進事業	1,000	1,000	1,000	93	93	93	120	120	120	3,761	3,761	3,761
生活支援体制整備事業	3,400	3,400	3,400	4,886	4,886	4,886	2,650	2,700	2,705	17,537	17,807	17,978
認知症初期集中支援推進事業	1,000	1,000	1,000	127	127	127	-	-	-	335	450	500
認知症地域支援・ケア向上事業	800	800	800	2,454	2,454	2,454	3,072	3,080	3,090	458	500	520
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	150	180
地域ケア会議推進事業	100	100	100	27	27	27	-	-	-	94	94	94
合計	40,249	40,249	40,249	43,159	44,100	43,100	23,420	23,478	23,493	106,781	108,961	110,942

②隠岐広域連合

(単位：千円)

事業区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
包括的支援事業及び任意事業	1,325	1,325	1,325
任意事業	1,325	1,325	1,325
包括的支援事業〔社会保障充実分〕	1,418	892	892
在宅医療・介護連携推進事業	1,418	892	892
合計	2,743	2,217	2,217

3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

隠岐圏域においては、介護人材不足が深刻であり、第8期計画と同様に第9期計画においても新たな地域密着型サービスの整備については、目標を設定しません。

引き続き、隠岐4町村と連携しながら介護人材の確保に努めるとともに、自立支援、介護予防・重度化防止を推進することで元気な高齢者を増やし、既存の介護サービスや地域支援事業を活用することで柔軟に対応します。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、既存サービスの再編成については、希望する事業所と調整しながら推進していきます。

●地域密着型サービスの日常生活圏域別整備目標

圏域	小規模多機能型 居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 通所介護	
	整備数	整備 目標	整備数	整備 目標	整備数	整備 目標
海士圏域	0	0	1 (9人)	0	1 (15人)	0
西ノ島圏域	1 (25人)	0	0	0	1 (6人)	0
知夫圏域	0	0	0	0	1 (10人)	0
西郷圏域	0	0	2 (27人)	0	0	0
東郷圏域	1 (28人)	0	0	0	0	0
磯圏域	1 (25人)	0	0	0	1 (14人)	0
中条圏域	1 (25人)	0	1 (9人)	0	0	0
中村・布施圏域	1 (29人)	0	1 (9人)	0	1 (15人)	0
五箇圏域	0	0	1 (9人)	0	0	0
都万圏域	0	0	1 (9人)	0	1 (10人)	0
合計	5 (132人)	0	7 (72人)	0	6 (71人)	0

※「整備数」は令和5（2023）年9月末時点の事業所数。括弧内は定員数。

第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理

1. 介護保険事業費の財源構成と推移

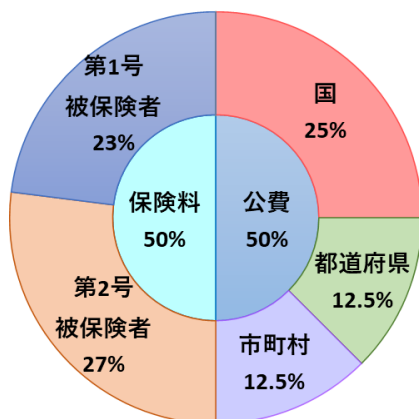
(1) 介護保険料の財源構成

保険給付費を行うための財源は、公費（国、島根県、隠岐4町村）と被保険者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として50%を公費で、残る50%を第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっており、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間単位で見直しが行われ、全国一律に決定されます。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は上述の保険給付費と同様の負担割合となっていますが、包括的支援事業・任意事業費においては、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

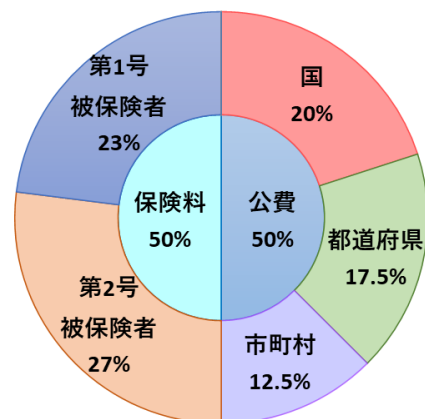
なお、65歳以上の第1号被保険者負担分は、隠岐広域連合が介護保険料として直接徴収し、事業費（保険給付費と地域支援事業費の合計）の財源としています。

●保険給付費の財源構成

居宅・地域密着型給付費

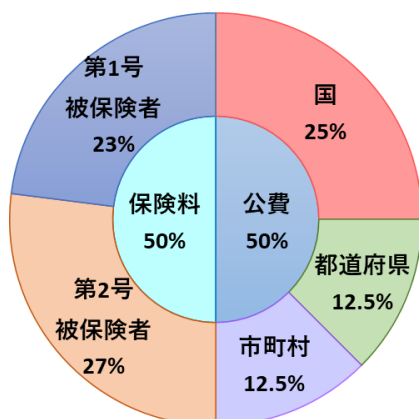


施設給付費

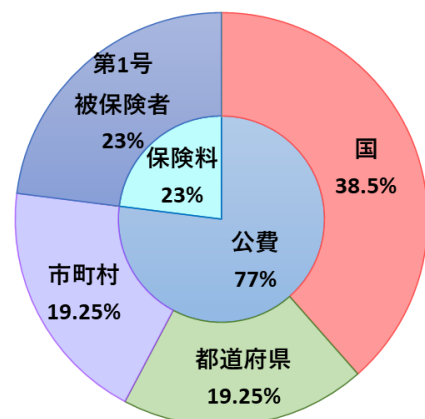


●地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

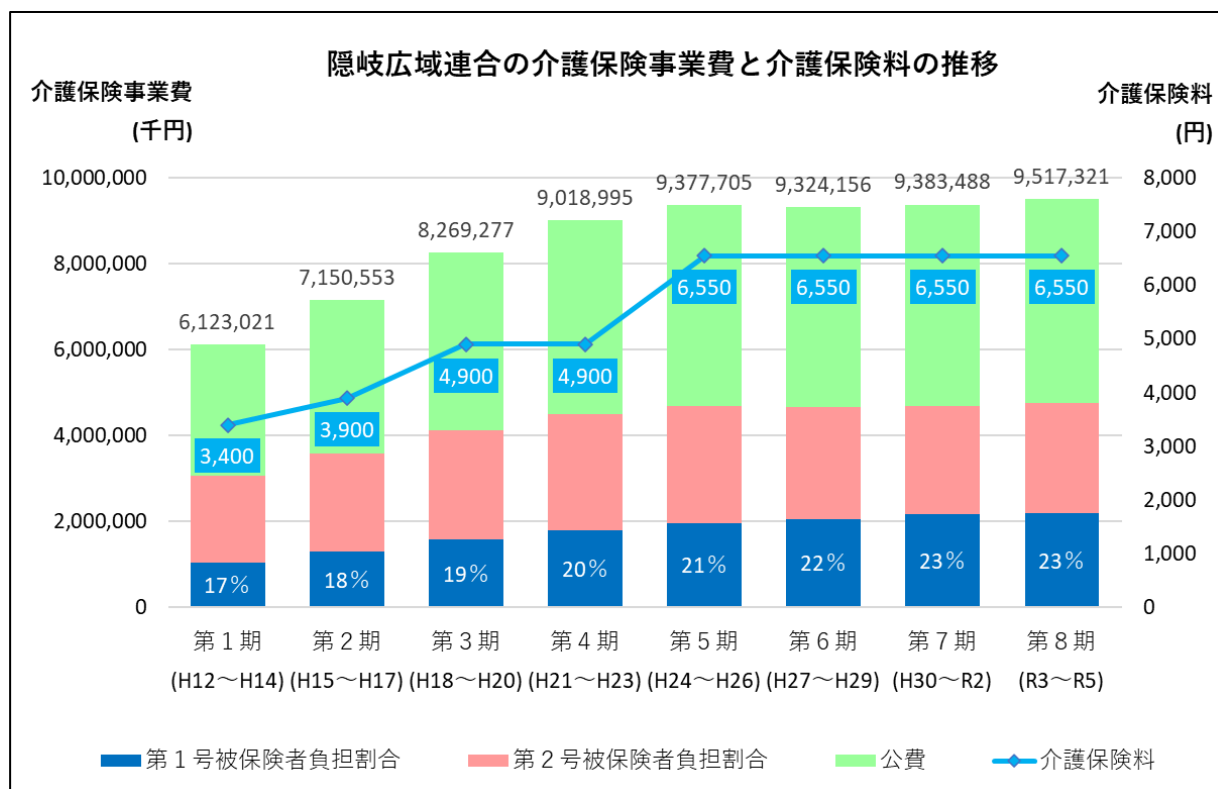


包括的支援事業・任意事業費



(2) 隠岐広域連合における介護保険料の推移

第1号被保険者の負担割合は、第1期計画の17%でしたが、第8期計画では23%となっています。事業費においては、第5期計画から概ね横ばいで推移していることもあり、第8期計画における第1号被保険者の介護保険料基準額も継続して月額6,550円（年額78,600円）となっています。



2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

第9期計画期間中の各年度における保険給付費及び地域支援事業費の見込額は以下のとおりとします。

(単位：円)

区 分		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期合計
介護 保険 事業 費	保 険 給 付 費	3,066,400,000	3,086,335,000	3,095,982,000	9,248,717,000
	地 域 支 援 事 業 費	216,352,000	219,005,000	220,001,000	655,358,000
合 計		3,282,752,000	3,305,340,000	3,315,983,000	9,904,075,000

(2) 所得段階別介護保険料

第9期計画における介護保険料の設定は、保険給付費の見込額、地域支援事業費の見込額、第1号被保険者の見込人数、第1号被保険者の所得段階割合を踏まえながら、第1号被保険者の負担能力に応じた所得段階の多段階化と保険料率を設定することで低所得者層の負担を軽減します。

なお、第12段階までは国の定める標準段階に準じ、第13段階以上の高所得者層について、独自に多段階化します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{隠岐圏域で必要な介護} \\ \text{サービス等の総費用} \\ \text{(介護保険事業費)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分 23\%} \\ \text{(費用負担割合)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{隠岐圏域に住む 65} \\ \text{歳以上の方の人数} \\ \text{(補正後被保険者数)}^{*1} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{介護保険料} \\ \text{基準額} \\ \text{(年額)} \end{array}}$$

※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。

【設定条件】

- ① 第1号被保険者の負担割合 23%
- ② 介護給付費準備基金^{※2}の取り崩しを行うことによる減額（上昇抑制）
- ③ 高所得者層の多段階化による低所得者層の負担軽減

※2 介護給付費準備基金は介護保険事業費の財源を安定的に確保するため保険者（隠岐広域連合）に設置されている基金であり、介護保険財政に不足が生じた場合や介護保険料の上昇抑制のために必要に応じて取り崩しを行う。

●第9期介護保険料

第9期月額介護保険料基準額：6,550円（年額：78,600円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.5 (0.29)	3,209円 (1,899円)	38,508円 (22,788円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円超え120万円以下の人	0.75 (0.485)	4,814円 (3,176円)	57,768円 (38,112円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える人	0.75 (0.69)	4,847円 (4,519円)	58,164円 (54,228円)
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.90	5,895円	70,740円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える人	1.00	6,550円	78,600円
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,860円	94,320円
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万以上210万円未満の人	1.30	8,515円	102,180円
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万以上320万円未満の人	1.50	9,825円	117,900円
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万以上410万円未満の人	1.70	11,135円	133,620円
第10段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が410万以上500万円未満の人	1.90	12,445円	149,340円
第11段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が500万以上590万円未満の人	2.10	13,755円	165,060円
第12段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が590万以上680万円未満の人	2.30	15,065円	180,780円
第13段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が680万以上800万円未満の人	2.60	17,030円	204,360円
第14段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.70	17,685円	212,220円

※1 第1段階から第3段階は、国の支援制度により減額されている。なお、括弧内が減額後の金額となる。

※2 月額保険料は、基準額に保険料率を乗じて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※3 年額保険料の徴収額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3. 介護保険料の徴収管理

(1) 現状と課題（第8期の評価）

住民の理解もあり、隠岐圏域では高い収納率となっています。しかし、個人の諸事情により年金天引きとならない方の滞納や、65歳の誕生日を迎え第1号被保険者となっても年金天引きが開始されるまでには期間を要するので、その期間における滞納が発生しています。

(2) 目標

事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性を図るためにも第1号介護保険料の収納率向上は重要となります。第9期計画期間においては更なる収納率の改善を図ります。

(3) 重点施策

①口座振替の推進

第1号被保険者となり、年金天引きが開始されるまでの間は、納付忘れが少ない口座振替を推奨します。

②滞納整理強化月間の取り組み

年金支給月である偶数月を滞納整理強化月間とし、隠岐広域連合事務局全庁を挙げて滞納徴収に努めます。

③初期滞納への対応推進

滞納金額が累積するほど自主納付が困難になることから、初期滞納者への電話連絡や訪問による納付の働きかけを早期から実施します。

④隠岐4町村との連携

隠岐4町村との連携を強化し、情報を共有しながら効率的な徴収に努めます。

◎介護保険料の徴収管理（実績と目標）

	実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普通徴収収納率（％）	92.68	95.10	93.50	93.80	93.80	93.80

※ 令和5（2023）年度は見込み値。

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

1. 災害に係る体制整備

(1) 現状と課題（第8期の評価）

全国では、毎年のように地震や台風、局地的な集中豪雨による水害など様々な自然災害の猛威を受けています。大規模災害は広範囲に甚大な被害を及ぼし、復旧には長い年月が必要となるため、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされた高齢者は生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が全国では生じています。

隠岐圏域においても、大規模災害を想定しながら支援体制を確立し、災害発生時における介護サービス提供の維持・継続を推進していく必要があります。

(2) 目標

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活の要となります。日頃から災害の発生に備えた対策や訓練を重ねておくことが重要であり、発生時における支援体制の整備を隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等と連携しながら推進します。

(3) 重点施策

- ・事業継続計画（以下「BCP」という。）更新の推進
利用者及び職員の生命を守り、継続的かつ安定的に介護サービスを提供するためにBCPの策定が義務化されました。緊急時に混乱を招かないためにも、平時からBCPの定期的な見直しを推進します。
- ・地域と連携した体制整備の推進
介護サービス事業所に対して、避難訓練の実施など、地域住民と連携して取り組む体制を推進していきます。
また、各町村の定める地域防災計画、地域のハザードマップ並びに災害の種類別の避難に要する時間及び避難経路等の確認を促します。
- ・支援体制整備の推進
隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等の関係機関と連携し、災害に対する支援体制の整備を推進します。

2. 感染症に係る体制整備

(1) 現状と課題（第8期の評価）

令和元（2019）年に発生し、瞬く間に世界各国に広がった新型コロナウイルス感染症は、令和5年より「5類感染症」となりましたが、今もなお介護サービス事業所において集団感染が発生するなど大きな影響を与えています。

また、次なる新興感染症や再興感染症の発生・蔓延に備えて、現下の新型コロナウイルス感染症対策の取り組みをベースに平時から感染防止対策等を徹底することで、継続的な介護サービスの提供ができる体制を構築する必要があります。

(2) 目標

日頃から感染症の発生に備えた対策や訓練を重ねておくことが重要であり、発生時や平時における支援体制の整備を隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等と連携しながら推進します。

(3) 重点施策

- BCP 更新の推進

新興感染症・再興感染症の拡大時には、利用者及び職員の生命を守り、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から BCP の定期的な見直しを推進します。

- 平時からの感染対策体制整備の推進

介護サービス事業所に対して、訓練の実施や、感染症拡大防止対策の周知啓発、発生時に備えた事前準備や代替サービスの確保について推進していきます。

- 支援体制整備の推進

隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等の関係機関と連携し、感染症に対する周知啓発や研修を推進するとともに、感染症発生時における支援体制の整備を推進します。

第 10 章 計画のフォローアップ

第 1 節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発

1. 介護保険運営協議会による計画の評価
2. 介護サービス及び計画の普及啓発

第1節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発

1. 介護保険運営協議会による計画の評価

(1) 評価の目的

本計画は、介護保険運営協議会において計画の進捗状況を確認していくこととしており、介護保険事業全般の実施状況の点検・評価を行い、これを活用することによって第9期計画における課題の整理及び改善を図るとともに、第10期計画の策定に活かします。

(2) 評価の手順

- ① 隠岐広域連合及び隠岐4町村は、事前に事業内容（評価項目）に沿って自己評価を行います。
- ② 介護保険運営協議会は、隠岐広域連合及び隠岐4町村に対してヒアリングを実施し、説明・報告を求めます。
- ③ 介護保険運営協議会は、隠岐広域連合及び隠岐4町村の自己評価結果及びヒアリングをもとに評価を行います。
- ④ 評価結果については、隠岐広域連合ホームページにおいて公表します。

(3) 評価の期間と評価の時期

- ① 初期評価 期間：令和6（2024）年4月～令和7（2025）年3月
時期：令和7（2025）年6月
- ② 中間評価 期間：令和6（2024）年4月～令和8（2026）年3月
時期：令和8（2026）年6月
- ③ 最終評価 期間：令和6（2024）年4月～令和9（2027）年3月
時期：令和9（2027）年6月

※各年度において、9月末実績を目途に中間見直しを行います。時期：各年度11月

2. 介護サービス及び計画の普及啓発

介護保険制度の仕組みについては、隠岐広域連合においてパンフレットを作成し、介護保険料通知文書の送付に合わせて配布するとともに、隠岐広域連合ホームページへの掲載を行います。

第9期計画については、隠岐広域連合のホームページへ掲載するとともに、概要版を全戸配布します。

各種サービスに関することについては、隠岐4町村でパンフレット又は案内等を作成し、広報誌やホームページへの掲載を行います。また、サービスの利用については、地域包括支援センターを中心として利用者への相談に応じるとともに、必要に応じて個別訪問を行います。

その他、介護保険制度や各種施策において特に重要であると認められる場合は、隠岐広域連合と隠岐4町村が連携し、必要に応じて住民説明会を実施します。

資料編

● 隠岐広域連合介護保険運営協議会設置要綱

(平成 24 年 3 月 30 日告示第 6 号)
改正 平成 29 年 3 月 1 日告示第 3 号
平成 30 年 3 月 26 日告示第 5 号

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき隠岐広域連合介護保険事業計画の作成及び評価並びに介護保険事業の適正な運営に向けて、隠岐広域連合介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の審議を行い、必要に応じて提言を行うものとする。

- (1) 隠岐広域連合介護保険事業計画の作成及び評価に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営、評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は 1 号、2 号被保険者、保健、医療、福祉関係者及び学識経験を有する者などのうちから隠岐広域連合長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年（再任を妨げない）とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営協議会に会長及び副会長をおき委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員以外の者の参加)

第 6 条 会長は、特に必要があると認める場合は、委員以外の者に運営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(運営協議会)

第 7 条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 8 条 運営協議会に関する事務は隠岐広域連合介護保険課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか運営協議会の運営に関し必要な事項は隠岐広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(隠岐広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び隠岐広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 隠岐広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成 22 年 2 月 1 日告示第 3 号）
- (2) 隠岐広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成 22 年 2 月 1 日告示第 3 号）

附 則(平成 29 年告示第 3 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 5 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

● 隠岐広域連合介護保険運営協議会委員名簿

区 分	役 職 名	町 村	氏 名
保健・ 医療関係者	隠岐島前病院 院長	西ノ島町	クロタニ カズシ 黒谷 一志
	隠岐病院 副院長	隠岐の島町	カトウ イチロウ 加藤 一朗
	隠岐保健所 所長	隠岐の島町	オカ タツロウ 岡 達郎
社会福祉 関係者	隠岐の島町社会福祉協議会 事務局長	隠岐の島町	ムラカミ マサル 村上 勝
	西ノ島町社会福祉協議会 事務局長	西ノ島町	ヒラキ みゆき 平木 みゆき
	隠岐の島町民生児童委員協議会 会長	隠岐の島町	ツツミ アキラ 堤 章
	隠岐地区老人福祉施設研究協議会 会長	西ノ島町	ミチシタ カズヨシ 道下 和義
	隠岐地域介護支援専門員協会会長	隠岐の島町	サイトウ アキヒロ 齋藤 昭博
住民代表	第2号被保険者	海士町	ハナオカ カズエ 花岡 和恵
	第2号被保険者	知夫村	ヒラキ トモミ 平木 登茂美
	第1号被保険者	西ノ島町	マノ サナエ 真野 早苗
	第1号被保険者	隠岐の島町	会 長 フジタ ツカサ 藤田 司
学識経験者	学識経験者	海士町	副会長 ハマミ ユウコ 濱見 優子

●用語の解説

◇あ行

ICT (Information and Communication Technology)

情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

アウトソーシング

一般に、業務の一部を外部企業に委託することを言い、介護サービスにおいても自法人の業務を外部の業者に委託することをいう。

医学的所見

主治医意見書・診断書等によって症状を裏付けることができるものをいう。

運営指導

介護保険制度の適切な運用や、サービスの質の確保、高齢者の尊厳の保持などを目的とし、介護事業者の運営を支援するために行う指導のひとつをいう。

エンディングノート

自身に万が一のことが起こった時に備え、あらかじめ家族等に自身の希望や伝えておくべき事項を記載しておくノート。

ACP

アドバンス・ケア・プランニングの略。人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みのこと。

オンデマンド

利用者の要求があった際に、その要求に応じてサービスを提供する事を言う。

オンライン会議システム

Web 会議システムとも呼ばれ、活用すると、直接会わなくてもコミュニケーションが取れたり、移動にかかる時間や交通費を削減できたりとさまざまなメリットがある。

オンラインツアー

旅行先を実際に訪れて行う旅行(オフライン)とは異なり、インターネットを介して Web 上(オンライン)で行う旅行。現地に行かず自宅など、好きな場所からオンラインで参加ができる。参加者は現地からのライブ配信やコンテンツを視聴したり、現地ガイドや他の参加者との間で双方向のやり取りをしたりする。身体的・経済的な制約が少ないため誰でも参加でき、また普段は入れない場所も楽しめるなど、オンラインならではのメリットがある。

◇か行

介護給付費通知

ご利用いただいている介護サービス事業所からの保険請求に基づき、サービスの種類や費用など、実際のサービス利用状況をお知らせするための通知である。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。介護保険法に基づく名称は介護支援専門員であるが、ケアマネジャー（Care manager）とも呼称される。

介護システム標準化

各自治体が個別にシステムを導入していたために生じている無駄な金銭コストや効率の悪さを解消するために全国的に統一されたシステムのこと。

介護実務者研修教員講習会

介護福祉士「実務者研修」の専任教員（教務に関する主任者）および介護過程Ⅲの担当教員を養成する、厚生労働省指定の講習会のことをいう。

介護ロボット

ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器のことを指す。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを目指す。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とした事業。総合事業は、地域支援事業を構成する事業の一つであり、大きく分けて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つの事業から構成される。

協議体

地域で活動している個人や団体などの地域住民を中心として、関係の深い専門職や組織などが一緒になって、地域の支え合いを発展させ、資源開発などを含む地域づくりを実質的に進める場である。また、メンバーについては、必要に応じて流動的に設定する。

グランドデザイン

長期的・大規模な計画を意味する言葉。

ケアプラン（介護サービス計画）

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

ケアマネジメント

要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者などが、その人らしく地域で暮らすことができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止に関する諸制度などを活用して、高齢者の生活の維持が図られるよう支援するもの。

高額医療合算介護サービス費

医療保険ごとの世帯を単位として、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度である。

高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されており、1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度である。この場合の利用者負担の合計には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や施設等における食費・居住費は含まない。

合議体

複数の構成員の合議によって、その意思を決定する組織体である。介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者で構成される合議体である。

合計所得金額

前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入（数種類の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。

高齢者虐待

高齢者が家族などの養護者や介護サービス提供者から不適切な扱いを受けて、高齢者の心身の健康が損なわれること。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任の5種類がある。高齢者が虐待を受けていることに気づいた人は、通報する義務がある。

高齢者サロン

高齢者の閉じこもりの防止、近隣での助け合いを育む地域づくりを目的にしており、地域の人々が自由に集まって、自由な発想で企画・運営する「交流の場」である。

高齢者生活支援ハウス

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としたもの。

◇さ行

作業療法士（OT）

医師の指示の下に、身体又は精神に障がいのある者、またはそれが予測されるものに対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる者をいう。

サテライト

本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設。

産官学

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者。

自然体推計

これまでの推移から算出した認定率や利用率の変化をもとに、その傾向が今後とも続くと仮定して認定率、利用率を算出して推計する値をいう。

集団指導

介護保険法の制度や基準の周知、解説による理解の促進。介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務を指導。指定・更新事務等の説明。

縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うこと。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う専門職。原則として介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者。

自立支援

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すること。

シルバー人材センター

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、概ね 60 歳以上の会員で構成されている。

審査支払手数料

国民健康保険連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しており、その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいう。

生産性向上

介護サービスの質の向上と人材確保を目的に、人材育成、チームケアの質の向上、情報共有の効率化に取り組むこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援サービス

在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつ。

生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層のこと。

成年後見制度

成年に達していても、病気や障がいにより十分な意思決定能力を持たない人について、第三者の関与を受けることにより、その人の自己決定権を尊重しながら、障がいの程度や残された能力に応じて法律上の権利を制限し、後見していく制度である。本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の 3 類型がある。

◇た行

タスクシフト

専門職が担う業務の一部を、ほかの職種へ移管または共同化することをいう。

団塊世代

昭和 22 年～24 年（1947～49 年）までの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指す。他世代と比較して人数が多いことからこの呼び名が付いている。

団塊ジュニア世代

昭和 46 年～49 年（1971～74 年）までの第二次ベビーブーム時代に生まれた世代を指す。団塊世代の次に人数が多い。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。地域ケア会議は大きく分けて、「地域ケア推進会議」と「地域ケア個別会議」の二つの会議に分類される。

地域ケア個別会議（ケース検討会）

市町村または地域包括支援センターが主催し、検討する事例のサービス担当者に限らず、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討がなされる会議である。

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う場として設置される。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の三つの事業から構成される。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護保険制度などによる公的サービスのみならず、地域の様々な活動などの多様な社会資源を効果的に活用して、行政・関係機関・地域等が連携して高齢者を包括的及び継続的に支援すること。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護等に関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行ったりなど、必要な支援を包括的に担う機関。隠岐圏域では、各町村にそれぞれ1カ所設置している。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として平成 18（2006）年4月に創設されたサービスである。原則として所在する市町村の住民だけが利用でき、指定・指導監督の権限も市町村である。

電子申請・届出システム

介護サービス事業所の指定申請等について、簡素化や利便性向上に係る対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、Web 上での入力や申請を行うシステム。

特定技能

2019 年4月に創設された、日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野（12 分野 14 業種）において、即戦力となる外国人材の就労が可能になった在留資格のこと。

特定入所者介護サービス費

市町村民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。

◇な行

二次判定

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき行う、審査判定である。

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件の総合的に勘案して日常生活圏域を定める。日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定する。

任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業。任意事業は、地域支援事業を構成する事業の一つである。

認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。

認知症ケアパス

認知症になった場合に、いつ、どこで、どのようなサービスを受けられるのかの情報をまとめたもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知所の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヵ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。各町村の地域包括支援センター等へ配置されている。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の様態の変化に応じて、必要な医療・介護等が連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者をいう。

◇は行

ハイリスクアプローチ

健康リスクを抱えた人を洗い出し、該当者に行動変容をうながすこと。

パブリックコメント

「パブリックコメント（意見公募）制度」とは、公的な機関が基本的な施策（条例・計画など）を策定する際に、案の段階でその案と資料を公表して、住民の方からその案に対する意見や情報を募集し、寄せられた意見などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見に対する市町村の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいう。

ヒアリング

面接調査で、相手の話を聞くことを中心に情報収集する方法のこと。

BCP

事業継続計画（Business（事業） Continuity（継続） Plan（計画））の頭文字を取った言葉。自然災害や感染症といった拡大緊急事態が起きた際、事業への被害を最小限に食い止め、継続させていち早く事業全体を復旧させるために、平常時や緊急時におけるさまざまな対策や方法をまとめた計画のこと。

被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方は、介護保険の第 1 号被保険者となり、原因に関わらず、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できる。市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第 2 号被保険者となり、特定の疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときのみサービスを利用できる。

フレイル

英語の「Frailty（フレイルティ）」が語源となっており、加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営と「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」からなる社会保障充実分で構成される事業。地域支援事業を構成する事業の一つである。

保険給付費

介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付に区分される。

法定計画

法令によって策定が定められ、行政指針となる計画。

ポピュレーションアプローチ

リスクの有無にかかわらず、集団に対して同一の環境整備などを指導することをいう。

◇ら行

理学療法士（PT）

ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職である。

リビングウィルカード

判断能力を有する成人が病気や事故で判断能力を失う等により、自身が「受けない」あるいは「受けない」延命のための医療等について意思表示ができなくなった場合に備え、あらかじめ自分の意志を示しておくカード。

◇わ行

ワンストップ

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、1カ所でまとめて提供するようにしたものをいう。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査分析結果

I. 調査概要

1. 調査目的

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査は、保険者が一般高齢者、総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することを目的として実施しました。

2. 調査圏域

海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域の計 10 圏域

3. 調査対象

隠岐4町村に在住の 65 歳以上の方で、要介護1～5の認定を受けていない一般高齢者、総合事業対象者及び要支援者（島外にお住まいの方、施設入所・入院されている方を除く）

4. 調査方法

郵送による配布・回収（無記名方式）

5. 調査時期

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

6. 調査対象数

6,811 名（悉皆調査）

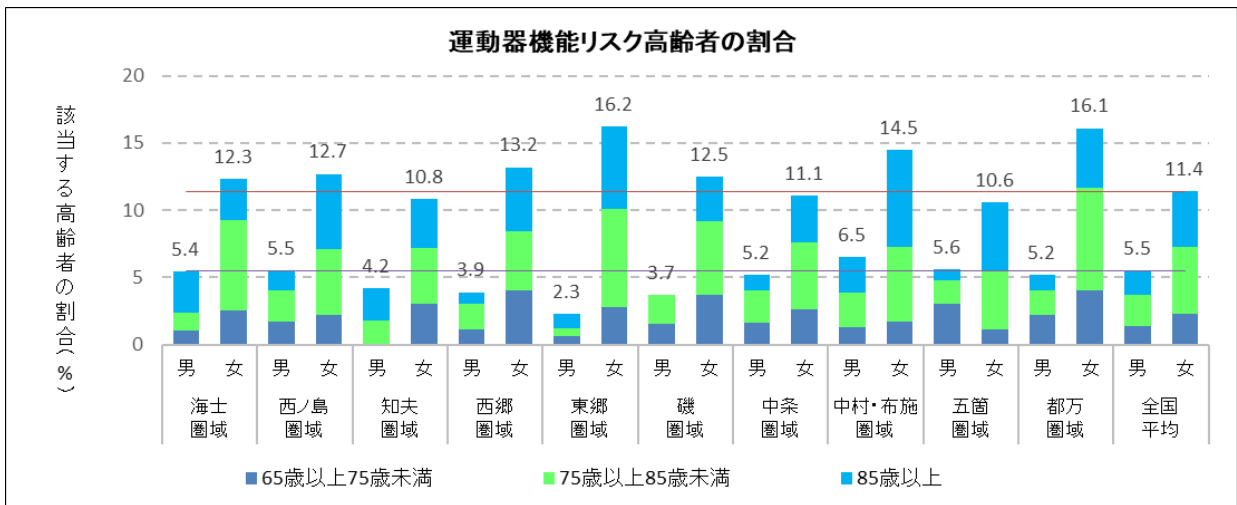
7. 回収結果

3,670 名（回収率 53.9%）

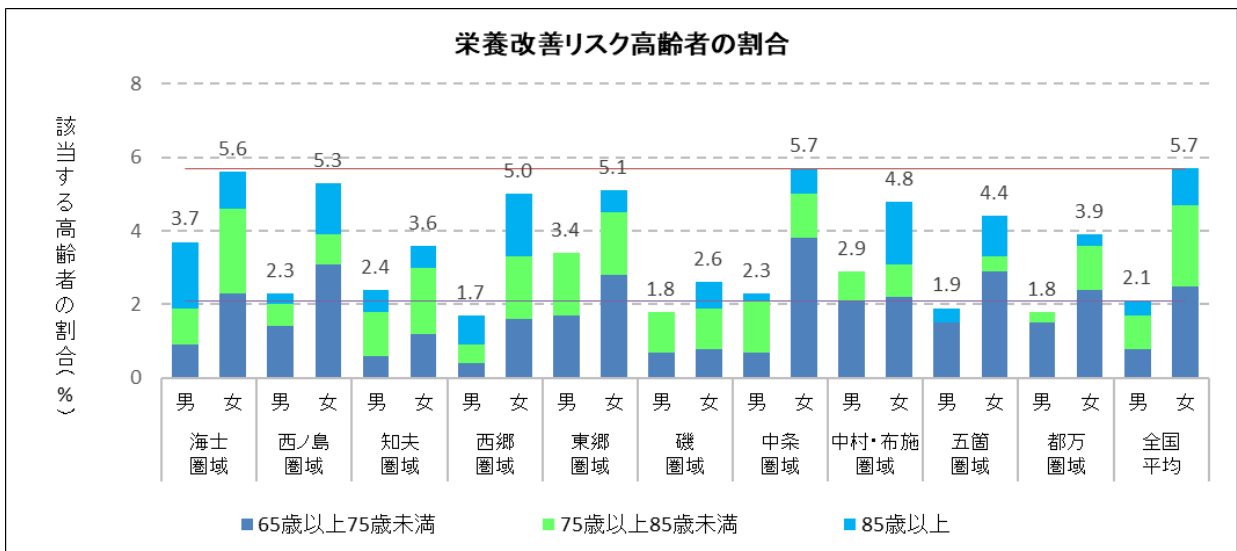
圏域名	対象者	入力数	回収率	R1年度 回収率	比較
海士圏域	767	440	57.4%	58.0%	▲0.6%
西ノ島圏域	1,089	606	55.6%	57.4%	▲1.8%
知夫圏域	239	165	69.0%	68.1%	0.9%
西郷圏域	1,366	753	55.1%	52.7%	2.4%
東郷圏域	368	178	48.4%	49.6%	▲1.2%
磯圏域	575	274	47.7%	43.1%	4.6%
中条圏域	802	423	52.7%	53.6%	▲0.9%
中村・布施圏域	481	235	48.9%	47.1%	1.8%
五箇圏域	567	274	48.3%	49.6%	▲1.3%
都万圏域	557	322	57.8%	53.6%	4.2%
合計	6,811	3,670	53.9%	53.2%	0.7%

Ⅱ. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査指標

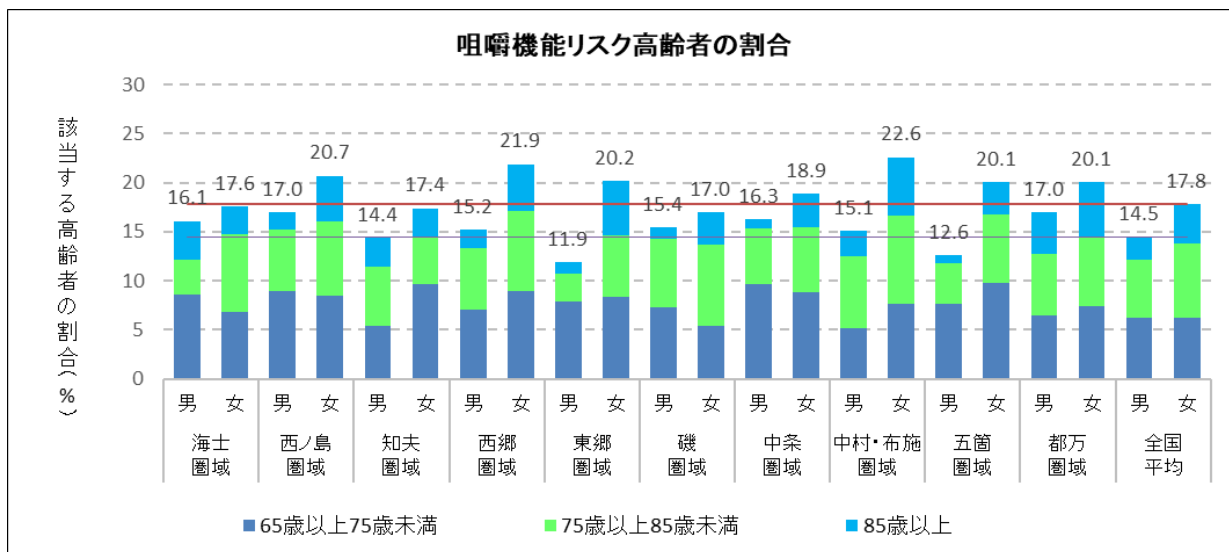
※グラフ中：全国平均 — 全国平均男性 — 全国平均女性 —



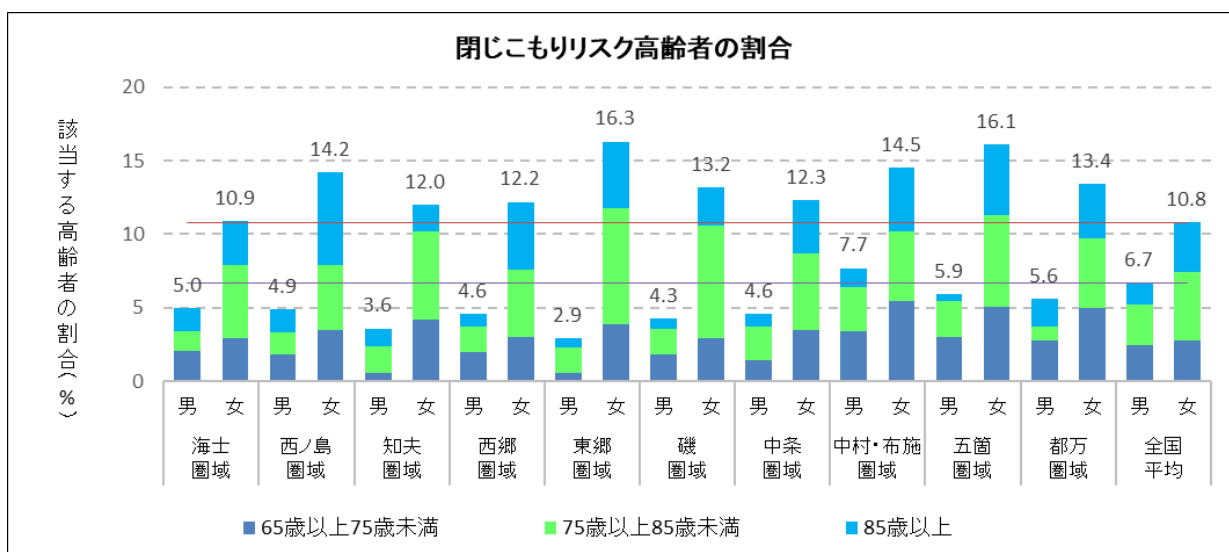
- 男性において、中村・布施圏域、五箇圏域が全国平均の5.5%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域、都万圏域が全国平均の11.4%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。
- 全体的に75歳以上からリスク割合が高くなる傾向です。



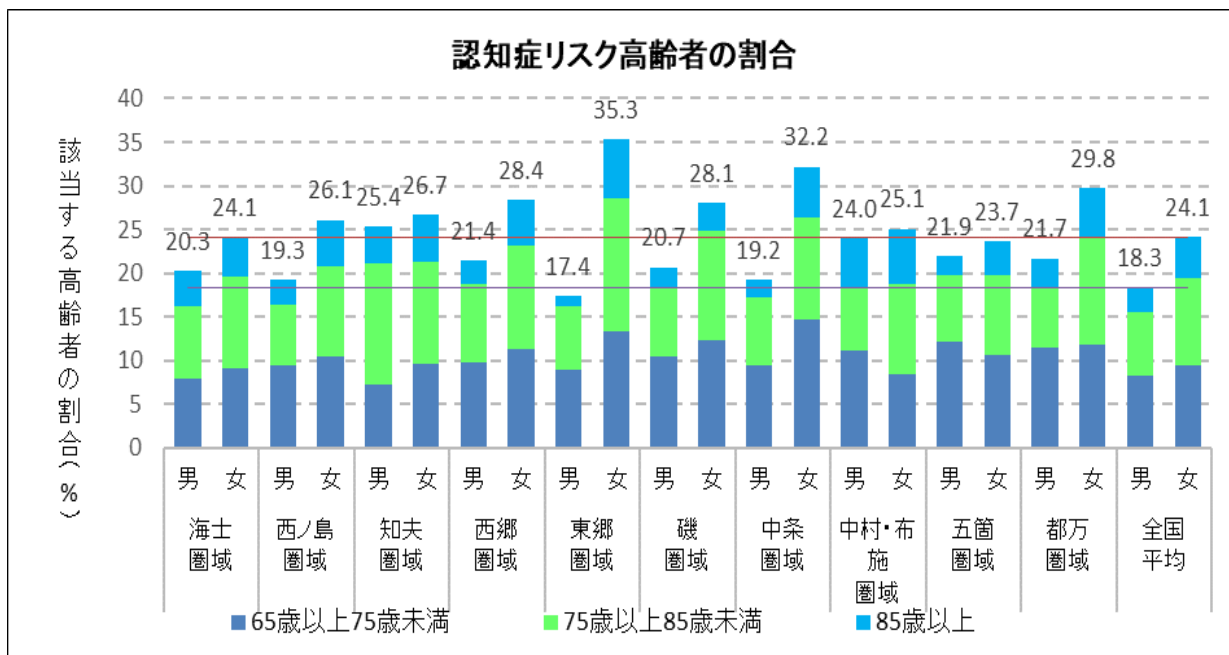
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、東郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域が全国平均の2.1%を上回っています。
- 女性において、全国平均の5.7%を上回っている圏域はありません。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



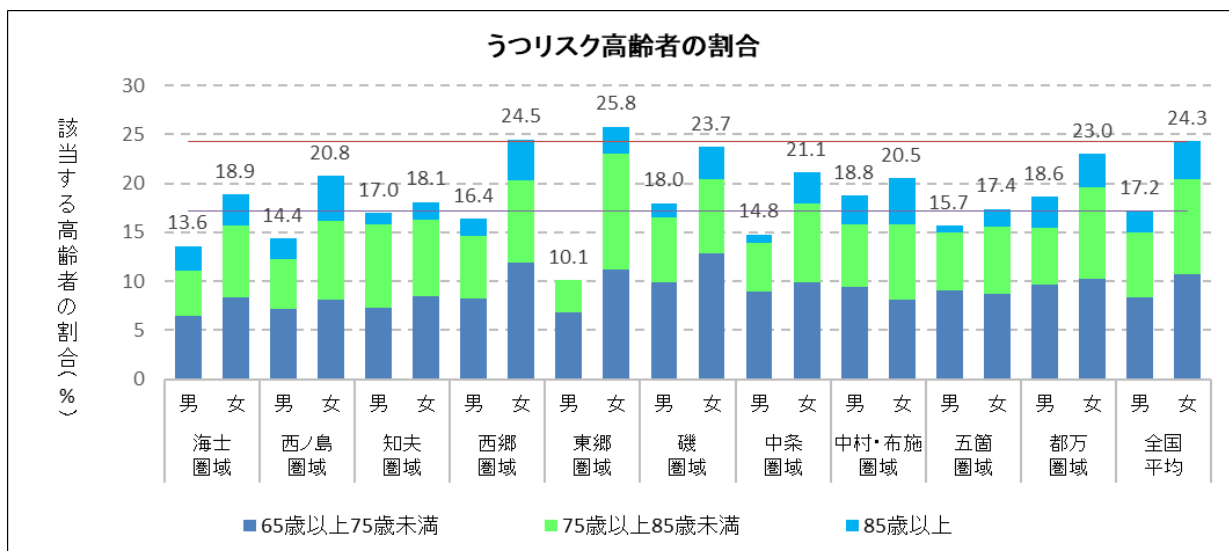
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、都万圏域で全国平均の14.5%を上回っています。
- 女性において、西ノ島圏域、西郷圏域、東郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域で全国平均の17.8%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



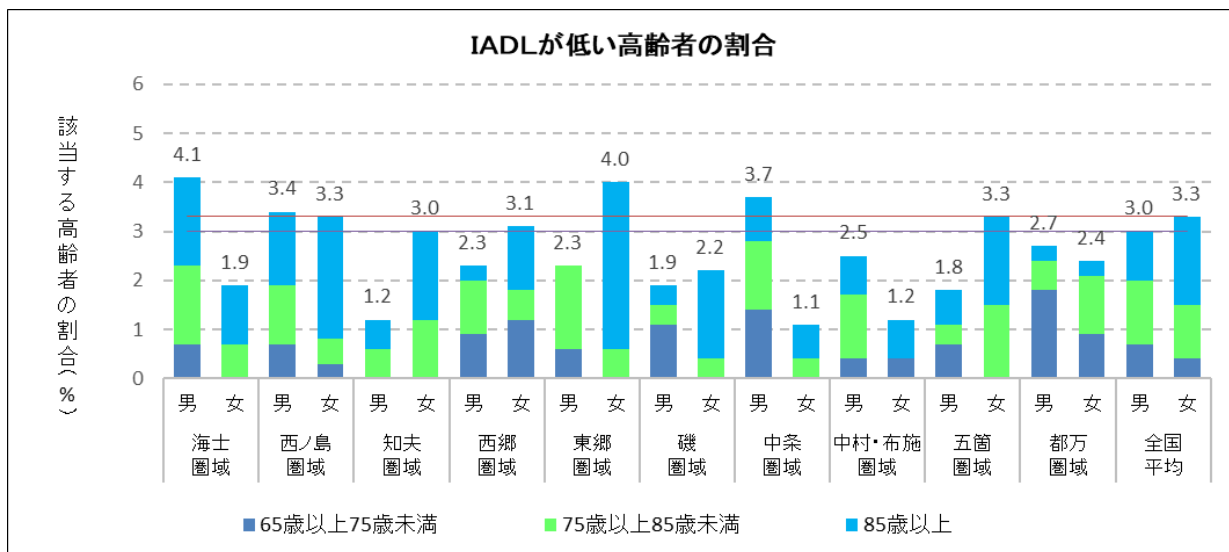
- 男性において、中村・布施圏域で全国平均の6.7%を上回っています。
- 女性において、全圏域で全国平均の10.8%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



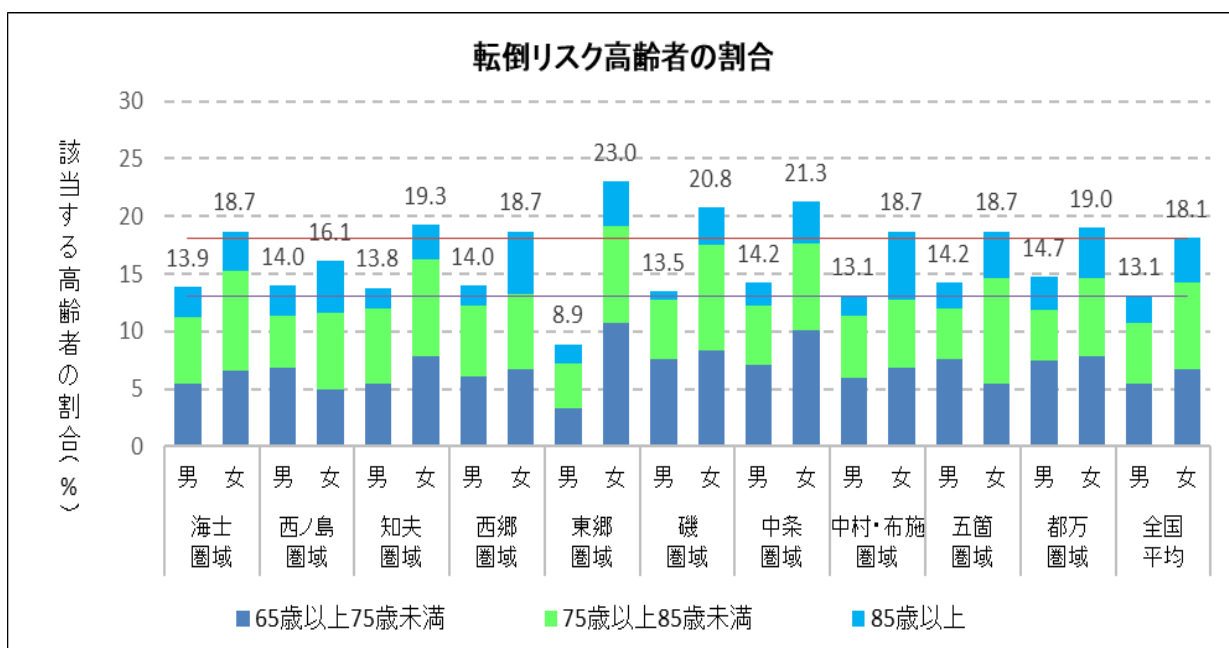
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域で全国平均の18.3%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、都万圏域で全国平均の24.1%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



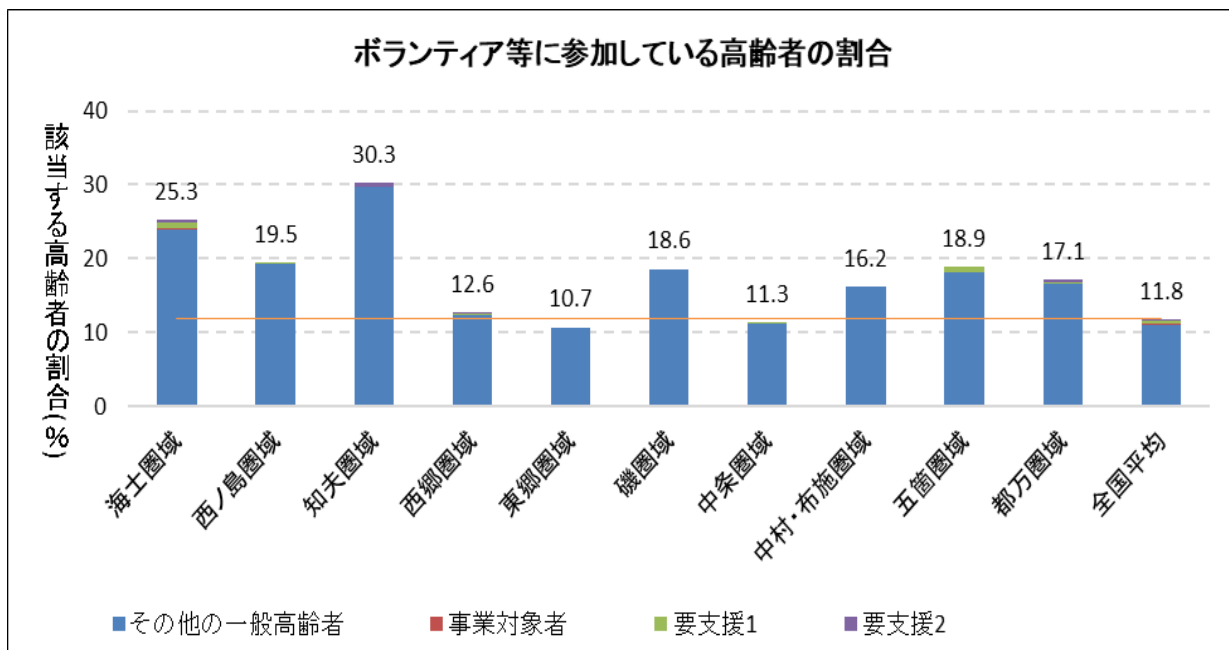
- 男性において、磯圏域、中村・布施圏域、都万圏域が全国平均の17.2%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域、東郷圏域が全国平均の24.3%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



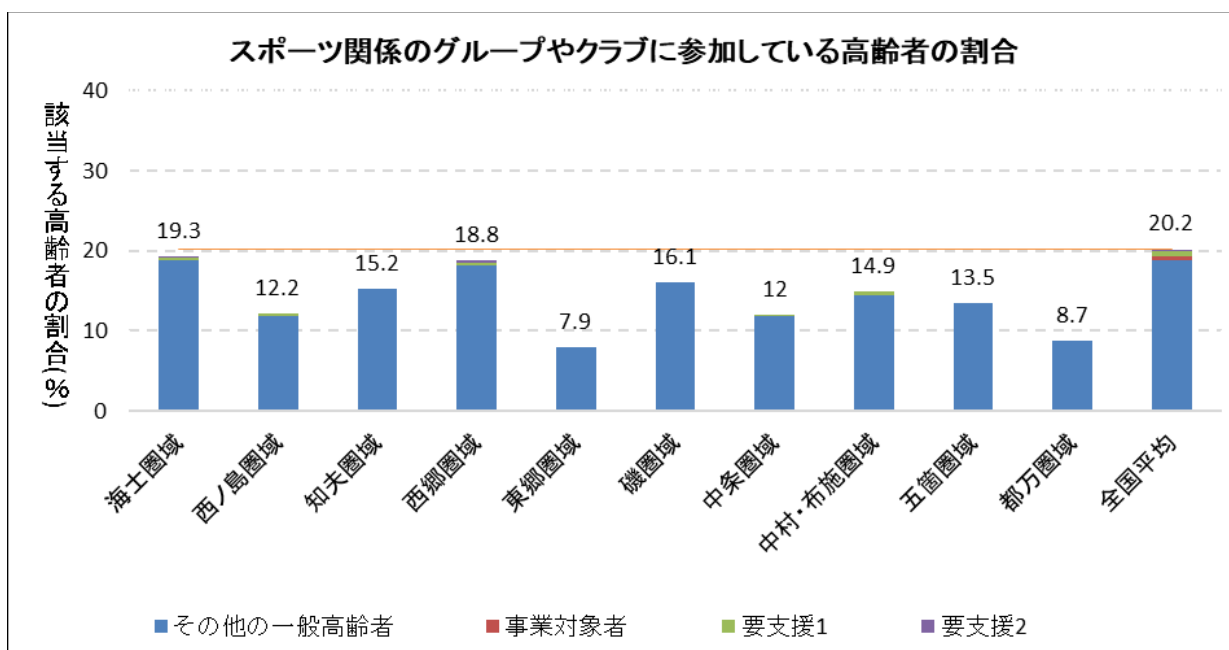
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、中条圏域が全国平均の 3.0%を上回っています。
- 女性において、東郷圏域が全国平均の 3.3%を上回っています。



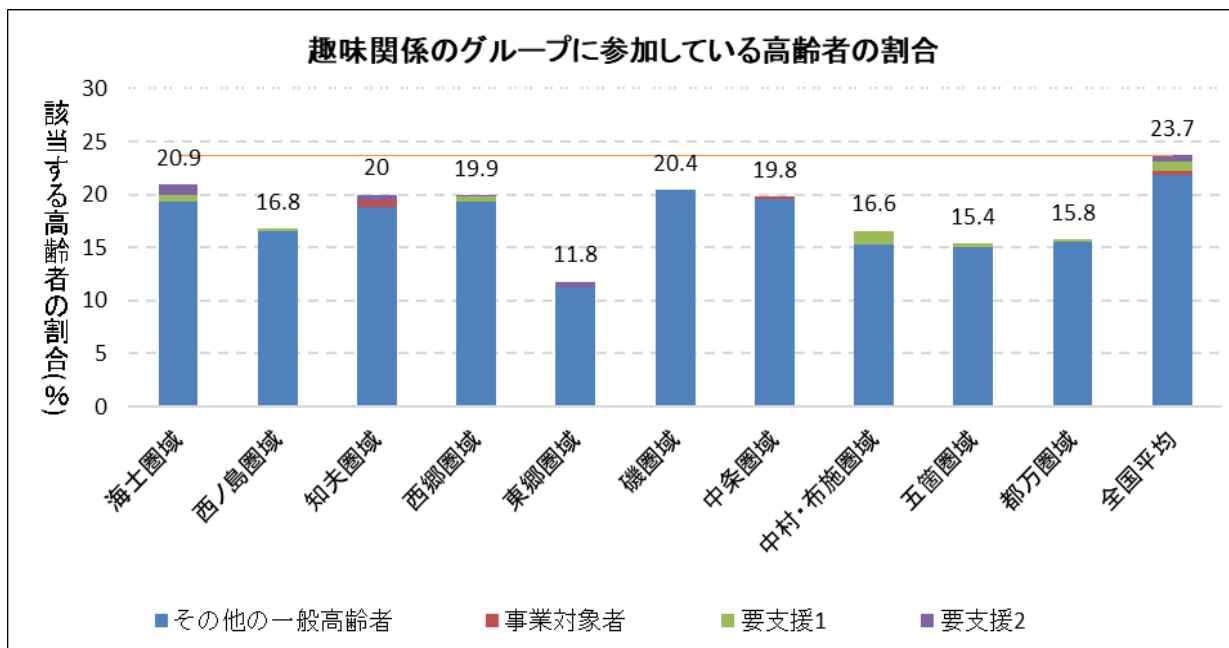
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域、五箇圏域、都万圏域で全国平均の 13.1%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域で全国平均の 18.1%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



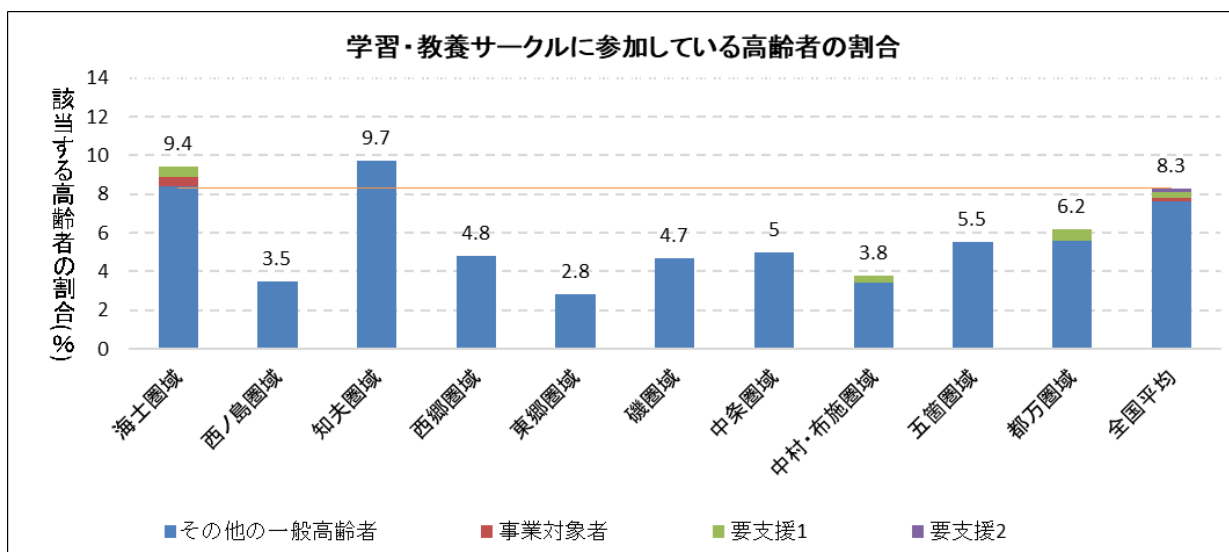
- 海土圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域において全国平均の11.8%を上回っています。
- 最も高い圏域は知夫圏域であり、30.3%が参加されています。



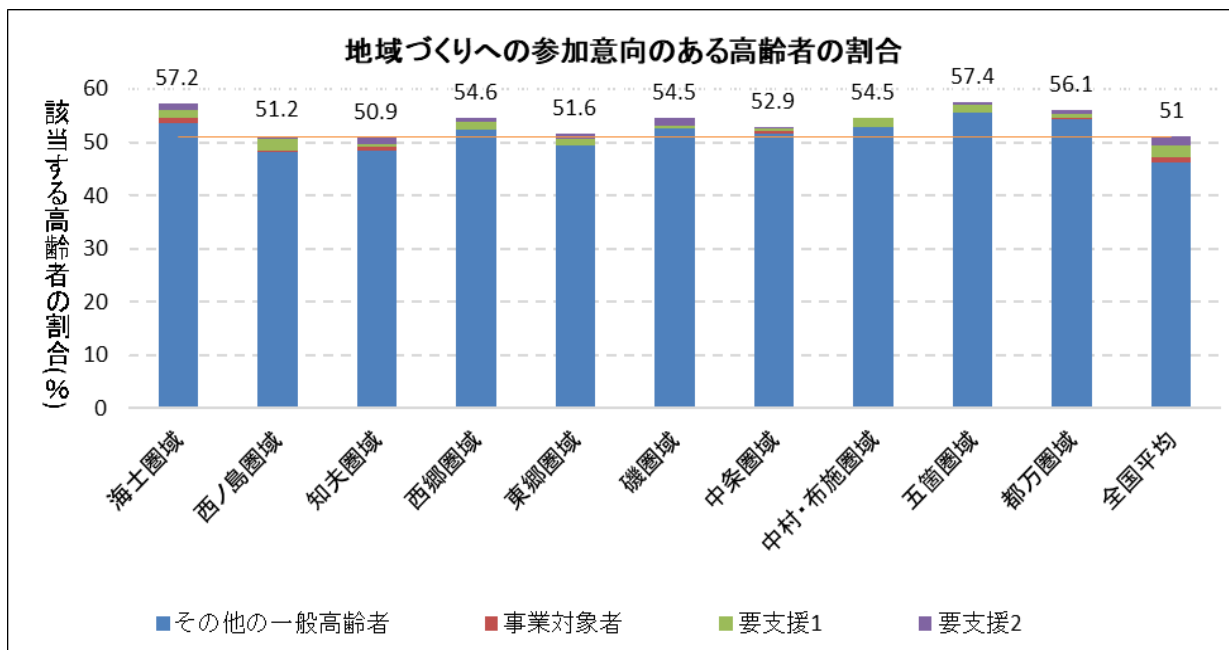
- 全圏域において全国平均の20.2%を下回っています。
- 最も高い圏域は海土圏域であり、19.3%が参加されています。



- 全圏域において全国平均の 23.7%を下回っています。
- 最も高い圏域は海土圏域であり、20.9%が参加されています。

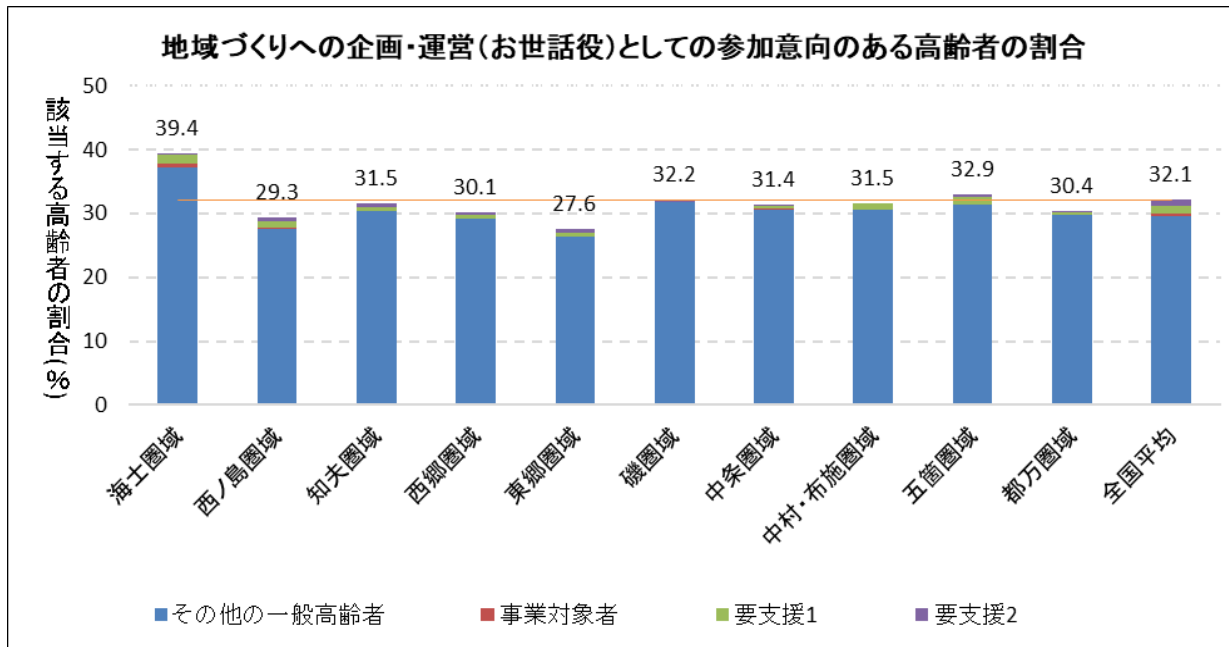


- 海土圏域、知夫圏域において全国平均の 8.3%を上回っています。
- 最も高い圏域は知夫圏域であり、9.7%が参加されています。



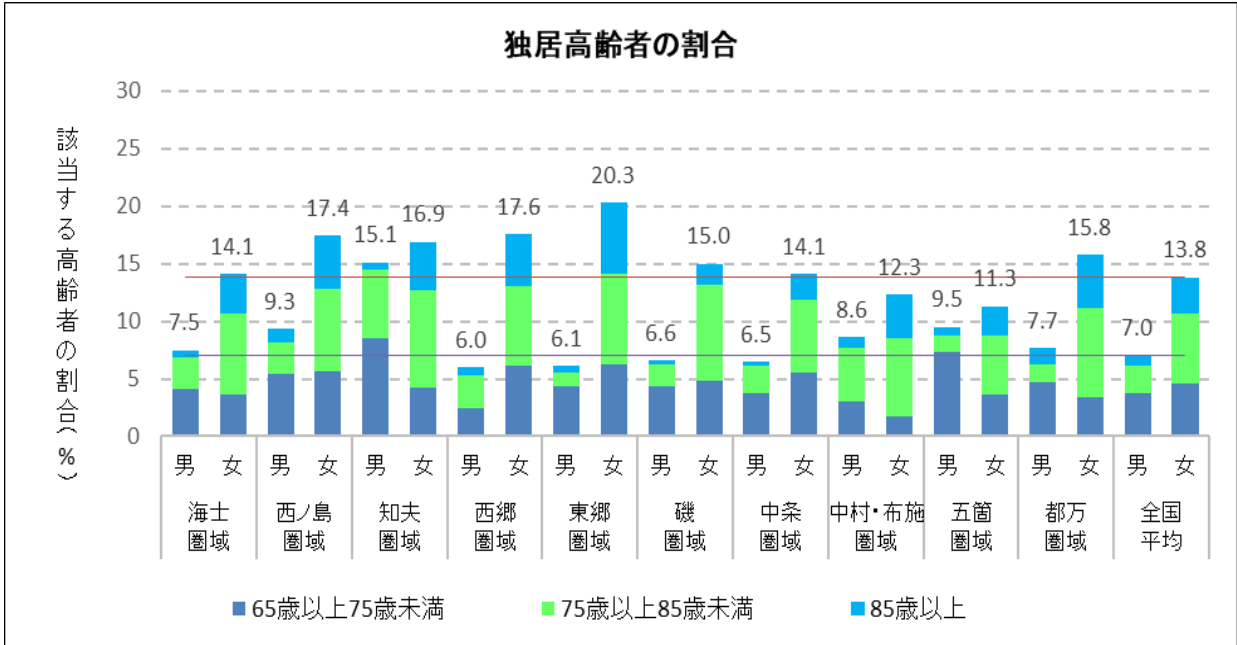
○海土圏域、西ノ島圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域において全国平均の 51.0%を上回っており、比較的多くの方が地域づくりへの参加意欲をもっておられます。

○最も高い圏域は五箇圏域であり、57.4%が参加の意向を示しています。

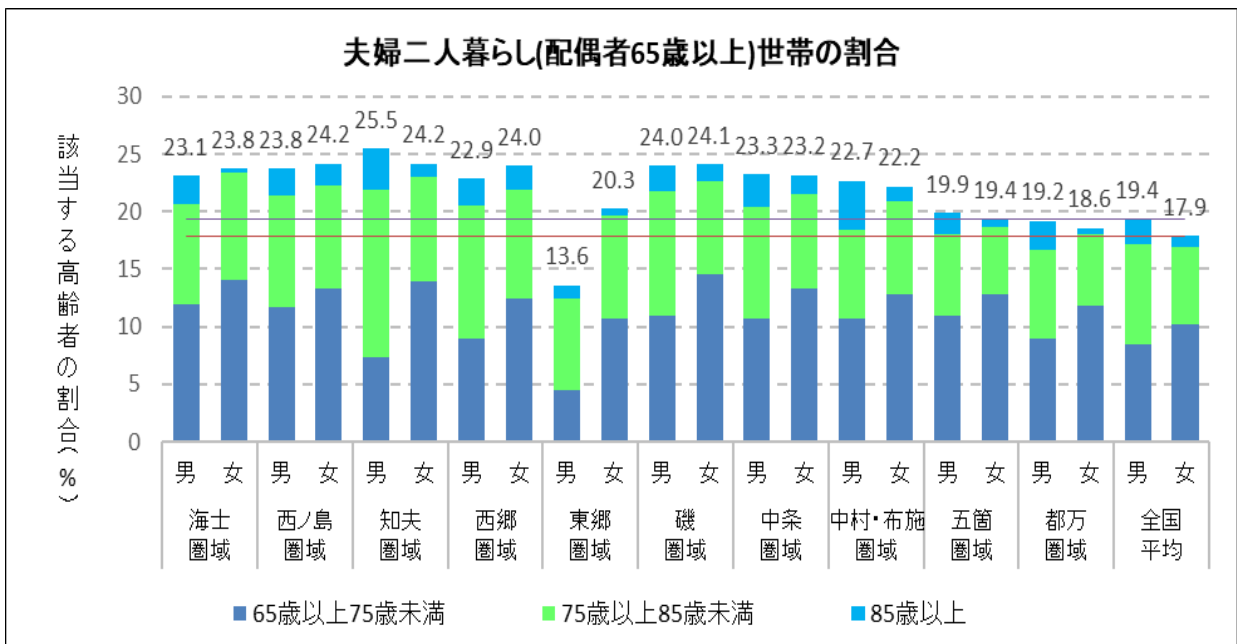


○海土圏域、磯圏域、五箇圏域において全国平均の 32.1%を上回っています。

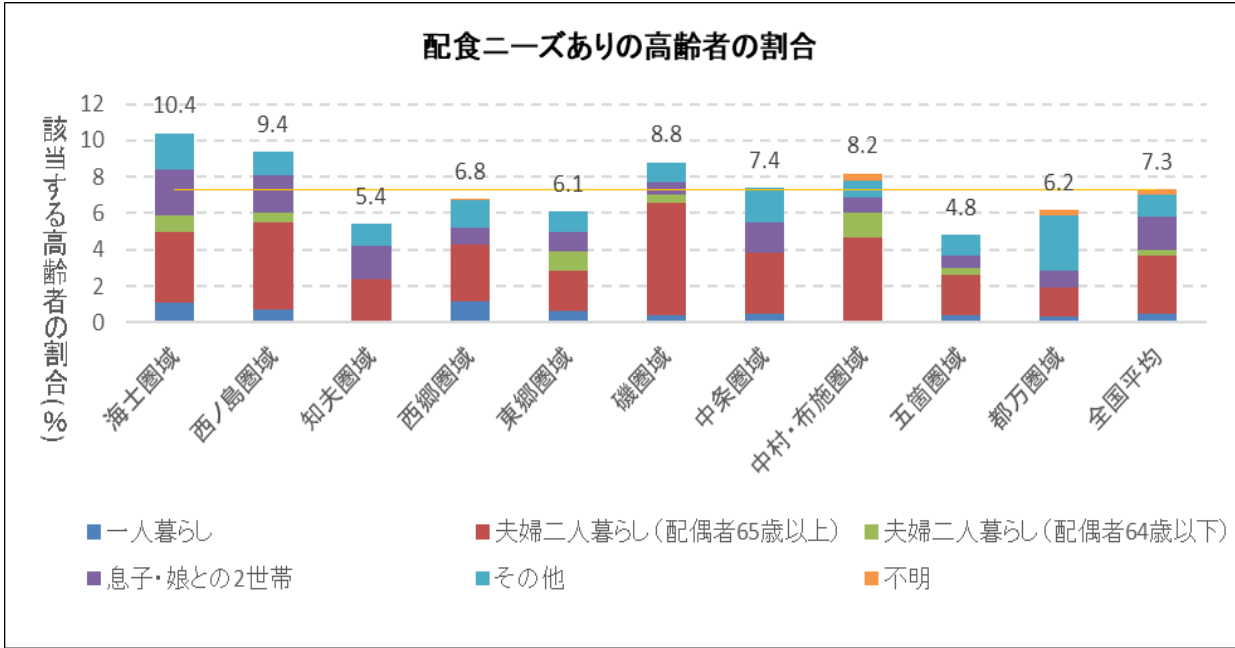
○最も高い圏域は海土圏域であり、39.4%が参加の意向を示しています。



- 男性において、海土圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域で全国平均の7.0%を上回っています。
- 女性において、海土圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、都万圏域で全国平均の13.8%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性の割合が高くなっています。

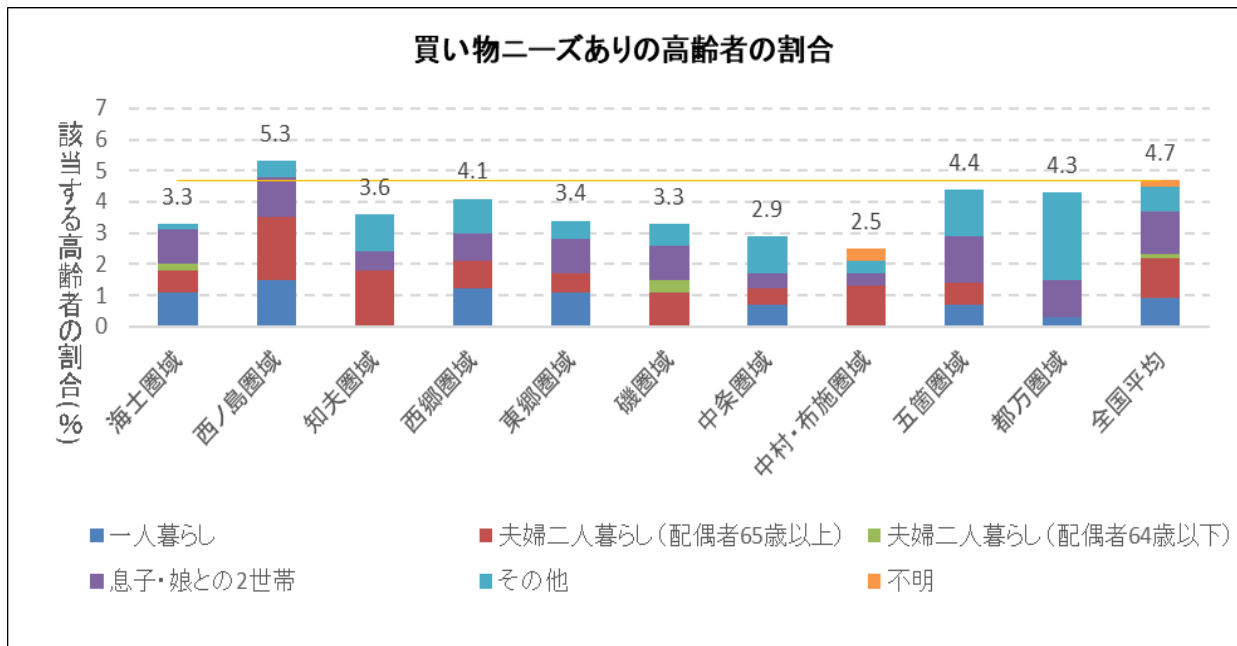


- 男性において、海土圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域で全国平均の19.4%を上回っています。
- 女性において、全圏域で全国平均の17.9%を上回っています。



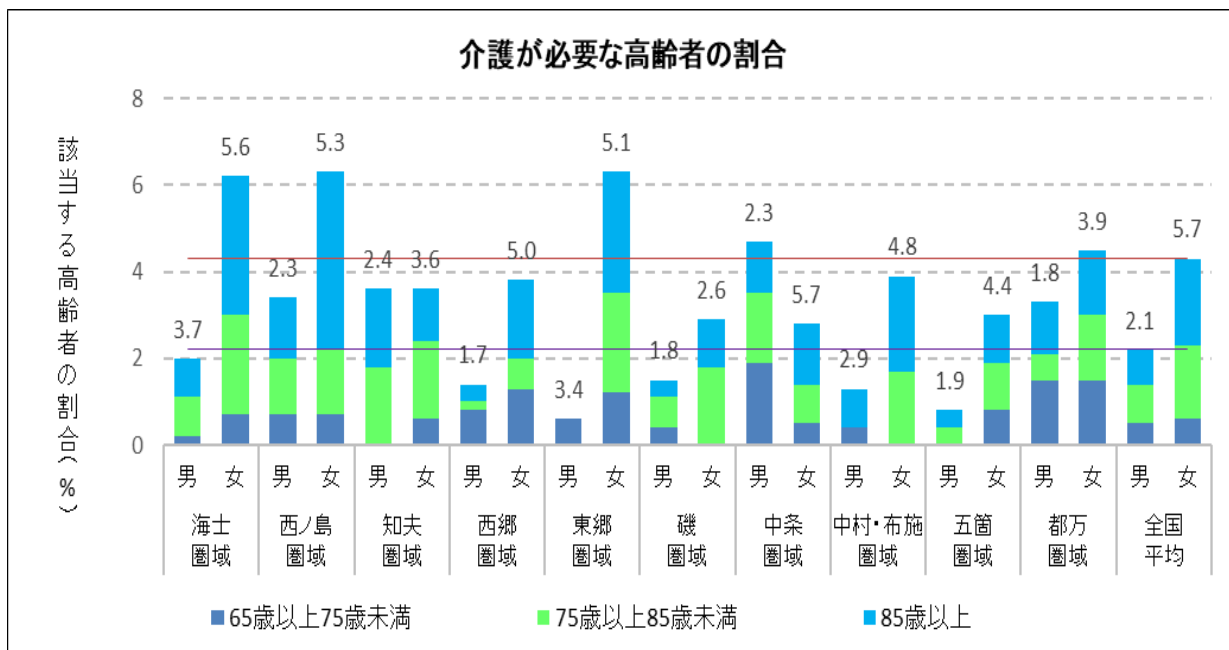
○海土圏域、西ノ島圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域において全国平均の7.3%を上回っています。

○最も高い圏域は海土圏域であり、次いで西ノ島圏域が高くなっています。

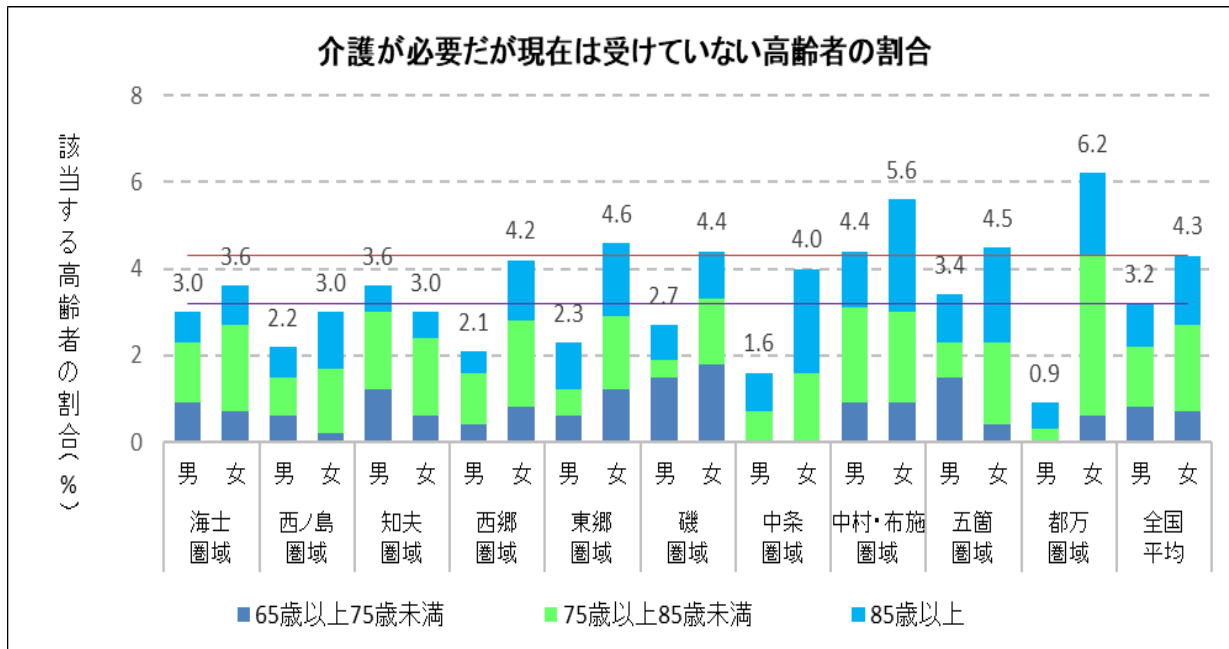


○西ノ島圏域において全国平均の4.7%を上回っています。

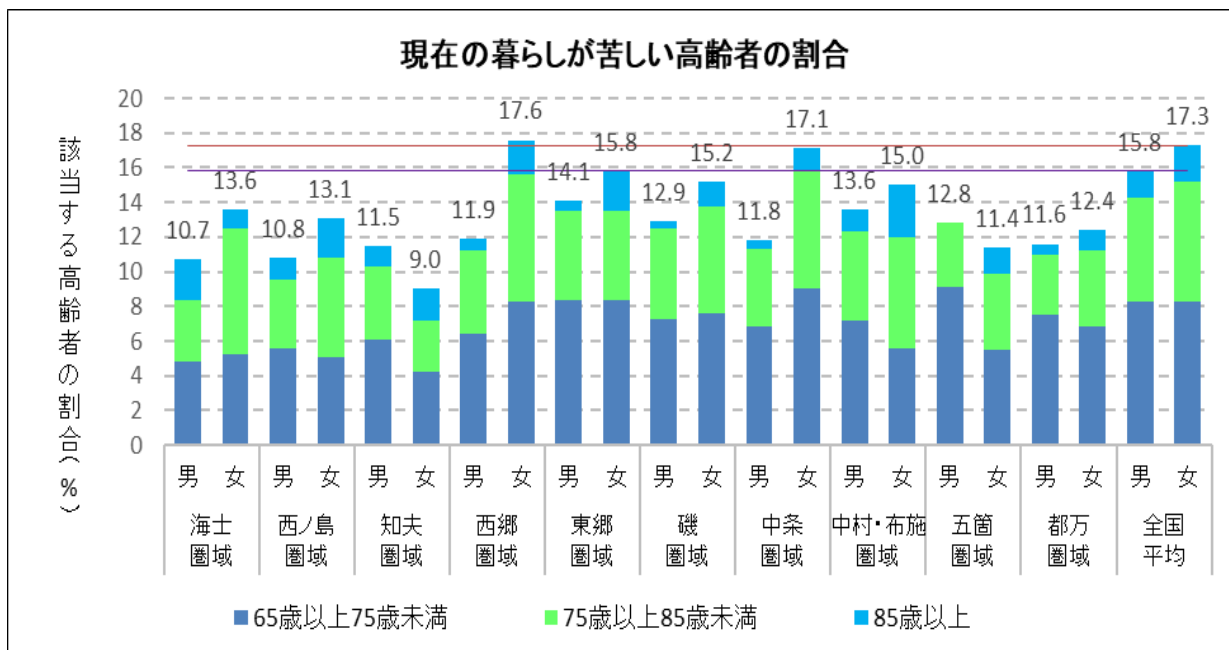
○買い物ニーズありの高齢者の割合が最も高い圏域は西ノ島圏域であり、次いで五箇圏域が高くなっています。



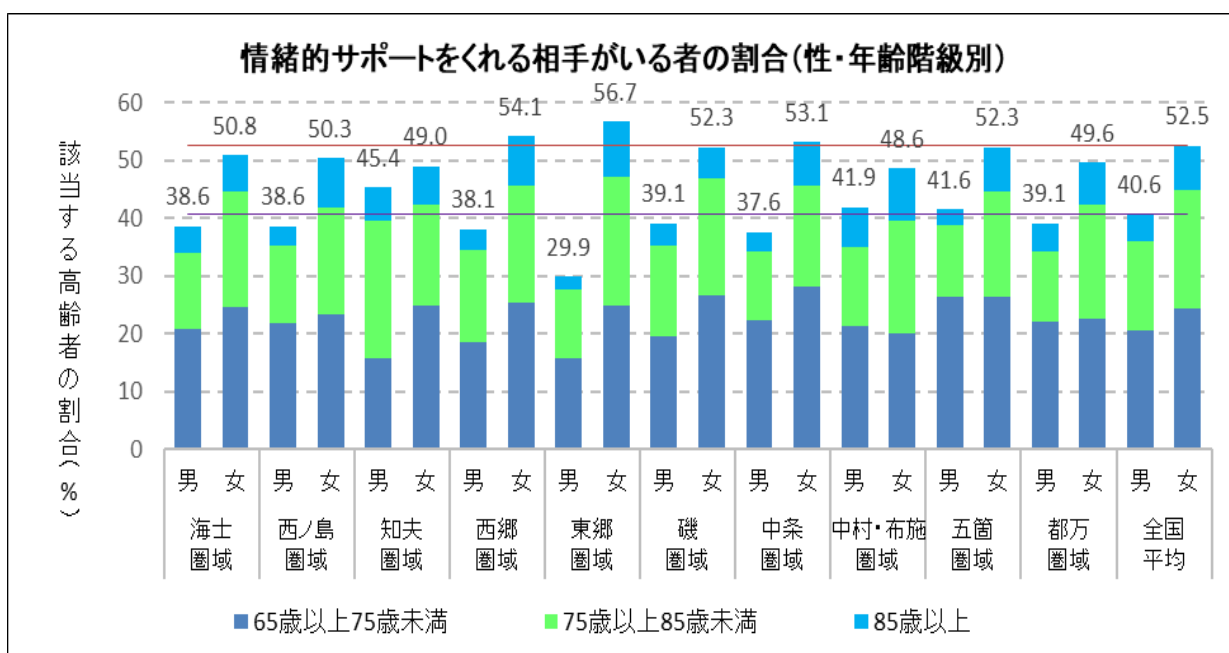
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、中条圏域、都万圏域が全国平均の 2.2%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、東郷圏域、都万圏域が全国平均の 4.3%を上回っています。



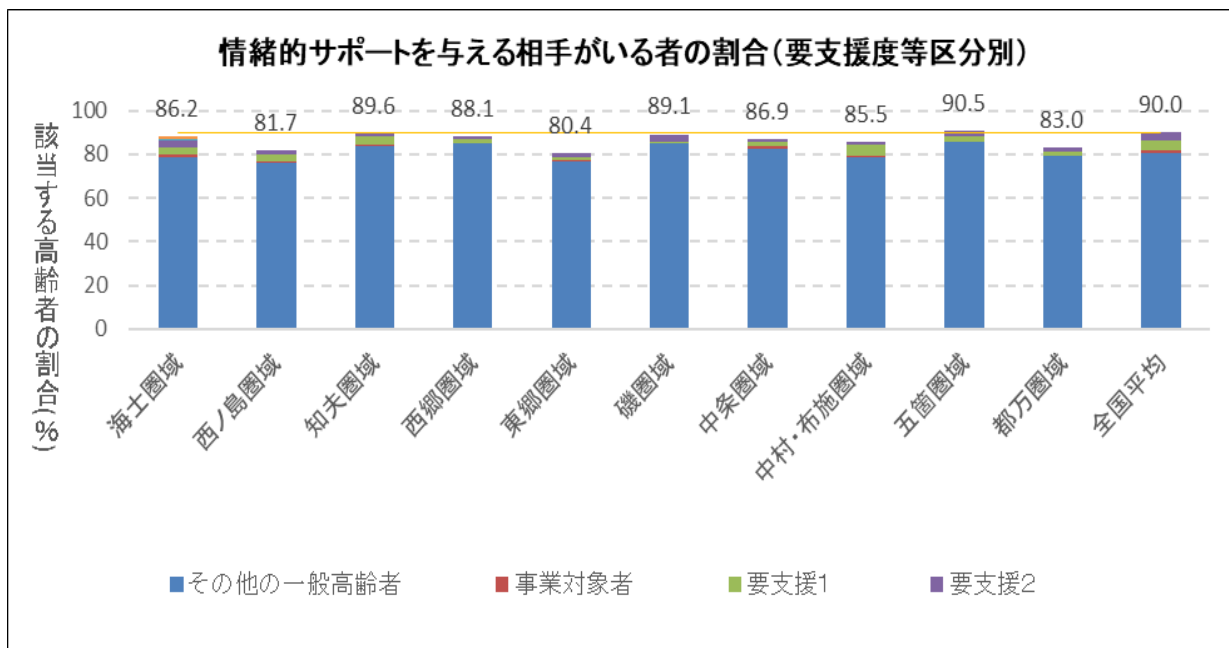
- 男性において、知夫圏域、中村・布施圏域、五箇圏域が全国平均の 3.2%を上回っています。
- 女性において、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域が全国平均の 4.3%を上回っています。



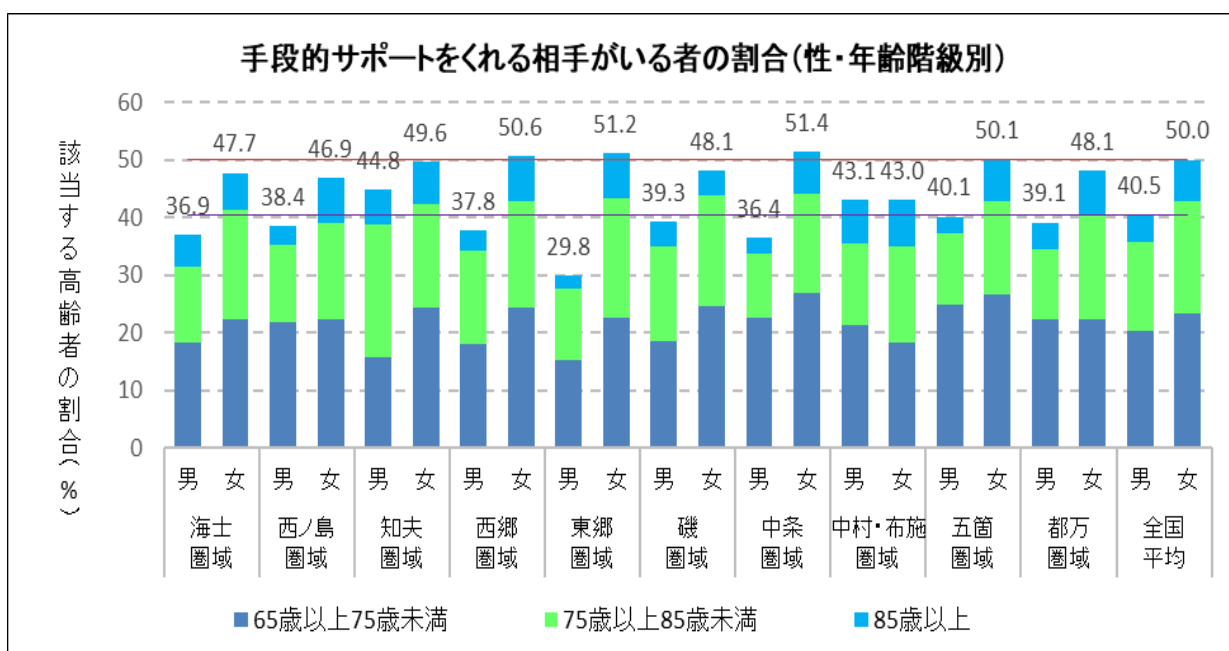
- 男性において、全圏域で全国平均の 15.8%を下回っています。
- 女性において、西郷圏域で全国平均の 17.3%を上回っています。
- 島前地域に比べて島後地域の割合が高くなっています。



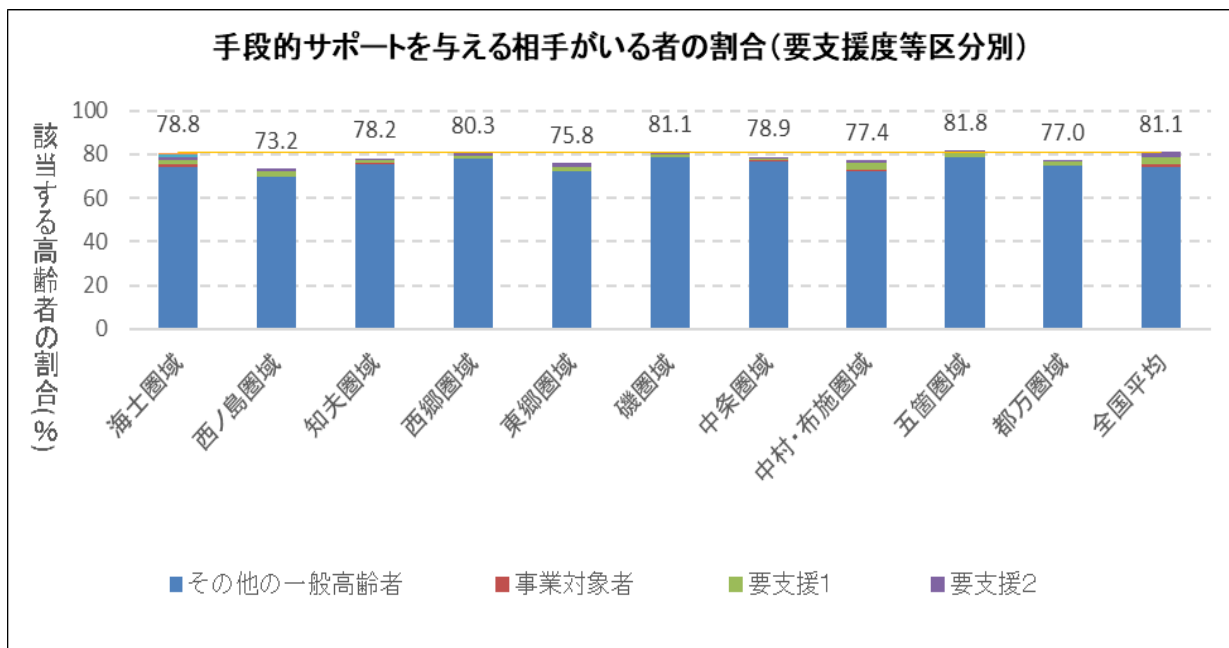
- 男性において、知夫圏域、中村・布施圏域、五箇圏域で全国平均の 40.6%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域、東郷圏域、中条圏域で全国平均の 52.5%を上回っています。



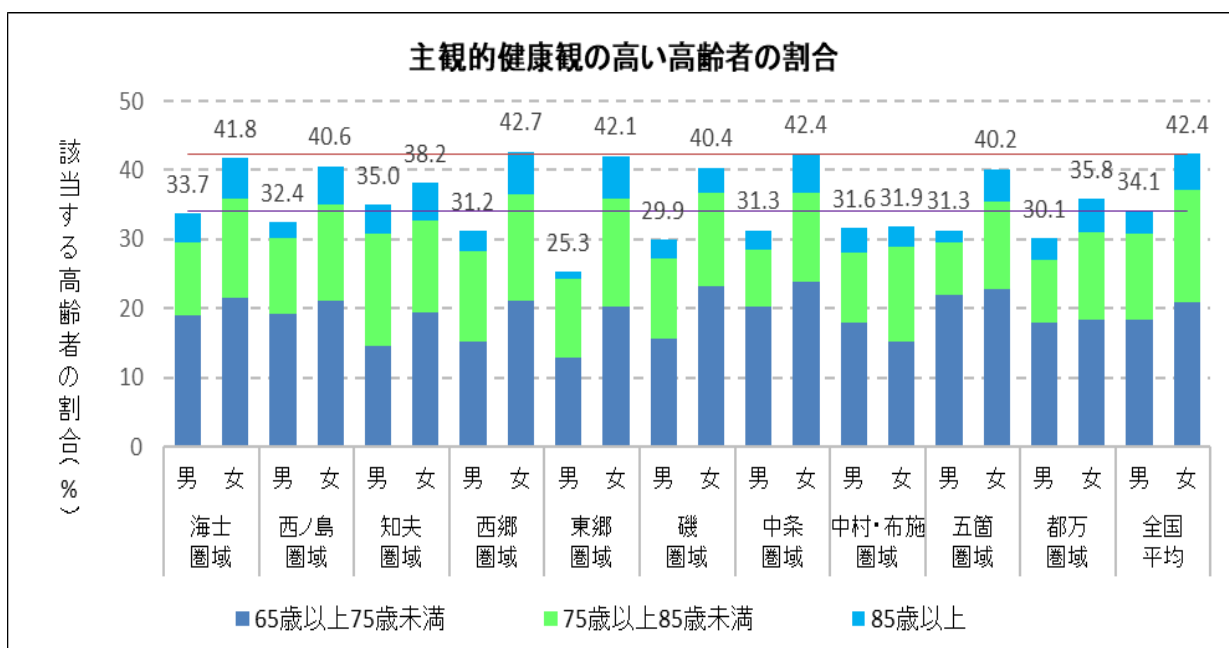
- 五箇圏域において全国平均の90.0%を上回っています。
- その他の一般高齢者が高い割合となっています。



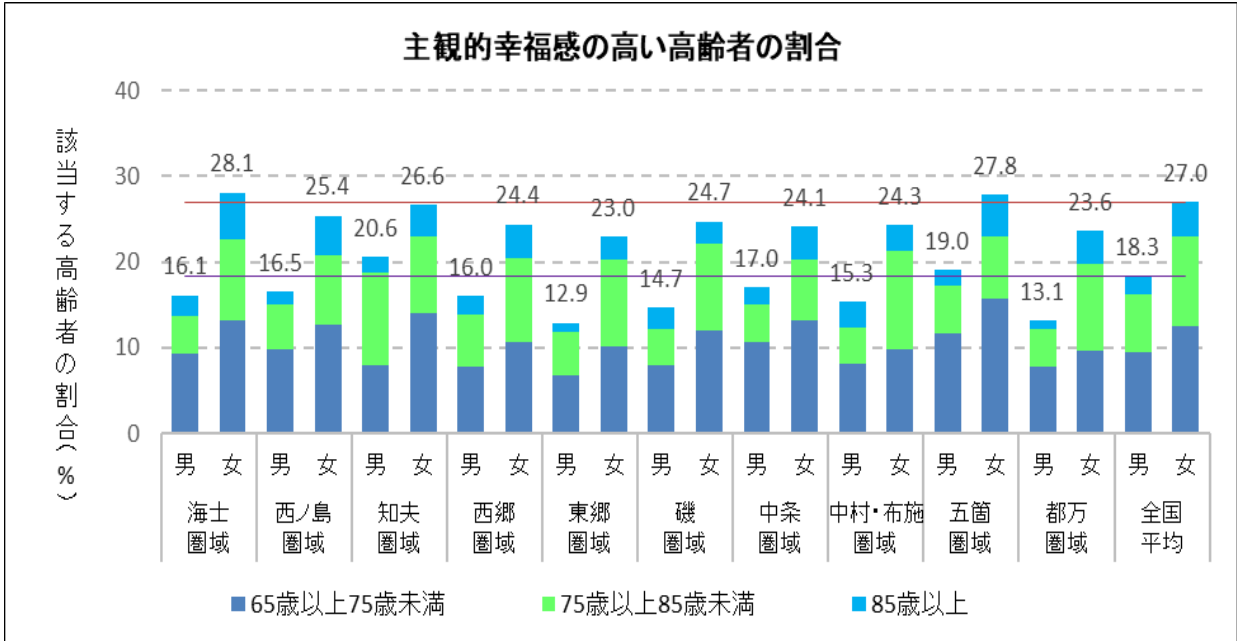
- 男性において、知夫圏域、中村・布施圏域が全国平均の40.5%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域、東郷圏域、中条圏域、五箇圏域が全国平均の50.0%を上回っています。



- 五箇圏域において全国平均の81.1%を上回っています。
- その他の一般高齢者が高い割合となっています。



- 男性において、知夫圏域が全国平均の34.1%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域が全国平均の42.4%を上回っています。
- 全圏域において、男性より女性の割合が高くなっています。



- 男性において、知夫圏域、五箇圏域が全国平均の 18.3%を上回っています。
- 女性において、海土圏域、五箇圏域が全国平均の 27.0%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性の割合が高くなっています。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。
なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護および活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、隠岐広域連合及び構成町村（海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町）による介護保険事業計画策定と効果評価の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、隠岐広域連合個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。
- ただし、介護保険事業計画策定時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市町村外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析するなど、個人が識別されない形で利用することがあります。

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成をお教えてください

1. 1人暮らし
20. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
4. 息子・娘との2世帯
5. その他

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)

【(2)において「1. 介護・介助は必要ない」以外の方のみ】

①介護・介助が必要になった主な原因はなんですか(いくつでも)

1. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等)
2. 心臓病
3. がん(悪性新生物)
4. 呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)
5. 関節の病気(リウマチ等)
6. 認知症(アルツハイマー病等)
7. パーキンソン病
8. 糖尿病
9. 腎疾患(透析)
10. 視覚・聴覚障害
11. 骨折・転倒
12. 脊椎損傷
13. 高齢による衰弱
14. その他()
15. 不明

【(2)において「3. 現在、何らかの介護を受けている」の方のみ】

②主にどなたの介護、介助を受けていますか(いくつでも)

1. 配偶者(夫・妻)
2. 息子
3. 娘
4. 子の配偶者
5. 孫
6. 兄弟・姉妹
7. 介護サービスのヘルパー
8. その他()

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. ふつう
4. ややゆとりがある 5. 大変ゆとりがある

(4) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

1. 持家（一戸建て） 2. 持家（集合住宅）
3. こうえいちんたいじゅうたく 公営賃貸住宅 4. みんかんちんたいじゅうたく 民間賃貸住宅（一戸建て）
5. みんかんちんたいじゅうたく 民間賃貸住宅（集合住宅） 6. 借家
7. その他

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(3) 15分位続けて歩いていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	
1. 何度もある	2. 1度ある
3. ない	
(5) 転倒に対する不安は大きいですか	
1. とても不安である	2. やや不安である
3. あまり不安でない	4. 不安でない
(6) 週に1回以上は外出していますか	
1. ほとんど外出しない	2. 週1回
3. 週2~4回	4. 週5回以上
(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	
1. とても減っている	2. 減っている
3. あまり減っていない	4. 減っていない
(8) 外出を控えていますか	
1. はい	2. いいえ
【(8)で「1. はい」(外出を控えている)の方のみ】	
①外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)	
1. 病気	2. 障害 <small>(しょうがい のうそっちゅう こういしょう)</small> (脳卒中の後遺症など)
3. 足腰などの痛み	4. トイレの心配(失禁など)
5. 耳の障害(聞こえの問題など)	6. 目の障害
7. 外での楽しみがない	8. 経済的に出られない
9. 交通手段がない	10. その他()

(4) 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(5) 自分で請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか
※① - ⑧それぞれに回答してください

	週4回 以上	週2 ~3回	週1回	月1 ~3回	年に 数回	参加して いない
① ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
② スポーツ関係のグループや クラブ	1	2	3	4	5	6
③ 趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④ 学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤ 町村が実施する健康教室、 サロン（あつまり）など介護 予防のための通いの場	1	2	3	4	5	6
⑥ 老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑦ 町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑧ 収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

問6

たすけあいについて

あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他() | 8. そのような人はいない | |

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他() | 8. そのような人はいない | |

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他() | 8. そのような人はいない | |

(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人(いくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他() | 8. そのような人はいない | |

(5) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 毎日ある | 2. 週に何度かある | 3. 月に何度かある |
| 4. 年に何度かある | 5. ほとんどない | |

(6) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。
同じ人には何度会っても1人と数えることとします。

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 1. 0人 (いない) | 2. 1～2人 | 3. 3～5人 |
| 4. 6～9人 | 5. 10人以上 | |

(7) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。(いくつでも)

- | | | |
|-------------------|---------------|------------|
| 1. 近所・同じ地域の人 | 2. 幼なじみ | 3. 学生時代の友人 |
| 4. 仕事での同僚・元同僚 | 5. 趣味や関心が同じ友人 | |
| 6. ボランティア等の活動での友人 | | |
| 7. その他 | 8. いない | |

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

1. とてもよい 2. まあよい 3. あまりよくない 4. よくない

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか
(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)

とても不幸										とても幸せ
0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

1. はい 2. いいえ

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

1. はい 2. いいえ

(5) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた
4. もともと吸っていない

(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (いくつでも)

1. ない 2. 高血圧 3. のうそっちゅう 脳卒中 (のうしゅっけつ・のうこうそく 脳出血・脳梗塞等)
4. 心臓病 5. とうにょうびょう 糖尿病 6. こうしけっしょう 高脂血症 (ししつじょう 脂質異常)
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等) 8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気
9. じんぞう 腎臓・ぜんりつせん 前立腺の病気 10. きんこっかく 筋骨格の病気 (こつそ 骨粗しょう症、ししょう 関節症等)
11. がいしょう 外傷 (てんとう 転倒・こっせつ 骨折等) 12. がん (新生物) 13. 血液・めんえき 免疫の病気
14. うつ病 15. にんちしょう 認知症 (アルツハイマー病等) 16. パーキンソン病
17. 目の病気 18. 耳の病気 19. その他 ()

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

(1) 認知症の症状がある又は 家族に認知症の症状がある人がいますか

1. はい 2. いいえ

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

1. はい 2. いいえ

■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました■■■

隠岐広域連合介護保険事業計画

令和 6 (2024)年度～令和 8 (2026)年度

発行・編集

〒685-0104島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016

隠岐広域連合 介護保険課

TEL(08512)6-9151/FAX(08512)6-3330

URL <https://okikouiki.jp>

E-mail kaigo@okikouiki.jp